



Title	地域森林資源の利用に関する研究：国有林地帯における農民的林野利用の展開を中心として
Author(s)	井上, 靖彦; INOUE, Yasuhiko
Citation	北海道大学農学部 演習林研究報告, 51(2), 167-242
Issue Date	1994-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/21382
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(2)_P167-242.pdf



地域森林資源の利用に関する研究

— 国有林地帯における農民的林野利用の展開を中心として —

井上靖彦*

A Study on the Utilization of Regional Forest Resources

— Development of Forest Utilization by Farmers in the National Forest Region —

by

Yasuhiko INOUE*

要 旨

森林資源をめぐる用材生産と地場産業との関連、あるいは地域資源の総合的な管理のあり方が地域の資源・環境問題として問われている。本研究は典型的な国有林地帯である山形県小国町における森林資源利用の展開を農民的林野利用と国有林経営との関連で分析したものである。

小国町における第二次世界大戦後の森林資源利用は、国有林経営における用材生産を基調とした画一的・一面的資源利用と、地域住民の生産、生活に根ざした多様な森林資源利用との相克として展開したが、地域住民の林野利用は国家的土地所有とその資本主義的経営様式との両面から制限されていた。また、国有林の経営が資源収奪的であったのに対して、地域住民の森林資源利用は持続的な生産を前提とした多面的な利用であり、複合経営の成立は、住民の定住条件に結びついていた。

山村地域の活性化を図るためには、地域住民の積極的な参加を基礎として森林資源利用を一面的なものから多面的なものへ、個別的な資源管理から総合的な資源管理へ転換することが必要であり、そのことが地域資源の保全を図るうえでも重要である。

キーワード：地域資源、林野利用、国有林、資源管理

1994年3月31日受理 Received March 31, 1994

*北海道大学農学部森林科学科森林施業計画学講座

*Laboratory of Forest Management, Department of Forest Science, Faculty of Agriculture, Hokkaido University, Sapporo 060

(現在)北海道胆振支庁胆振東部地区林業指導事務所

Present address: Iburi East District Forestry Guidance Office, Iburi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Tomakomai 053

目 次

緒言	169
1. 研究の課題	169
2. 研究の方法	170
第1章 森林資源問題と環境保全型生産	171
第1節 森林資源政策の展開と森林施業	171
1. 森林資源政策と国有林経営の展開	171
2. 森林資源政策の転換と森林施業	173
第2節 アナ林伐採問題と農林漁業経営	174
第3節 環境保全型生産への転換	175
第2章 調査地の概況	177
第1節 小国町の概況	177
第2節 横川・足水川流域の集落構造	178
第3章 林野所有の形成と農民的林野利用の展開（第1期, 1873～1945年）	181
第1節 林野所有の形成と林野制度	181
1. 林野所有の形成過程	182
2. 委託林制度	185
第2節 国有林経営の展開と森林施業	186
1. 国有林経営の展開過程	186
2. 小国営林署における森林施業	187
第3節 農民的林野利用の展開過程	190
1. 小国地方の概況	190
2. 小商品生産と自給的林野利用	191
3. 国有林における地域住民の林野利用	194
4. 山村農民の資源管理	196
第4節 小括	197
第4章 戦後復興期の森林資源利用の展開（第2期, 1945～1957年）	199
第1節 林野所有の形成と林野制度	199
1. 林野所有の形成過程	199
2. 共用林野制度	202
第2節 国有林経営の展開と森林施業	203
1. 国有林経営の展開過程	203
2. 小国営林署における森林施業	204
第3節 農民的林野利用の展開過程	205
1. 小国地方の概況	205
2. 小商品生産の展開	206
第4節 小括	209
第5章 用材生産の拡大と農民的林野利用の転機（第3期, 1958～1974年）	210
第1節 林野の所有形態	210
第2節 国有林経営の展開と森林施業	211
1. 国有林経営の展開過程	211
2. 小国営林署における森林施業	211
3. 横川・足水川流域における森林施業と農民的林野利用	215
第3節 農民的林野利用の展開過程	218

1. 農民的林野利用の転機	218
2. 労働市場の拡大と就業形態の変化	221
3. 横川・足水川流域の資源利用の展開過程	222
第4節 小括	224
第6章 新たな森林資源利用の動向（第4期, 1975～1990年）	225
第1節 国有林経営の展開と森林施業	225
1. 国有林経営の展開過程	225
2. 小国営林署における森林施業	225
第2節 農民的林野利用の展開過程	227
1. 伝統的資源利用の衰退と賃金労働の拡大	227
2. 新たな森林資源利用の展開過程	228
3. 地域資源の利用・管理問題	233
第3節 小括	235
結言	236
附属資料	238

緒 言

1. 研究の課題

地球の温暖化、フロンガス等によるオゾン層の破壊、熱帯林の乱伐などが進行するなかで、地球的規模での環境問題に対する関心が世界的に高まっている。同時に、日本国内においても環境保全に対する世論が高まり、国有林の天然林伐採問題においては、国有林経営及び森林施業と環境保全のあり方について国民の関心が寄せられている。1985年以降の東北地方を中心とした「ブナ林伐採問題」においては、国有林経営の危機と森林資源利用との矛盾が顕在化し、地域資源に立脚した農業、漁業等の地場産業の存立基盤が脅かされつつある。このため現在、森林資源をめぐる用材生産と地場産業との関連、あるいは地域資源の総合的な管理のあり方が地域の資源・環境問題として問われている。

地域資源は、その地域に存在する地域固有の資源であり、広義には自然資源、人的資源、文化的資源などがあげられ、その特性は地域における「固定性」、資源相互間の「有機的連鎖性」、「公共性」または「非市場性」を有していることにある¹⁾。この特性は森林資源にもあてはめることができ、今日の森林資源問題は市場原理に基づく「高度経済成長」期以降の画一的な森林資源利用によって森林、水、耕地などの地域資源相互間も持つ有機的連鎖性が破壊され「公共性」が失われていることにある。つまり、地域資源は経済合理主義に基づく市場経済のもとでは適正な利用や管理ができないのである。従来、特に戦後の森林資源政策では、その資源が所有形態もしくは利用形態に応じて個別分断的に捉えられ、その管理については中央集権的管理となっていた。しかし、本来森林資源は林木、水、土地、野生生物などの複合的資源であり、その諸資源は有機的連鎖性をもって存在するものである。また、森林資源はそれぞれの地域の

特性に応じた多様な利用が行われ、農林業生産を通して地域共同体のもとで管理されてきた歴史的経緯がある。しかしながら山村の過疎化、高齢化が進行し、耕作放棄地の増加、あるいは農林業が停滞、後退していくなかで地域資源の維持、管理機能も低下しつつあるのが現状である。こうしたなかで近年、農政の当面する主要政策課題として「中山間地域問題」²⁾がクローズ・アップされている。この問題はたんに農業、林業等にかかわる産業政策の問題としてだけでなく、社会問題、また国土保全や地域環境維持という地球環境問題の一環としてとらえなければならないような重要な課題として提起されているのである³⁾。

現在、こうした「中山間地域問題」がクローズ・アップされ、山村の疲弊問題、あるいは環境保全問題が顕在化するなかで、森林資源の多面的活用や地域資源の特性を活かした農林業の振興と地域の活性化、そして森林、河川などの総合的な資源の利用と保全に関する管理問題が極めて重要な課題となっている。そこで本研究では、これらの課題を解決するための一つの試みとして森林資源を木材資源のみならず土地資源、水資源、山菜資源など総合的な資源として捉え、その上にたって流域を単位とした地域における森林資源の利用が歴史的にどのように展開されてきたか、また現在の状況がどのようになっているかを検討し、今後の森林資源利用と管理のあり方について明らかにすることを目的とした。具体的な研究の課題は、第一に農民的林野利用に基づく多様な生産、管理の展開過程を歴史的事実に基づいて再検討することである。第二の課題はその基底となる林野所有の形成過程及び国有林経営の展開過程を農民的林野利用との関わりのなかで考察することである。そして第三の課題は以上の点を検討した上で今後の多様な森林資源利用とその管理の方向及びそれに基づく地域活性化のあり方を明らかにすることである。

2. 研究方法

以上の課題を明らかにするために、本研究では森林資源問題の所在を明らかにした上で、地域における林野所有の形成過程、林野制度及び森林資源利用の展開過程について、明治期以降の国有林経営及びその森林施業と地域住民による農民的林野利用とを関連させて分析した。

森林資源の利用は、用材生産及び林野の農民的利用を基調として、基本的にはあらゆる地域で展開されてきた。しかし、その具体的な利用形態は、時期的にも地域的にも一様ではなく、歴史的に多様な形態で展開されてきた。こうしたことから調査地は、典型的な国有林地帯である山形県小国町においていずれも古くから地域内で多様な林野利用が発展した経緯をもちながら、近年過疎化の著しい流域と地域住民の定住が進んでいる流域の二つの流域を対象とした。

歴史的な時期区分は、国有林経営と地域住民の林野利用との推移により4期に区分して分析を行った。第1期は林野所有が確立した明治期から戦前期までの1873～1944年、第2期は戦後復興期から製炭業が最盛期であった1945～1957年、第3期は拡大造林が展開し製炭業の解体した1958～1974年、第4期は国有林が減量経営に移行し地域住民の新たな森林資源利用が展開される1974～1990年とした。

本研究をすすめるにあたっては、多くの方々からご指導とご助言を頂いた。特に北海道大学農学部森林施業計画学講座の和孝雄教授には終始丁寧なご指導を頂いた。また、同附属演習林の菱沼勇之助教授、同協同組学講座の太田原高昭教授、同森林施業計画学講座の小鹿勝利助教授、同森林施業計画学講座の菅野高穂助手、山形大学農学部の有永明人教授、菊間満教授からも多くのご指導とご助言を頂いた。さらに調査にご協力頂いた地元関係者の皆様、秋田営林局、小国営林署、小国町役場、基督教独立学園高等学校の皆様には深く感謝し、あらためてお礼申し上げたい。以上の方々に対し、ここに記して感謝の意を表する次第である。

なお本論文は「北海道大学審査学位論文」を要約したものである。

注

- 1) 地域資源の詳しい特性については、永田恵十郎：地域資源の国民的利用，農山漁村文化協会，1988，p. 83～89，目瀬守男：地域資源管理学，明文書房，1990，p. 12を参照。
- 2) 中山間地域という言葉は、1990年に農林水産省が新たに作った言葉で、地域類型区分を①都市的農業地域、②平地農業地域、③中間農業地域、④山間農業地域の四つに類型区分し、このうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を「中山間地域」として捉えている。
- 3) 今村奈良臣監修：中山間地域問題，農林統計協会，1992，p. 3

第1章 森林資源問題と環境保全型生産

第1節 森林資源政策の展開と森林施業

国有林はわが国の森林面積2,500万haの30%(750万ha)を占めるが、その地域的分布は北海道を除けば圧倒的な面積が東北地方に集中し、青森県における国有林野率は61%、山形県52%、秋田県45%となっている。これらの地域では林業及び地域住民の森林資源利用、地域振興において国有林が中心的な位置を占めている。そこで本節では、地域の森林資源問題を考える上でその基底となる国有林経営及びわが国の森林資源政策の展開過程をみることにする。

1. 森林資源政策と国有林経営の展開

①第1期(1873～1944年)

戦前期の林業は、明治初期の土地官民有区分による地主的土地所有を基礎に展開し、日本資本主義の発展過程における木材需要の増加に伴い、用材生産及び人工造林を指向した森林資源政策が展開された。しかし、この時期の林業は用材生産が拡大しつつも薪炭材生産が支配的であった。

戦時体制下の森林資源政策は、増大する軍需用材供給のために国家的統制が行われ、1939年(昭和14)の森林法改正により森林組合の強制設立、強制加入と施業案の編成が義務づけられ、民有林に対する国家的規制が強化された。

国有林経営は国家的林野所有の確立を基盤として、1897年(明治32)の「国有林野特別経営事業」の創設を契機として無立木地への人工造林を基調とした森林施業によりその経営を開

始した。戦前期の国有林経営は軍需用材、建築材などの長大材の需要に対する原木を供給し、地主的経営による用材生産を基軸として展開した。

②第2期 (1945~1957年)

第二次大戦後の森林資源政策は、戦時下に強行された森林の乱伐によって荒廃した国土の復旧を図る政策が展開された。民有林に対しては1946年の「森林資源造成法」、1950年の「造林臨時措置法」による資源政策が展開され、1951年の森林法改正により山林所有者に伐採跡地の造林を義務づけるとともに、森林計画制度の導入によって全森林を対象とした国家的森林資源管理が制度化され、これ以降の拡大造林政策へ引き継がれていった。

一方、国有林においては1947年の林政統一と「国有林野経営規程」の制定、独立採算性を前提とした「国有林野特別会計制度」の創設により経営の再建が図られた。

③第3期 (1958~1974年)

1950年代後半以降の日本資本主義下における「高度経済成長」は、紙・パルプ用材や建築用材の需要を増大させ、独占資本の要請により国有林経営は原木供給基盤として再編成された。すなわち1957年の「国有林生産力増強計画」により国有林は安価で多量の木材を供給するために生産の合理化と増伐を行った。この時期の国有林経営は森林生態系を無視した奥地天然林の大面積皆伐作業によって、現実の成長量をはるかに超える伐採を強行し、更新作業の多くは単一樹種による一斉造林であった。その作業方法は大型林道の開設や大型集材機、チェーンソーの導入による生産過程の機械化を含む生産手段の高度化に偏重し、こうした林業経営における生産の合理化は、森林生態系を破壊し国土を荒廃させた。国有林における拡大造林政策は、「(天然林伐採による)木材生産の増大→林種転換による人工林化→経営の『近代化』としての資本主義化のコースが措定され、そのもとでの人工林施業がその理念の基調とされ手段ともされたのであった」¹⁾。こうした「高度経済成長」期における国有林経営は、資本の要求に基づいて資源の収奪を行うことによって環境問題などさまざまな矛盾を顕在化させた。

こうして国有林は経営の転換を余儀なくされ、1972年には林政審議会より「国有林野の改善について」の答申が出され、この答申を受けて「国有林における新たな森林施業」が策定された。その内容は、大面積皆伐による増伐路線から減伐路線への転換であり、その森林施業は皆伐施業の縮小による択伐施業への転換であったが、その目的は事業の縮小による減量経営への転換を指向するものであった。

④第4期 (1975~1990年)

わが国の経済は1978年のオイルショックを契機として「高度経済成長」から「低成長」へと移行し、外材依存体制のもとでの国産材価格の低迷、国有林経営の赤字の増大、林業生産の低迷、森林の乱開発による災害の増大など森林、林業の分野にもさまざまな影響をもたらし、それまでの森林資源政策はその転換を迫られた。

こうしたなかで国有林は、1978年の「国有林野事業改善特別措置法」と「国有林野事業の

改善に関する計画」の制定により、天然林施業の推進による事業の合理化、事業の請負化の拡大など国有林経営の合理化路線をより明確にした。さらに1983年には第二次臨時行政調査会が、国有林の改善計画の見直しを前提とした国有林野事業の改革を提示し、事業の徹底した縮小による合理化＝民営化を基本とする答申を行った。また、1984年には林政審議会から「国有林野事業の改革推進について」の答申が出された。これらの答申を受けて国有林では、新たに「国有林野事業の改善に関する計画」が策定され、森林施業については①天然林施業の推進、②広葉樹資源の造成、③複層林施業の推進が提示されたが、その基本路線は天然林施業の導入による事業の一層の合理化であった。「国有林野事業の改善に関する計画」は、林政審議会の答申や財界からの提言が次々出されことにより、さらに1987年と1991年に改訂が行われた。その基本方向は①直営直備生産からの撤退（人員削減）による請負化の推進、②事業効率化のための天然林施業の推進（手抜き施業）、③収入確保のための林野、土地の売り払い、④森林レクリエーション開発、リゾート開発への林地提供など国有林の「財政再建」対策としての「民営化路線」の徹底であった²⁾。

2. 森林資源政策の転換と森林施業

1986年、林政審議会は「林政の基本方向—森林の危機の克服に向けて—」と題する答申を行い「森林整備方針の転換」を提起した。この答申の「新たな森林整備目標の設定」においては「天然林を人工林にするための拡大造林を主体とした造林政策の見直し」により、新たに「①樹高、樹齢の異なる樹木により構成された複層林の造成、②自然力を活用しつつ天然林に対して稚幼樹の部分的植栽、保育、間伐等を実施する『育成天然林施業』の展開、③植栽による広葉樹林の造成を地域の実情に応じて推進する」とされた。また「拡大造林を積極的に推進する過程で、自然保護への配慮が必ずしも十分でなかった」ことを認め「自然保護をより重視した森林施業の推進」を行うとされた。

また、林政審議会答申と1987年に閣議決定された「第四次全国総合開発計画」に基づいて、「森林資源に関する基本計画」ならびに「重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」が改訂された。改訂計画は森林を機能別に区分すると同時に、「森林の施業方法の目標」においては施業方法を人工林施業と天然林施業とに大別し、人工林施業は「単層林施業」に加えて「複層林施業」が導入され、天然林施業は「天然生林施業」と「育成天然林施業」とに新たに区分された。

こうした林政審議会答申に基づく森林整備方針の転換における重大な点は、第一に戦後の拡大造林政策の見直し＝拡大造林の終焉、第二に地域の実情に応じた多様な施業の展開＝画一的な森林施業の見直し、第三に自然保護を重視した森林施業の展開を志向したことにある。また、このことは「わが国の林業政策の中核をなした森林資源政策の歴史的転換」³⁾であり、「明治期以降の伝統的資源政策としての人工造林主義の転換」⁴⁾でもあった。このように1986年の林政審議会答申によって地域の自然的、社会的条件に応じた森林施業への転換が示されたことは、

歴史上大きな進歩であり、新たな森林施業の展開への画期をなすものであるといえよう⁵⁾。

以上述べてきたようにわが国における森林資源政策は、林種転換による人工造林を基調として画一的な森林施業が展開された。そして「高度経済成長」期以降の国有林における拡大造林は、経済効率性を追求することによりその森林資源利用を木材生産へと特化させ、森林資源の劣化、環境問題を顕在化させた⁶⁾。こうしたなかで近年、環境保全型生産に基づいた多様な森林施業、あるいは新たな森林資源管理への転換が課題とされている。

第2節 ブナ林伐採問題と農林漁業経営

1985年の「国際森林年」を契機としてブナ林伐採問題が社会問題化し、それ以後東北・中部日本を中心としてブナ林伐採問題が各地で起こり、ブナ林を保護するための自然保護運動が展開されている。これら東北の白神山地や山形県小国町など各地で起こっているブナ林伐採問題は、地域住民の生産及び生活に関わる水源林としてのブナ林保護運動が地元住民を中心として展開されているのが特徴である。そこで本節においては、地域の農林漁業経営に関わる森林資源問題の具体的事例をみていくこととする。

岩手県の五葉山では、1985年に片岸川上流部にあたる国有林において、ブナなどの天然林の伐採が計画された。これに対して地元の唐丹漁協は、以前にも森林伐採によって湾内が濁りホタテの養殖に大被害を与えた経緯があったことから、伐採によって河川や海が汚濁し、サケの人工孵化やホタテ、アワビなどの湾内養殖漁業に悪影響を及ぼすことを理由に反対運動を展開し伐採が凍結された。後に詳しく述べるが、山形県小国町では農業とイワナ養殖を営む山村農民が、水源地帯の国有林のブナ林を伐採することによってイワナの養殖ができなくなることを主たる理由として裁判でブナ林伐採の中止を争っている。こうした問題が各地に起こるなかで、沿岸漁業や内水面漁業に従事する人たちは、森林伐採に危機感を抱いている。また、白神山地のブナ林問題においては、地元の漁業組合が中核となって反対運動が行われる一方、秋田県側の藤里町、青森県側の鱒ヶ沢町がそれぞれ河川の水源地域となっているため、地域にとって最も重要な農業用水や生活用水を守ることを目的とした反対運動も展開された。また、東北地方の養蜂業においては、国有林の天然林伐採が年々進み、蜜源となるトチノキ、シナノキ、ニセアカシアなどが減少し深刻な経営問題となっている。同時に森林の伐採によって生息地を奪われたツキノワグマが里に下り蜜箱を荒らす被害も増大している。このため、1988年には日本養蜂はちみつ協会東北ブロック蜜源対策委員会から「国有林野の蜜源樹木の保全育成に関する陳情」がだされ、天然林施業における蜜源樹木の保残、地域施業計画立案にあたっての養蜂業者の意見聴取を求めた。

このようにブナ林保護運動においては、運動の主体が漁民⁷⁾、農民、養蜂家など第一次産業に従事する人々が中心になっているのが特徴である。そして「今日、自然保護・住民運動は、環境保全、持続的管理・経営とは相反する国有林野事業や施業の実態を告発し、国有林野事業のあり方、国有林の伐採や植林、さらには林道開設などその是正を提起できる力を備えつつあ

る」⁸⁾。

知床国立公園伐採問題を契機として、原生自然の保全や野生動物の保護管理、そして森林施業と自然保護のあり方が提起され論議された。さらに「ブナ林問題」によって、生産、生活に関わる森林資源の管理、保全のあり方が問われることとなった。これらの問題は、わが国の林業と環境保全をめぐる本質的な問題点を集約していると言える。「知床問題」においては、原生的森林の伐採に対して野生生物の保護が求められ、その保護の対象は聖域的な原生自然であった。これに対して、東北地方を中心とした「ブナ林問題」においては、農漁民の生活及び生産基盤である森林がその保護の対象であり、「知床問題」とは質的に違った環境保全問題である。

こうした「ブナ林問題」が顕在化するなかで、地域の森林資源の保全・管理、そして林業経営と地域産業との合理的森林資源利用のあり方が現在問われている。

第3節 環境保全型生産への転換

地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の乱伐などが進行し、地球規模での環境保全が大きな問題となっている。同時に、さまざまな開発に伴い地域の生産、生活に関わる環境保全問題も顕在化している。国内では森林資源・水資源をめぐるブナ林伐採問題が起り、伝統的な生産活動と地域開発の矛盾も起きている。海外ではマレーシアのサラワク州において、熱帯雨林の伐採によって伝統的な狩猟採取民族のプナン族の生活が危機的状況におかれ、伐採中止を求める運動が起こっている。こうした環境保全問題は、自然生態系を破壊するとともに資本主義社会の経済効率性のみを追求した生産方式と環境保全との矛盾の拡大であり、これら地域の家族的農林漁業経営が危機的状況におかれている。このため現在、生産方式の見直しが求められ、環境保全と資源の持続的利用が世界共通の認識となっている。

1989年に「世界野生生物基金」が発表した報告書「南洋からきた木材—日本の熱帯木材貿易とその環境への影響」は、熱帯雨林伐採や自然破壊につながる経済援助のあり方を見直すことを日本政府や木材業界に提言したものであった。そのなかで木材輸入については「持続可能なやり方で管理・利用されている森林から生産された木材のみを貿易の対象にするという貿易行動基準を国内及び国際的に確立するよう努める」⁹⁾と提言された。

さらに1994年に行われた国際熱帯木材協定の改訂交渉では、新協定に2000年までに「持続可能な経営」が実行されている森林から伐採された熱帯木材だけを貿易の対象とするという目標が新たに盛り込まれることとなった。

また、1992年の「経済協力開発機構」農相会合宣言では、農林業が環境と農村地域資源の保全に積極的な貢献が可能であることが初めて明記され、従来の市場原理に基づく効率性を追求した農業生産方式の転換が提起された。また近年、欧米諸国では、山間地などの条件不利地への補助に加え、環境保全に配慮した低投入持続型農業、あるいは粗放的農業、複合農業が推進されている。

また、ドイツ林業では、酸性雨被害を契機として従来の針葉樹林の人工造成を主体とした経営から輪伐期が100年以上で、主に天然更新による樹種混交の複層林造成をモデルとした「半自然的な経営方式」への転換が行われている¹⁰⁾。あるいは、ドイツの大規模な風害を契機として経済性を重視したトウヒの単純林施業から、「合自然的林業」であるトウヒ、モミ、ナラ等の混交林施業への転換が取り組まれている¹¹⁾。

また、ユネスコの「MAB計画」の「生物圏保護区」には、「伝統的利用区域」が設定されており、生態系の修復能力以内の伝統的な動植物の採取は、サステナブルユースとして利用を認めた。ここでは自然生態系と共存してきた、地域固有の伝統的な資源利用もしくは生産方式を、効率を第一主義とした生産方式の転換としての具体的な方法として提起された。

こうした資源利用、生産の見直しは、わが国においても1988年に「知床問題」、「ブナ林問題」を契機として設定された「林業と自然保護に関する検討委員会」より国有林における林業経営と自然保護との調整のあり方について報告された。報告では、従来の木材生産中心の考え方から、森林の持つ多様な機能を重視し、「森林生態系保護地域」の設定を含む自然保護に配慮した新しい森林管理の考え方が提言された。

こうした環境保全型生産への潮流が大きくなるなかで、その転換の契機となったのが、1987年の国連の「環境と開発に関する世界委員会」の報告書「われら共有の未来」で提唱された「sustainable development (持続的な開発¹²⁾もしくは持続可能な発展)」という概念である。地球的規模での環境問題が深刻化するなかで、この概念は従来の経済効率性を追求してきた資源の略奪的利用や開発の転換を提起したものであり、これ以後の環境保全の取り組みは、この「sustainable development」という概念にのっとって展開されている。

そして1992年の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」では、持続可能な開発についての基本的な方向が示され、「アジェンダ21」では「すべての種類の森林の持続可能な森林経営を確保することを目的」とした行動計画が示され、森林に関する最初の世界的合意である「森林に関する原則声明」においても「森林の保全及び持続可能な森林経営が基本」とされた。

このように従来の経済効率至上主義、資源収奪型の資源利用から環境保全を重視した持続的な生産あるいは持続的な資源利用への転換という基本的認識は世界的な合意に達し、今後は地域の実情に応じた具体的な「環境保全型開発」あるいは「環境保全型生産体系」、「環境保全型林業」への転換が課題となっている。

注

- 1) 有永明人：近代林学と森林施業—地球環境と森林資源問題をめぐって—、科学と思想81, 1991, p.282
- 2) 野口は国有林野事業の民活路線について、国有林の存在意義としての公共性の内実である三大使命(①林産物の計画的・持続的供給, ②国土保全, 水源涵養, 自然環境の保全等の公益的機能の発揮, ③地域振興

- への寄与)の放棄であると指摘している。(野口俊邦：国有林事業「民営化」の新局面，林業経済研究 No. 120, 1991)
- 3) 有永明人：国土資源と森林施業—四全総・前川レポートと林政審答申—，日林東北支誌 No. 39, 1987, p. 12
 - 4) 有永：前掲，p. 284
 - 5) しかし，天然林施業は事業効率化の手段とされる危険性があることや，地域の自然条件に応じた施業技術や管理の担い手が確立されていないのが実態である。
 - 6) 1991年秋に日本列島に襲来した台風は，わが国有数の人工林地帯に多大な被害をもたらし，生態系を無視した画一的な針葉樹単純林の造成の脆弱さ，危険性を示した。
 - 7) 北海道の漁協婦人部の「魚を増やす全道一斉植樹運動」を契機として，沿岸漁場の環境保全と漁業資源の増殖のための植樹運動が各地で展開されている。この運動は，森林伐採に反対するだけではなく，自ら利用する資源を見つめ直し，保全，活用する道を模索しつつあり，資源管理の新たな取り組みとして注目される。
 - 8) 黒木三郎・山口孝・橋本玲子・笠原義人編：新国有林論，大月書店，1993，p. 279
 - 9) 黒田洋一：南洋材輸入，熱帯林保全の検討を，現代林業 No. 277, 1989
 - 10) R. ブロッフマン (熊崎実訳)：林業資源と環境 (上)・(下)，林業技術 No. 520~521, 1985
 - 11) 赤井龍男：林業技術の再構築—転換期を迎えた内外の林業生産技術から，林業技術 No. 597, 1991, p. 6
 - 12) 本谷氏は，「日本ではこの言葉を直訳して『持続的開発』としているが，この訳語では開発の持続性のみが強調され，開発の持続が保障されるべき真の要請，大事な条件がかすんでしまっている。もとの概念の精神を尊重して，『環境保全型開発』とでも訳すべきであろう」と指摘している(本谷勲：変貌する環境，三省堂，1988，p. 23~24)。また，沼田氏は「持続的開発はやはり原理的におかしいのであるから『自然保護の立場で言う以上は，自然及び自然資源の持続的利用』と言うべきであると指摘している(沼田真：開発と発展と，自然保護 No. 330, 1989)。

第2章 調査地の概況

第1節 小国町の概況

①自然的条件

山形県小国町は，日本海に注ぐ荒川水系上流部にあたる山形県の南西端，新潟県との県境に位置し，北方の朝日連峰，南方の飯豊連峰に囲まれている。気候は典型的な日本海側気候であり，冬期には全国屈指の豪雪をもたらす最深積雪は町中心部でも2mはくだらず，山間奥地集落では5mにもおよび，年間の降水量は3,068mmと多い。また，地形の関係から日照時間が少なく秋霖現象がめだつなど自然条件の厳しい地域である。総土地面積は県内最大の行政区画を有するが，そのほとんどが山林であるため平地は3.2%にすぎない。土地利用については，総土地面積73,858haのうち耕地面積は1,630ha(田1,304ha，畑326ha)と総土地面積の2%を占めるにすぎない。これに対して林野面積は66,293haと総土地面積の90%を占めている。保有形態別の林野面積は国有林が47,500haと71%を占め，公有林は12%，私有林は17%にとどまっている(表2-1)。また，地形が急で緩斜面が少なく，林層はブナを主としミズナラ，イタヤカエデなどが混交する広葉樹が多い。

②社会的条件

表2-1 小国町の林野面積の現況

単位: ha・%

総土地 面積	林野 面積	林野率	保有形態別林野面積			国有 林率	計	樹 林 地		
			国有	公有	私有			人工林	天然林	人工林率
78,858	66,293	90	47,479	7,716	11,098	71	63,117	9,741	53,376	15

資料: 「世界農林業センサス」, 1990年より作成

小国地方は越後地方と米沢を結ぶ越後街道沿いの小国本村を中心として発達し、1942年に小国本村が町制を施行し小国町となり、1954年に南小国村、北小国村と合併し、さらに1960年に津川村を合併して現在の小国町が成立した。これらの旧村には、それぞれ荒川、玉川、横川が流れ、これらの支流を含む流域に集落が点在している。

1990年の小国町の人口は11,315人で、最高時の1955年(18,366人)と比較すれば40%の著しい減少となっている。これに対して世帯数は3,276世帯から3,217世帯と大きな変化はない。

小国町はかつて第一次産業を中心とする典型的な奥地山村であったが、1937年に豊富な水資源を活用した日本電興K.Kが立地し、その後規模拡大や関連下請け工場が立地したことによって第二次産業の割合が年々高くなっている。このため1990年の全産業に占める第二次産業の割合は50%となり、第一次産業は16%、第三次産業は34%となっている。

第2節 横川・足水川流域の集落構造

調査対象地である横川流域の奥部と足水川流域の集落配置をみたのが図2-1である。横川は荒川の支流で、JR米坂線から離れて南方向に流れる本流域の奥部(以下、横川流域と称する)に5集落が点在している。横川流域は山間部ではあるものの、足水川流域と比較すれば平地も多く自然、社会条件も恵まれている。横川流域集落の世帯数と人口の推移をみたのが図2-2である。流域の総世帯数は1960年から1970年にかけて急激に減少し、1960年の151世帯から1990年には79世帯と48%の減少となっている。人口においては872人から340人と60%の減少となっている。特に1960年から1975年にかけて人口が急激に減少したが、これについて付言すれば町の政策として1970年に最奥の集落全36戸が集団移転したことが主要な原因であった。第6章において詳しく述べるが、横川流域では集団移転による過疎化への危機感から自然を活かした豊かな村づくりをめざした。これを契機に稲作と畜産の複合経営を確立し、観光フラビ園の開園、若者の定住が進んだことが評価され1983年には農林水産祭の「村づくり」部門で天皇杯を受賞した。こうした地域の資源を活かした生産活動によりその時の過疎化がくい止められ、1975年以降は人口の減少もわずかとなり後継者も多くなっている。

一方、足水川は荒川の支流である玉川のさらに支流で、約10kmに渡る狭い谷間の山間部に6集落が点在している。足水川流域集落の世帯数と人口の推移をみたのが図2-3である。流域の総世帯数は1960年の95世帯から1990年には57世帯と40%の減少となっている。人口に

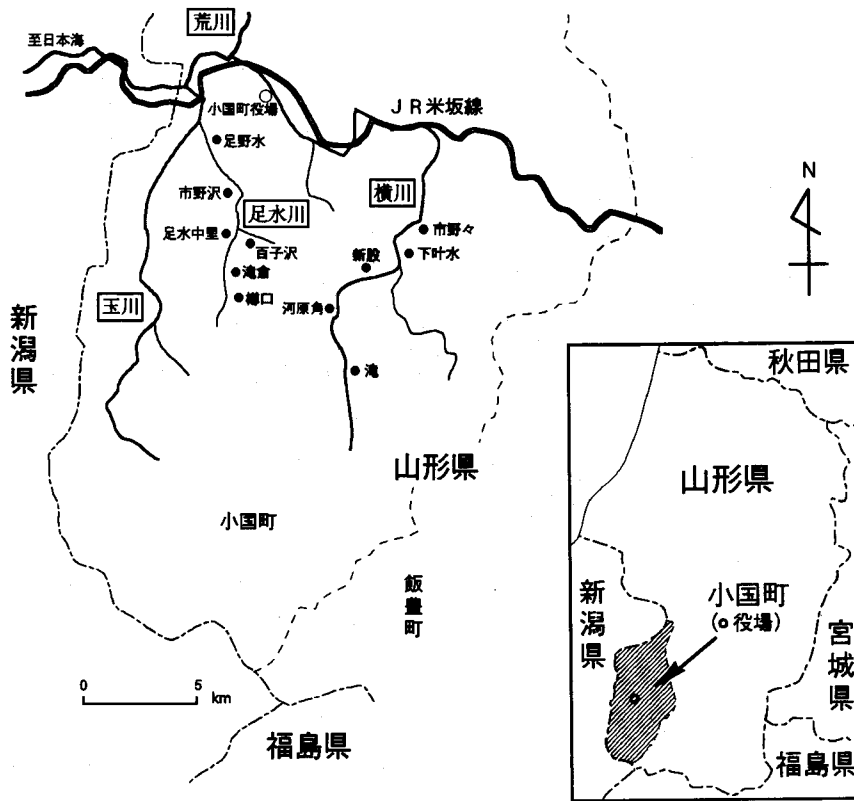


図2-1 横川・足水川流域の集落位置図

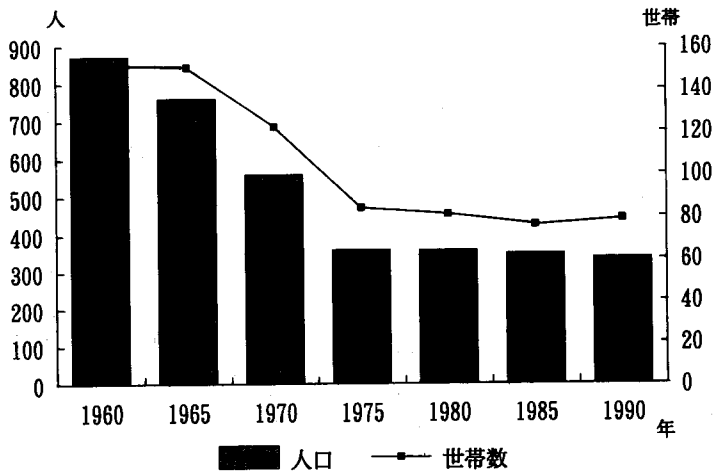


図2-2 横川流域の世帯数と人口の推移
資料：「国勢調査」1960～1990年より作成

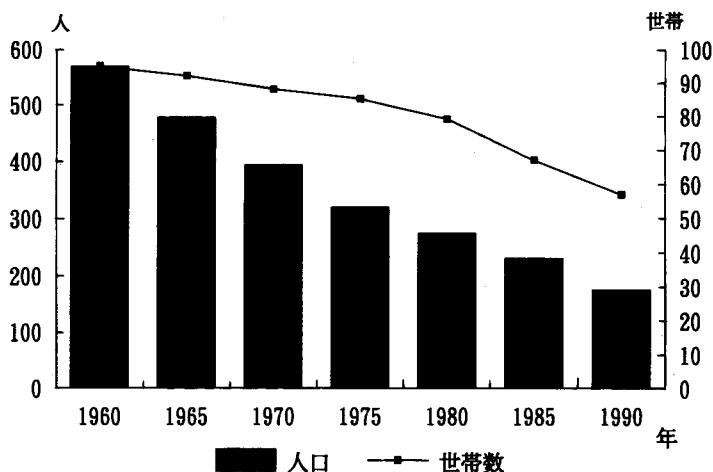


図2-3 足水川流域の世帯数と人口の推移
資料：「国勢調査」1960～1990年より作成

においては569人から175人と70%の著しい減少となっている。足水川流域の世帯数と人口は、1960年以降一貫して減少しており挙家離村による過疎化の進行と高齢化が著しくなっている。この流域は、道路整備が遅れ冬期除雪が行われるようになったのも最近のことである。農業経営においては、経営規模が零細であり、地形上日照時間が少なく、水田の基盤整備も満足に行われていない。こうした社会条件や自然条件の厳しさが、足水川流域の著しい過疎化の原因となっている。

横川・足水川流域の農業は稲作を中心とし、その他は肉用牛の飼料用作物と自給用作物が栽培されている。両流域の農業の概況をみたのが表2-2である。総農家戸数は横川流域が42戸、足水川流域が48戸で、両流域ともほとんどが第2種兼業農家である。横川流域における経営耕地規模別農家戸数は0.3ha未満の自給的農家が5戸、0.3～1ha層が5戸、1～2ha層が17戸、2～3ha層が10戸、3ha以上層が5戸となっている。これに対して足水川流域においては、0.3ha未満の自給的農家が10戸、0.3～1ha層が17戸、1～2ha層が19戸、3ha以上層が2戸となっている。このように両流域の農業経営は1～2ha層が多くなっているが、その経営規模は全体的に横川流域の方が大きくなっている。

次に横川・足水川流域の就業形態をみたのが表2-3である。横川流域では、恒常的勤務に農業を組み合わせた兼業が21戸と最も多く、恒常的勤務のみが11戸、日雇と農業を組み合わせた兼業が7戸となっている。一方足水川流域集落では、恒常的勤務のみが14戸と最も多く、恒常的勤務に農業を組み合わせた兼業が11戸、日雇のみが9戸となっている。賃金労働は、若齢層は町中心部に立地している大企業やその関連企業、縫製工場などに恒常的に勤務し、中高齢層の人は、臨時、日雇いの土木建築あるいは林業関連の仕事に就いている。

表 2-2 横川・足水川流域集落の農業概況

流域	集落名	総農家数 (戸)	農家人口 (人)	専業別農家数 (戸)			経営耕地規模農家数 (戸)					肉牛飼養		
				専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的農家	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~ha	戸数 (戸)	頭数 (頭)
横川	市野々	10	50		1	9	2		1	3	3	1	2	10
	下叶水	10	47		2	8			1	6	1	2	3	14
	新股	11	53		1	10		1		3	6	1	7	35
	河原角	8	43		1	7	2	2		3		1		
	滝	3	6	2	1		1			2				
	計	42	199	2	6	34	5	3	2	17	10	5	11	59
足水川	足野水	13	44		1	12	6	2	1	3		1	3	6
	市野沢	6	19		1	5	1		1	3		1	5	27
	足中	9	31	1		8	3		4	2				
	百子沢	10	36	1	1	8		1	3	6			1	2
	樽口	10	41			10		1	4	5			2	8
	計	48	171	2	3	43	10	4	13	19		2	11	43

資料：「世界農業センサス」, 1990年より作成

注：「足中」は「足水中里」の略称

表 2-3 横川・足水川流域集落の就業形態

単位：戸

就業形態	横川流域						足水川流域						計
	市野々	下叶水	新股	河原角	滝	計	足野水	市野沢	足中	百子沢	滝倉	樽口	
恒勤+農業	4	7	6	4		21	3	1		2	2	3	11
日雇+農業	2		4	1		7	1	3		1			5
自営+農業		2	1	1		4				1			1
農業		1			1	2		2					2
恒勤	6	3	1	1		11	10		2	1		1	14
日雇	1	1	1	1		4	2	1	1		1	4	9
自営					1	1							
農業+年金							1		1	1			3
年金	1	2			2	5	1		1				2
計	14	16	13	8	4	55	18	7	7	4	3	8	47

資料：1989年（足水川流域）、1991年（横川流域）の聞き取り調査より作成

注：1) 「足中」は「足水中里」の略称

2) 「恒勤」は「恒常的勤務」の略称

3) 自給的農業は就業形態としての農業に含めなかった

このように両流域の就業形態は賃金労働と農業との兼業が多いが、農業収入が家計に占める割合はわずかとなっている。

第3章 林野所有の形成と農民的林野利用の展開（第1期、1873~1944年）

第1節 林野所有の形成と林野制度

わが国の近代的林野所有は、明治初期の土地官民有区分による官有林の形成を端緒として、明治30年代の森林原野下戻し、不用存地国有林野処分などの再編過程を経て、国有・民有（公有・私有）の二形態に区分される制度が成立した。

1. 林野所有の形成過程

(1)地租改正と土地官民有区分

1873年(明治6)に行われた地租改正は、現物貢租を金納化によって貨幣地代に改め、林野も田畑と同様に課税することとなった。徳川時代における林野の多くは無租であったことから、農民が採草、放牧、薪炭に利用してきた入会地の林野利用への影響が大きかった。地租改正はその前提となる林野所有権の確認が必要であり、同時に土地官民有区分が行われた。林野の所有権は1874年(明治7)の「地所名称区分改正法」によって官有地と民有地とに区分された。この過程で多くの入会地が「民有の確認」なきものとして官有林に囲いこまれた。また、農民が民有地の地租負担を逃れるため官有地に編入されたところも少なくない。明治維新を契機とする地租改正と土地官民有区分は、広大な国家的土地所有と私的土地所有を形成し、農民の生産手段たる入会林野の収奪の形で行われた。それは「農業の自由な発展を阻止し、農民的土地所有に対立する『日本型エンクロジューア』であった」¹⁾。そしてこれらの事業は、絶対的排他的所有を基礎とする国家の土地所有の確立をめざすものであった。

置賜県(現山形県)においては1874年(明治7)より地租改正に着手し、地目は田、畑、萱場、草地、林、山、宅地の7つに区分された。土地官民有区分にともなう入会林野の官有林への編入は、地元農民の生活に大きな影響を及ぼし、小国地方の農民は1884年(明治17)に「官地調査ノ儀ニ付歎願」を山形県長官に提出した。その内容の要点を述べれば、「小国は林野が多く田畑が少ないため、山林を村々で共有し、林野を利用して焼畑を作り、自家用薪炭材の余分を販売し貢租を納めてきた。地租改正に際して、貧弱な村が広大な林野を所有していれば税金がかさんで益々貧窮になる。官地になっても従来どおり草木を採取できるとの説明があった。このため農民は祖先よりスギを植え、桑を植えた旧公有地を官有地とした。しかし、いったん官有地になると一枝一草を採っても刑に処せられ、田畑を耕作しようにも草を採れず、薪炭を得ようにも伐る樹がなく、将来凍飢に陥るほかなしと人民は憂色慨嘆している。なにとぞ事情を察して善処されたい」²⁾旨を嘆願した。

このように入会林野の収奪に対する農民の不満はたいへん大きく全国で盗伐や放火などの抵抗が起こった。

(2)森林原野下戻法

土地官民有区分は1881年(明治14)にはほぼ完了するが、政府はこの頃より官有地上の入会権の整理、縮小を開始し、こうした入会権の剝奪に対して農民の抵抗が各地に展開された。このため1899年(明治32)には「国有土地森林原野下戻法」が制定され、官有地の下戻を認めるに至った。しかし、実際に下戻を受けた例はわずかであり、山形県では森林原野下戻の申請件数2,395件のうち、許可されたのはわずか94件(4%)にすぎなかった。小国町が含まれる西置賜郡では6件の申請に対して許可されたものは1件もなかった。

(3)不用存置国有林野処分

1899年（明治32）に「国有林野法」が制定されるとともに「不用存置国有林野売払規則」が公布され、山林原野調査事業によって確定された要存置、不用存置の区分に基づき、国有林野792万町歩のうち不用存置林野と認定された約74万町歩を全面的に売り払い及び交換されることとなった。

山形県における存廃区分された不用存置林野の売り払いは、「国有林経営並整理方針」に基づき1899年（明治32）頃より整理処分されたが、明治期の1909～1912年（明治42～45）の不用存置林野売り払い実績は、わずか4年間で6,314箇所、25,506町歩におよんだ。また、大正期の14年間では8,586箇所、18,777町歩が整理処分された。これらの不用存置林野の売り払いは、「農耕地及び植樹敷きの貸付地、売払予約開墾、無願開墾植樹地の整理、要存置外国有林の整理等による売り払い」が多かった³⁾。特に、山形県では「土地使用慣行の縁故による随意契約によって売り払われた」⁴⁾無願開墾植樹地が多く、1914～1915年（大正3～4）にかけて1,305箇所、190町歩が売り払い処分された。

(4) 公有林野の整理・統一

部落有林野は農民の生産、生活に関わる林野利用のなかから必然的、歴史的に発生し、多様な形態で発展してきた。入会慣行を基礎とする部落有林野は、明治期の土地官民有区分のさいに民有となった。

1889年（明治22）の市制・町村制の施行に際して、部落有林野は新自治体に引き継がれず、旧来の「村」（自然村）が保有し続けるところが多かった。このため新市町村は、旧慣を基盤とする部落有財産の統一事業を必要とした。「公有林野整備事業」は、官民有区分の過程をつうじて設定された公有林野の荒廃が進行していることから、公有林野を整備することによって森林資源の充実をはかると同時に地方自治体の基本財産の基盤を強化することにあり、その前提として林野の慣行的利用を整備することが必要であった。つまり公有林野の整理・統一は、入会権の廃止、部落より経営能力が強大である市町村への林野の編入、所有権の強化を目的として推進された。しかし、この整理・統一には1930年代までの長い年月を要し、事業の実施にあたって無償、無条件統一を期待したが、農民の反対により一部を記名共有名義として実質的な部落有として認めたり、適度の分割や慣行部落への貸付利用、地上権の設定を認めるなど統一の条件が緩和された。公有地における林野の入会権は、部落有財産の整理・統一後も旧慣使用林野として存続したものが多いが、こうした過程で農民の林野の入会利用は分断、縮小あるいは解体していった。

小国町においては、1932～1933年（昭和7～8）にかけて公有林野整理統一により、部落有林野は旧村に提供された。公有林野整理統一事業は、旧来の入会慣行を廃止し旧村に部落有林野を提供する形をとったが、部落より入会慣行等の種々の条件が着けられ、提供地の大部分において再度部落への有形の還元がなされた。提供された林野の内容は、①村へ無償提供した林野、②村への提供地を村から旧部落有林野所有部落へ再び貸し付けた林野、③村への提供地

を村から個人または部落へ無償譲与した林野の3形態に大別できる。これらのうち名実共に村有林となったのは、提供地総面積8,711haのうちのわずか15%にすぎなかった⁵⁾。このように同地域では、製炭業の発展と地域住民の自給的林野利用が絶対的な重要性をもっていたこともあり、部落有林野の整理・統一は単に名目上の所有権の移動が行われたにすぎなかった。

(5)小国町における林野所有形態

公有林野整理統一が一段落し、戦前期の土地所有形態がほぼ確立された1935年(昭和10)の小国4村の森林保有形態をみたのが表3-1である。4村を合計した国有林面積は52,179ha(1990年, 47,254ha), 公有林面積は10,496ha(同7,716ha), 私有林面積は5,393ha(同11,098ha)であり, 国有林率は76.7%(1990年, 71.5%), 公有林率は15.4%(同11.7%), 私有林率は僅か7.9%(同16.8%)であった。

同地域の林野所有形態は圧倒的に国有林面積が多く, 民有林は非常に僅かな面積となって

表3-1 所有形態別の森林面積(1935年)

村名	国有林	民有林		計	国有林率
		公有林	私有林		
小国本村	10,483.07	1,931.22	2,203.35	14,617.64	71.7
北小国村	14,175.93	1,574.94	777.38	16,528.25	85.8
南小国村	15,677.65	2,742.48	318.65	18,738.78	83.6
津川村	11,842.74	4,246.93	2,093.15	18,182.82	65.1
計	52,179.39	10,495.57	5,392.53	68,067.49	76.7

資料：東京営林局「第3次検訂小国事業区施業案説明書」より作成
注：足水川流域は南小国村に属し, 横川流域は津川村に属している

いた。こうした林野所有の歪んだ構造は, 基本的に明治初期の地租改正, 土地官民有区分を端緒として形成された所有形態が維持されてきたことによるものであった。

(6)横川・足水川流域における民有林の所有形態

1930年代前半の横川・足水川流域の耕地面積及び民有林面積をみたのが表3-2である。横川流域の総耕地面積は266haで1戸当りの耕地面積は約1.5ha, 林野面積は公有林が1,925ha, 私有林が985haであった。横川流域は公有林面積が多く, そのほとんどが部落有林野であった。特に東滝の499ha, 西滝の737haは膨大な面積であり, 1戸当りで見れば東滝23ha, 西滝53haにのぼった。一方,

表3-2 横川・足水川流域の公有林及び私有林面積(1932年)

流域	集落名	戸数	公有林	私有林		
				部落 民有	他部落 民有	共有
横川 流域	市野々	24	63.74	92.29	9.92	1.41
	叶水	52	-	137.53	61.34	6.70
	新股	17	103.11	40.44	74.27	-
	河原角	11	248.42	34.45	7.13	-
	西庵	14	736.51	32.03	40.46	-
足水 川 流域	東滝	22	498.73	56.81	175.83	-
	足野水	16	274.84	2.57	2.85	-
	市野沢	12	44.46	6.32	0.18	0.42
	足水中里	10	26.74	40.95	0.80	53.7
	百子沢	15	158.34	1.05	1.01	-
	菅沼	3	10.18	1.62	0.03	-
	滝倉	3	101.40	1.07	-	-
樽口	10	350.65	3.98	-	0.01	

資料：東京営林局「第三次検訂小国事業区施業案説明書」, 1934年より作成

足水川流域の総耕地面積は79 haで1戸当りの耕地面積は1.1 haと横川流域より少なく、林野面積は公有林が967 ha、私有林が117 haであった。足水川流域の公有林は、1932～1934年にかけての部落有林野統一により部落から村に提供されたものもあるが、実質的にはほとんどが部落有林野で、地域別にみると樽口の350 ha、足野水の275 haが多い。また私有林については、足水中里が若干多い他はどここの集落も少なく、1戸当りの部落内の私有林面積は約0.8 haであった。

2. 委託林制度

(1) 慣行特売制度

地租改正、土地官民有区分を端緒とした入会権の収奪に対する農民の抵抗に対して、明治政府は1890年（明治23）に「官有森林原野及産物特別処分規則」を公布して、随意契約による産物の払い下げを認めた。すなわち同規則のなかに「従来ノ慣行ニ由り地元人民ニ木竹薪炭材下草秣小柴若クハ土石ヲ売渡ストキ」とあり随意契約によって産物を特売することとした。同規則が公布される以前に成立した会計法の規定では、国有財産の売り払いはすべて競争入札制度を原則としたが、国有林の林野利用は、地元の農民にとって生産、生活を行う上で不可欠なものであるため混乱を引き起こした。こうした矛盾を緩和させるためにとられた措置が随意契約に基づく地元農家への産物の払い下げであった。この規則は、慣行特売制度の嚆矢となるものであり1899年（明治32）の国有林野法の制定に際して同法に制度化された。

(2) 委託林制度

委託林は1899年（明治32）の「国有林野法」の制定に際して制度化され、国が国有林の保護を委託し、受託者は一定の保護義務を負うと同時にその代償として一定の林産物を原則として無償で採取する権利を取得する委託契約であった。すなわち、この制度は「明治初年に行われた土地官民有区分にはじまる国有林野の形成によってその後しだいに地元農民の山林利用が排除されてきたために、いわばその代償として農民の国有林野の利用、産物の採取を認めたことにはじまる」⁶⁾ものであった。ただし委託林は国有林野面積の2%にも達しない僅かなもので、その多くは東北地方に設定されたが、小国町においてはこの制度による委託林は設定されなかった。

(3) 簡易委託林制度

簡易委託林制度は1932年（昭和7）の「委託林設定方針ノ改正並国有林ノ保護ヲ地元部落ニ委託ノ件」に基づいて設定された。この制度は、昭和初期の農業恐慌期に「農山村経済更正運動」の一環として東北地方の山村農民の救済、あるいは「国有林の保護、火災、盗伐の防止、さらに積極的には国有林労働力の徴収、確保という側面での委託林制度の効果が認識され」⁷⁾、その効果の拡大を目的としたものであった。委託林制度と異なる点は、①委託林制度では落葉落枝、樹実、草類等の副産物の採取しか認められず、主産物たる林木の譲渡は許可されなかった。②採取できる産物の種類と数量は国有林当局より一方的に制限された。③本制度は、委託

林制度と異なり特定の林野や面積の制限がないため、東北地方では広範に設定された。④従来の委託林が慣行を基準としていたのに対して、旧慣縁故に基づかなくても設定された。⑤委託林制度では委託期間が5年であったのに対して、委託期間は1年であり更新が可能なことなどが上げられる。譲与産物の種類は、蔬菜、樹実、菌蕈、落葉、落枝、雑草、萱、笹、桑葉、筍、蔓類などであった。

この時期の国有林経営は、天然更新をはじめとして造林地の撫育、手入れの集約化が要求されたため、その労働力をいかに確保するかが課題であった。こうしたなかで農民の再生産を最低限保障しつつ、労働力を確保する制度が簡易委託林制度であった。

小国営林署管内においては、この制度より小国町全域にわたり45箇所の簡易委託林が設定された。1938年(昭和13)の簡易委託林面積は47,085ha(表3-3)で、小国事業区の総面積52,365haに占める割合は90%、受託集落数は64集落、受託者数は1,456人にのぼった。

表3-3 小国営林署における簡易委託林面積の推移

年 度	管 内 面 積 (ha)	設 定 箇 所 数 (箇 所)	委 託 面 積 (ha)	受 託 部 落 数 (部 落)	受 託 者 戸 数 (戸)	譲 与 産 物 (円)
1938 (昭13)	52,365	45	47,085	64	1,456	8,208
1939 (昭14)	52,365	45	47,085	65	1,455	4,885
1940 (昭15)	52,366	45	47,080	65	1,486	5,384
1950 (昭25)	51,852	45	45,845	—	1,713	—
1951 (昭26)	51,407	4	45,845	—	—	—
1952 (昭27)	51,377	4	46,845	—	—	—

資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」より作成

以上、慣行特売、委託林制度など国有林の地元施設は、明治維新を契機とした「農民の林野利用と国有林野政策との対抗関係の下」⁸⁾で①官有地上の入会権を否定した代償として恩恵的に国有林を利用させ、同時に②国有林の造林労働力の徴収・確保の手段として、③昭和農業恐慌に際しての農民救済策の一環として展開されたのである。

第2節 国有林経営の展開と森林施業

1. 国有林経営の展開過程

1899年(明治32)の国有林野法制定により「国有林野特別経営事業」が開始され、その施業は未立木地への人工造林を基調として展開された。施業案の編成は、同年に制定された「施業案編成規程」に基づいて実施された。

しかし、国有林野事業開始当初は、森林資金に限度があったことから、他の事業との調整上要存地国有林野全域にわたって施業案を編成することは困難であった。このため1899年度からの10ヶ年間は、経済上優位な地域について編成することとなったが、1910年(明治43)に特別経営事業が延長されたのを契機として編成対象外としてきた森林に対しても施業案を編成す

ることとなった。

施業案編成業務は1913年（大正2）をもって終了し、1914年（大正3）からは「国有林施業案規程」に基づいて検訂作業が開始された。施業案の検訂は、すでに編成された施業案に基づいて実行された伐採や更新などの結果の適否を検訂し修正していく作業であり、10年ごとに行うこととされた。そして、林況や経営状況に応じて施業方針についても検討を加え、新たな施業案を編成することとされた。

特別経営事業は1921年（大正10）に終了し、これ以降1935年（昭和10）頃までは台湾、樺太などの外材輸入を前提とした上で植伐均衡に基づいた施業、あるいは恒続林思想に基づいた択伐天然更新施業が行われた。同時にこの時期は、人工造林よりも既往の造林地の育林、保護に重点が置かれていた。

1931年（昭和6）の「満州事変」に始まり「日支事変」を経て太平洋戦争へと戦局が拡大するに従い、林業の戦時統制も逐次強化され、軍需用材として国内材の生産が強要された。このため、従来のような収穫保続主義に基づいた施業によって計画どおりの生産を行うことは許されなくなった。1940年（昭和15）には「昭和15年度増伐ニ伴フ臨時措置ニ関スル件」が示達され施業案の指定外の伐採ができることとなり、伐採しやすい優良林分を漸次伐採し、更新を伴わない乱伐が行われた。1941年（昭和16）には「臨時増伐ニ伴フ施業案業務取扱方ノ件」により、全国有林において「臨時植伐案」を作成した。さらに1944年（昭和19）には決戦施業案が編成されたが、この施業案は植伐案ではなく収穫案であって施業案の基本である伐採と植栽（更新）の均衡という思想が放棄され、事実上施業案は崩壊した。

2. 小国営林署における森林施業

(1) 検訂案の編成と施業方針

小国事業区では1913年（大正2）に最初の施業案を編成し、1913～1917年（大正2～6）まで実行された。第1次検訂は1916年（大正5）に行われ、1918～1925年（大正7～14）の期間実行された。第2次検訂は1925年（大正14）に行われ、1926～1934年（大正15～昭和9）の期間実行された。第3次検訂は1933年（昭和8）に行われ、1935～1939年（昭和10～14）の期間実行されたが、第3次検訂案は広葉樹利用開発のため一部修正され、修正案は1940～1941年（昭和15～16）の期間実行された。また、戦時体制下での臨時措置として臨時植伐案が1942～1944年（昭和17～19）まで実行された。第4次検訂は1944年（昭和19）になされたが、1945～1946年（昭和20～21）は決戦植伐案として実行された。小国事業区における戦前期の国有林経営及び森林施業は、後半、第二次世界大戦に大きく影響されたことから、戦時体制下の特殊な植伐案が編成される以前の第3次検訂案までを中心としてみることにする。

編成案の施業方針をみると、小国事業区は「僻遠ナル位置ニ在リテ原案編成当時ノ利用状況及交通運輸関係ハ事業区全般ニ亘リ積極的施業ヲ為シ得ザリシ事情ト林相状態トヲ参酌シテ出来得ル限り更新面積ヲ多カラシメ以テ将来ニ於ケル更新関係ヲ有利ナラシメン」⁹⁾として、ブ

ナ、ザツ混交区分皆伐喬林作業級(9,172 ha)を設定し、更新は主として天然更新により人工造林は局部的に行うとされた。伐採後の更新はケヤキ、ホオノキ、クリなどの有用広葉樹を母樹として残し、人工植栽樹種としてはヒノキが選定された。また、普通施業地以外の林地は、地況、運搬関係及び林産物の需給関係等を考慮した上で利用困難な箇所は、未利用林として施業対象外林地とされた。このように編成案においては、皆伐作業による天然更新を主体とした施業が計画された。

第1次検訂案は、この時期に国鉄の長井線、羽越線の新潟-村上間の開通により交通条件が改善され国有林の利用も増加したことから未利用林の一部が利用林に編入された。また、地種区分を普通施業地、準施業制限地、施業制限地、除地とに明確に区分した。普通施業地においては、皆伐喬林作業級を8,516 ha、矮林作業級375 haを設定した。また編成案のブナ、ザツ混交区分喬林作業級に属する林地の大部分は、スギ、アカマツ、ヒバ、カラマツ皆伐喬林作業級によって取り扱うことに改訂された。その理由として「交通経済関係及立地ノ状況ヨリ需要広範ニシテ材価高キ針葉樹ノ生産ヲ計ルト共ニ一方有用広葉樹ノ育成ヲモ期セリ」¹⁰⁾とされた。また、地元集落における自家用薪炭材の供給を考慮して矮林作業級を設定し、樹種選定は、ブナ、ナラ、その他広葉樹とされた。このように第1次検訂案では、地種区分を明確にした上で、天然更新を前提とした皆伐作業を主体とし、地域の林産物の需給関係を多少考慮した作業級が設定された。

第2次検訂案は、交通条件や第一次世界大戦の影響による実情変化のため第1次検訂案に相当の改訂が加えられた。施業案編成以来皆伐作業を主体としていたが、第2次検訂においては択伐喬林作業級3,439 haが新たに設定され、輪伐期は90年とされた。矮林作業級は、前案より5倍近く面積が増大し1,779 haとなった。また、人工更新における造林樹種は、これまでの実行成績よりスギ以外のものは不適当とし、主たる針葉樹更新樹種はスギとすることに改訂された。第2次検訂案は、国有林の経営方針転換によって択伐天然林施業が導入され、択伐喬林作業級が新たに設定されたが、面積的にも材積的にも皆伐施業が中心であった。一方、第一次世界大戦を契機とした経済発展にともない、この時期より地元住民の製炭事業が盛んになり始め、地域における薪炭材需要が拡大したため、矮林作業級の面積が大幅に増大した。また、更新においては、人工更新、天然更新の方法を明確にし、樹種選定では木材需要の多くが針葉樹材であり、材価も高いことから、スギを主体とした森林構成にすることが指向された。

第3次検訂案の施業方針は、自然の原則に順応し各林地の実情に即した健全なる森林植生の育成を計り今後の収穫保続と増進を確保するとされた。普通施業地は、皆伐喬林作業級が10,502 ha、択伐喬林作業級が4,875 ha、矮林作業級が2,040 haとなり、前案と比較しそれぞれ増加しているが、特に択伐喬林作業級は1,400 haの大幅な増加となった。この理由は「地勢急峻ニシテ土砂ノ崩壊、額雪ノ虞アル林地ニ対シテハ林地ノ保護上並更新ノ安全ヲ期スル上ニ於テ皆伐作業ノ如ク環境ニ激変ヲ興フル施業方法ハ適切ナラザル」¹¹⁾とあるように、編成案以来

の皆伐作業を主体とした施業を反省し、皆伐作業級の一部を択伐作業に変更したことによる。しかし、収穫材積は皆伐喬林作業級が 145,731 m³ で、全伐採量 (265,060 m³) に占める割合は 55% となり、択伐喬林作業級は 58,776 m³ とわずか 22% を占めるに過ぎない。更新の樹種選定については、皆伐喬林作業級では地味、地形の優良な箇所はスギを主体として行い、天然更新においては母樹、保護樹を蓄積の 20~30% を標準として保残するとされた。択伐喬林作業級においては、天然広葉樹の老齢過熟林分を主体に選定し、蓄積の 30% 前後を択伐するとされた。矮林作業級林分は、地元集落に最も近い位置に設定し、施業方法は皆伐作業とし広葉樹の萌芽更新を行うとされた。第 3 次検訂案は、鉄道の開通による運搬条件の改善に伴い、普通施業地を増大させ、森林の保護、育成が前案より明確に位置づけられた。この背景には、当時、自然法則を重視し、森林の恒続的な存続を図る施業を基本とした「恒続林思想」が導入されたことによる。このため、択伐を主体とした天然更新を増加させてはいるが、その一方でスギ人工林への転換を一層指向しており、施業のあり方は矛盾したものであったといえよう。

(2) 森林施業と事業の実態

1928 年 (昭和 3) 以降の小国営林署の収穫の推移をみたのが表 3-4 である。この時期の国有林経営は、交通網の未整備や搬出施設の未発達により、戦時体制下までは用材生産、官行斫伐はあまり行われず、立木処分による地元住民への自家用及び稼用薪炭材の供給が主体であった。収穫量は 1933 年 (昭和 8) に鉄道が部分開通したことから薪炭材の需要が増加し、収穫材積は 18,000 m³ から 21,000 m³ で推移した。そして戦時体制下となった 1939 年 (昭和 14) になると木材、木炭の増産が求められたことにより収穫量も急増し、用材の収穫量は 4,985 m³、薪炭材が 28,952 m³、合計約 34,000 m³ となり、前年の収穫量より 15,000 m³ もの増大となった。

更新については、人工造林も行われたが薪炭材生産が主体であることから天然下種更新及

表 3-4 小国営林署における伐採材積の推移

単位: m³・%

年 度	材 積			構 成 比		材 積			構 成 比	
	用 材	薪炭材	計	用材	薪材	官行斫伐	立木売却	斫伐	立木	
1928 (昭 3)	556	16,498	17,054	3	97	0	17,054	0	100	
1929 (昭 4)	1,011	18,308	19,308	5	95	0	19,308	0	100	
1930 (昭 5)	1,753	13,757	15,510	11	89	0	15,510	0	100	
1931 (昭 6)	326	12,079	12,405	3	97	0	12,405	0	100	
1932 (昭 7)	636	13,208	13,844	5	95	0	13,844	0	100	
1933 (昭 8)	1,569	13,096	14,665	11	89	197	13,835	1	99	
1934 (昭 9)	1,265	17,665	18,930	7	93	240	18,690	1	99	
1935 (昭10)	834	17,855	18,689	5	95	102	18,587	1	99	
1936 (昭11)	1,641	17,999	19,640	8	92	952	18,688	5	95	
1937 (昭12)	2,794	18,557	21,351	13	87	496	20,558	2	98	
1938 (昭13)	681	17,888	18,569	4	96	126	18,441	1	99	
1939 (昭14)	4,985	28,952	33,937	15	85	6,457	27,453	19	81	
1940 (昭15)	4,546	29,486	34,032	13	87	7,171	26,860	21	79	

資料: 東京営林局「東京営林局統計書」、秋田営林局「秋田営林局統計書」より作成

び萌芽更新が中心であった。更新量の推移を表3-5よりみれば、新植は面積的には少ないものの年々増加し、1928年の22haから1936年には47haと倍増した。また天然下種更新は、1934年以降は増加傾向にあり、1928年の68haから1936年には81haに増加し全更新量の半分以上を占めた。その逆に萌芽更新は1934年以降減少し1928年の150haから1936年にはわずか14haとなった。

このようにこの時期の国有林経営は、交通網の未整備や搬出施設の未発達により戦時体制下までは用材生産は行われず薪炭材生産が中心であった。このため地域住民の生産、生活に配慮した施業が行われ、地域経済の発展に寄与したことは一定程度評価することができよう。

第3節 農民的林野利用の展開過程

東北地方の山間部集落では、わずかな面積の水田、畑に自給用作物を栽培すると同時に、集落周辺の林野は養蚕のための桑畑、食糧不足を補う焼き畑、緑肥や牛馬の飼料を得るための採草地、萱狩場として多様な利用が行われてきた。こうした林野利用は自給的生産を基本としつつも商品経済の浸透に伴い、自給的資源利用と商業的資源利用の二つの形態を持ちつつ発展した。

1. 小国地方の概況

この時期、地域住民の多くは農業に携わっていたが自然条件が厳しく、耕地は谷間に点在していたため土地生産性は低かった。農業は稲作を中心とし、普通畑には様々な作物が栽培されていたがそのほとんどが自家用で、商業用作物として栽培されていたものはごく僅かであった。

1935年(昭和10)における小国4村の農業概況をみたのが表3-6である。総農家戸数は1,532戸、総養蚕戸数は479戸であり、養蚕を行っている農家は小国本村では167戸(23%)と少なく、北小国村では半数に当たる150戸(52%)、南小国村と津川村はそれぞれ61戸(31%)、101戸(31%)であった。また小国4村の経営耕地規模別農家戸数は、0.5ha未満層が446戸(29%)、0.5~1.0ha層が502戸(33%)と1ha未満層が半数以上を占めていた。

1929年(昭和4)における小国本村の米の生産高は10,626石であり反収は約4俵であったが、この当時の庄内地方における平均反収は12俵であり、小国本村の収量はその3分の1にすぎなかった¹²⁾。奥地の山間部に位置する小国本村以外の3村はこれよりさらに収量は少なくなり、この地域の自然条件の厳しさがよくわかる。このため小国地方においては、経営耕地の零

表3-5 小国営林署における更新面積の推移
単位: ha

年 度	新 植	天然下種	萌 芽	計
1928 (昭 3)	22	67	149	238
1929 (昭 4)	38	41	88	167
1930 (昭 5)	28	48	73	149
1931 (昭 6)	34	44	95	173
1932 (昭 7)	32	42	82	156
1933 (昭 8)	41	59	71	171
1934 (昭 9)	43	74	32	149
1935 (昭10)	38	77	48	163
1936 (昭11)	47	81	14	142
1937 (昭12)	43	182	52	277
1938 (昭13)	44	109	48	201
1939 (昭14)	41	137	43	221
1940 (昭15)	54	169	48	271

資料: 東京営林局「東京営林局統計書」、秋田営林局「秋田営林局統計書」より作成

表 3-6 農業経営の概況 (1935年)

単位：戸・%

村 名	農家 総数	養蚕 戸数	自作別農家戸数				経営耕地規模別農家戸数							
			自作	小作	自小 作	0.5ha未満 戸数	0.5~1ha %	1~2ha 戸数	2ha以上 %	1~2ha 戸数	2ha以上 %	1~2ha 戸数	2ha以上 %	
小国本村	720	167	155	403	162	190	27	193	27	247	34	90	12	
北小国村	291	150	70	75	146	152	52	79	27	54	18	9	3	
南小国村	195	61	101	41	53	45	23	44	23	94	48	12	6	
津川村	326	101	219	82	25	59	18	186	57	42	13	39	12	
合 計	1,532	479	545	601	386	446	29	502	33	437	28	150	10	

資料：上田信三「山形縣北小国村の經濟地理學的考察—僻遠地研究の一例として—」, 地理學評論14(4), 1938年, p.7-12より作成

注：1) 原資料は「山形県統計書」(1935年)
2) 北小国村の総数291戸は、統計の誤りにより合計が合わない

細性と稲作の低生産性を補うために多様な小商品生産が発展した。

表 3-7 は 1933 年 (昭和 8) における小国地方の主要生産物を示したものである。生産物の 1 位は米で 272,618 円, その他木炭 37,653 円, 清酒 36,000 円, 蕨 35,000 円, ナメコ 15,369 円, 大豆 12,744 円, ナメコ罐詰 11,694 円, ゼンマイ 10,402 円などとなっている。生産額に占める割合は米が圧倒的に大きいとそのほとんどは自給用であり, 現金収入は木炭など副業としての林野を活用した多様な小商品生産によって得られていた。

表 3-7 小国地方の主要生産物 (1933年)

単位：円

生産物	金額	生産物	金額
米	272,618	樺盤材	380
木炭	37,653	杉板	311
清酒	36,000	栗木羽	234
蕨	35,324	膳	225
ナメコ	15,369	マイタケ	218
大豆	12,744	鍬柄	215
ナメコ缶詰	11,694	雑茸	195
ゼンマイ	10,402	椀	189
栗の実	3,598	杉丸太	150
桑葉	2,022	クルミの実	122
小豆	1,765	シイタケ	106
ワラビ	1,251	菅ごぞ	58
椀木地	1,131	杉木羽	41
蕎麦	580	菅笠	20
白	430	重箱	13

資料：東京営林局「第三次検訂小国事業区施業案説明書」より作成

注：小国本村, 北小国村, 南小国村, 津川村の合計

2. 小商品生産と自給的林野利用

農業経営もしくは農家生活と林野の利用は分離し難いものとして存在し, 零細な農業経営

を補うために副業として地域の森林資源を活かした多様な小商品生産が行われてきた。また, 農家生活を営む上で必要となる資材の採取, あるいは自家用の食糧生産のために自給的な林野利用が行われ, その典型的な形態が薪炭林, 採草地, 萱狩場, 放牧地, 焼畑利用などであった。

(1)小商品生産の展開

山村においては自給的生産を基本としつつも, 幕藩体制の下で金納が課せられたことにより比較的早くから小商品生産が行われてきた¹³⁾。また, 明治期以降の日本資本主義の発展はわが国の山村社会に商品経済を浸透させ, 地域の森林資源を活かした多様な小商品生産を発展させた。そして小商品生産と森林資源利用は, 地域の自然条件, 社会経済条件に適応した多様な形態で展開した¹⁴⁾。こうした小商品生産は, 明治末期から大正期にかけてその種類を増やし, 同時

に生産量を増加させた。しかし、鉄道が開通していないなどの交通路網の未発達による運搬上の制約は、商品の軽量化、保存がきくこと、容積が小さいことなどを求め、この時期においては養蚕、製炭、ゼンマイ・ナメコ採取、菅細工、鋤柄生産、ワラビ粉生産などの小商品生産が発展した。主要な小商品生産をみれば次のとおりである。

①養蚕

1876年(明治9)に置賜、山形、鶴岡の3県が併合して山形県となり、その初代県令三島通庸の勸農政策によって養蚕は急速に普及した。1877年頃の「桑畑開発カ所並入費」によれば、旧南小国村に位置する11カ村に桑の苗木3万5千本が配布され、1反歩に450本植え付けるよう指示された。足野水村においては、官有地に3町6反4畝歩の苗木を植え付けるよう指示され、官有地、民有地を問わず適地の山地に膨大な桑が植えられた¹⁵⁾。桑の苗木は耕地面積が少ないために畑に植えられることは少なく、集落周辺の林野や採草地の一部に栽培され粗放的な土地利用であった。養蚕は主として6月の春蚕と8月の秋蚕の2回行われ、山間部集落にとっては大きな現金収入源であった。

製糸業は手挽製糸の家内工業から工場工業へと発展し、山形県においては1872年(明治5)に初めて米沢市に器械製糸工場が設立され、その後置賜地方に次々器械工場が設立された。小国地方では1921年(大正10)頃までは生糸に紡いでいたが、工場で製糸するようになったため、それ以降は繭のまま出荷されるようになった¹⁶⁾。

小国の養蚕は、幕藩体制の下での商品経済に包摂されるかたちで成立し、明治期以降の置賜地方の商品経済活動の発展と密接に関わりつつ発展したのである。

②製炭

小国地方における製炭は明治期より行われていたが、当時の輸送手段は馬車や牛車以外になく、交通条件が規定要因となって商品生産としての製炭は限られたものであった。製炭業は第一次世界大戦を契機とした経済発展にともない急速に普及したが、同地域で飛躍的に発展したのは国鉄米坂線が開通する1933年(昭和8)以降のことであった。

製炭者数は明治期以降より昭和初期にかけて徐々に増加し、津川村の木炭生産量は1910年(明治43)に153,000貫であったものが、20年後の1931年(昭和6)には400,000貫に倍増した¹⁷⁾。また、1929年(昭和4)当時の小国4村の木炭の生産量は合計700,000貫であった¹⁸⁾。昭和初期の山村においては、地域住民の多くは農業を主業として養蚕及び製炭を副業としていたが、耕地の狭小な農民は製炭を専業として生計を立てるものもあった。また人口の増加に対して耕地面積が変わらぬことや、昭和初期の日本経済の不況によって繭や農産物価格が低廉であったことから、製炭により生計を補助するものが漸次増加した。製炭の原木については後に詳しく述べるが、国有林からの払い下げを中心とし部落有林、私有林も利用された。

③ゼンマイ採取

ゼンマイは、東北地方の山村において古くから自家用の冬期保存食糧として利用されてき

たが、「明治後期から大正期にかけて、日本海側の多雪地帯にゼンマイ集落が形成され」¹⁹⁾、この頃より飯豊・朝日連峰の山麓に位置する小国地方の集落においてもゼンマイが商品として生産されるようになった。小国地方におけるゼンマイの商品化は、南小国村の長者原で1911年(明治43)頃²⁰⁾、津川村の滝で大正期²¹⁾の記録が残っている。小国地方におけるゼンマイの商品化の契機は、越後地方の仲買人が加工方法を伝え産地化を図ったことによるものであった。当初は、集落の一部の農家が行っていたが、多くの収入を得られることを知った集落の住民が次々にゼンマイ採取を始め、ゼンマイの産地が形成された。こうした仲買人によってゼンマイの産地化が図られた背景には、主要な消費地である京都、大阪における需要が増大したこと、あるいは羽越線の開通による交通網の発達によって仲買人が奥地山村までゼンマイを直接買い付けに行くことを可能としたこと²²⁾などがあげられる。山奥から採取された生のゼンマイは熱湯で湯通しを行い、その後天日で乾燥させて商品化されるが、その加工には多くの家族労働力を必要とする。ゼンマイの採取生産は春先の短期間に多くの現金収入を得ることができ、地域における季節ごとの多様な森林資源利用の一つであった。

④ナメコ採取

ナメコは、ゼンマイ同様古くから山村における貴重な秋の食糧として賞味されてきた。天然ナメコの採取による小商品生産は、北小国村で1917年(大正6)より罐詰製造が始められ²³⁾、津川村の大石沢では昭和初期に商人の勧めにより罐詰製造が始められており²⁴⁾、大正期から昭和初期にかけてゼンマイの仲買人を通してナメコ生産も始まったものと推測される。しかし、ゼンマイが乾物であるのに対してナメコは罐詰に加工されるため、米坂線が開通する以前は輸送の関係上多くは生産されなかったようである。小国4村における1938年の主要生産物のなかで、ナメコの生産額は第5位となっており、ナメコ生産は奥地の山間部集落においてはゼンマイとともに貴重な現金収入源であった。

以上、明治期の小国地方の山間部集落における主要な小商品生産は養蚕であったが、明治末期から大正初期にかけての山村地域における商品経済の浸透を背景として製炭、ゼンマイ、ナメコ採取など新たな資源利用も始まった。これらの生産が行われた集落や時期は小国地方においてもかなりの地域差があり、こうした小商品生産は多様な形態で展開していった。

(2)自給的林野利用の展開

地域の森林資源利用は、小商品生産とともに自給的性格の強い林野利用も行われ、林野からは薪炭材、柴、そだ、農家生活資材など多種多様な資材が供給された。特に自家用の薪炭材は、厳寒の東北地方の山村においては冬期燃料として必要不可欠のものでありその需要量も多かった。また林野は、肥料用の落葉落枝の供給地や養蚕用の山桑採取地として利用され、スギ人工林からは建築資材が供給された。また萱狩場は主として農家の屋根ふき、木炭の俵編み用の萱を提供し、東北地方では萱を雪囲い材料としても活用した。この他、採草地は家畜の飼料や緑肥、堆肥の原料となる野草の採取地として利用されたが、日本の農業は草肥農業を基本と

していたため農業経営にとって採草地は非常に重要であった。また、小国では耕地の零細性と厳しい自然条件下での農業の低生産性から、食糧を補うために「カノ」と呼ばれる集落周辺の林野を利用した焼畑が行われていた。なお、小国における焼畑は、平地での畑作を補う自給用作物の生産であり小商品生産を目的としたものではなかった。

このように林野は、自給的な生活を維持していくうえで最低限必要な生活資材を供給し、山村生活に必要不可欠であった²⁵⁾。

以上、地域における小商品生産と自給的林野利用をみてきたが、これら小商品生産的資源利用と自給的資源利用は、その対象となる林野がそれぞれ独立して存在するのではなく、同一地域が薪炭材供給地として、あるいはゼンマイ、ナメコの採取地、採草地、放牧地として利用されてきたのである。しかし地形条件より大きく分ければ「水田」、「里山」、「山(森林)」の3種類に分類することができ、これらの地目の有機的連鎖性を活用した地域資源利用が行われたのである。つまりこの時期における地域の森林資源利用は農業生産を補完する形で展開し、集落周辺の林野に存在する天然資源の採取的利用を主体とした多様な形態で発展していったのである。

3. 国有林における地域住民の林野利用

山村農民の地域の資源利用は、集落周辺の林野を基盤としたものであったが、小国地方全域の総林野面積の77% (1935年) は国有林であることから、広大な部落有林を保有する集落を除いて多くの集落における林野利用は国有林に依存せねばならないのが実情であった。国有林野を対象とした林野利用は自家用、稼用の薪炭原木の採取、採草地利用、山菜・キノコの採取など山村農民の生産、生活に関わる多くの面で行われたが、集落周辺に広大に存在する国有林野を自由に利用することはできなかった。小国営林署管内では、委託林が設置されていなかったため国有林内の林産物を無償で採取することができず、昭和初期における製炭業の急速な発展にともない部落有林野が一時過度に利用された。このため「第三次検訂小国事業区施業案説明書」によれば「集落に接続している公私有林野の多くは、これまでの乱伐や野火等により一般に林相は粗悪な幼齡樹の雑木林となっている」²⁶⁾と述べられている。国有林においては、戦時体制に移行する以前は用材生産があまり行われず森林資源の状況が良好であったのに対して、集落周辺の公有林の資源量が減少していた事実は、地域住民の生産と生活を軽視した入会林野の収奪の上に形成された広大な国家的林野所有の矛盾を如実に示したものとえよう。

同地域では冬期の燃料及び木炭生産の原料として大量に薪炭原木を必要としたが、公私有林からの供給量のみでは地元集落の自家用及び稼業用薪炭資材の需要に対応でき得ない状態であった。このため同地域では、薪炭材の需要量の多くを国有林の慣行特売に依存したのであった。とりわけ木炭の高騰によって製炭者が増加するなかで部落有林野の森林資源量が減少し、原木不足をきたす状況のもとでは、国有林からの慣行特売による薪炭原木供給は不可欠であった。

第2節で前述したようにこの時期小国事業区の収穫量のほとんどは薪炭材であったが、昭和初期における1年間の国有林から地元集落への慣行特売制度による薪炭材の払い下げ計画量を示したのが表3-8である。小国営林署管内では、59集落が国有林から薪炭材の払い下げを受け、原木の供給を受けていた製炭者数は514人、年間の総薪炭材需要量は30,185m³であった。これに対して公私有林からの薪炭材供給可能量は7,339m³であり、差引の不足分を国有林が供給することとし、第3次検訂計画では1年当りの払い下げ量として21,710m³が計上されていた。これは地域の年間薪炭材需要量の72%を占める計画であった。また、前掲表3-4によれば小国事業区における薪炭材供給のほとんどは地元集落を対象としたものであったことを示している。

表3-8 小国営林署管内及び横川・足水川流域における国有林の薪炭材払い下げ量 (1933年調査)

流域	集落名	戸数 (戸)	製炭者数 (人)	薪炭材需要量		公私有林供給可能量	差引 不足量	国有林供給量		
				自家用	稼業用			計	既往 年平均	本案 予定
				計				計		
横川	市野々	24	16	192	560	752	58	694	639	404
	叶水	52	36	416	1,260	1,676	52	1,624	1,069	1,364
	新股	17	5	136	175	311	49	252	245	165
	河原角	11	7	88	245	333	77	256	-	149
	計	104	64	832	2,240	3,072	236	2,826	-	2,082
足水川	足野水	16	15	128	525	653	136	517	371	693
	市野沢	12	10	96	350	446	102	344	298	608
	足水中里	10	8	80	280	360	85	275	133	145
	百子沢	15	15	120	525	645	128	517	248	413
	計	53	48	424	1,680	2,104	451	1,653	1,050	1,859
		1,524	514	12,195	17,990	30,185	7,339	22,846	15,124	21,710

資料：東京営林局「第三次検訂小国事業区施業案説明書」より作成

- 注：1) 国有林からの既往の年平均供給量は、河原角集落分のみ数値がない。そのため営林署管内の合計の数値は1集落分だえぬけたまま合計している。
 2) 国有林の本案予定供給量は、第3次検訂期間の年平均予定量である。
 3) 叶水集落は、調査対象地の下叶水集落と対象地外の上叶水集落の合計である。

薪炭原木は集落を単位とした製炭組合に1年1箇所払い下げられたが、払い下げ地の多くは皆伐により原木が供給されたため、伐採跡地への植林はその利用者によって行われた。このため慣行特売を受ける薪炭製炭組合は、造林作業に必要な労働力を組織し、国有林経営における労働力調達機構として利用された。こうした半封建的な諸関係は、1950年代後半以降の薪炭生産の解体によって消滅することとなった。

国有林を対象とした地域の林野利用は、この他、貸付地としての採草地、放牧地、萱狩場、開墾適地などがあげられる。農家生活にとって薪炭材と並んで重要な採草も、部落有林の少ない集落は国有林からの貸し付け採草地が利用された。採草地面積の推移を示したのが表3-9で、1934年(昭和9)には肥料用採草地を中心として2,238haの採草地があったが、広く簡易委託林が設置されたのにもない採草地面積は減少し、1938年(昭和13)の総採草地面積は691

表3-9 小国営林署における採草地面積の推移

単位：件・ha

年 度	総 数		飼 料		肥 料		そ の 他	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
1933 (昭 8)	67	2,176.1	—	—	49	2,111.2	18	64.9
1934 (昭 9)	66	2,237.9	—	—	55	2,195.0	11	42.9
1935 (昭10)	77	1,035.1	—	—	20	357.9	57	677.2
1936 (昭11)	74	988.0	—	—	27	391.5	47	596.5
1937 (昭12)	72	985.9	1	0.8	25	379.9	46	605.2
1938 (昭13)	35	559.4	(3)	25.0	34	390.4	1(12)	144.0
1939 (昭14)	35	690.5	2	167.3	33	406.0	(12)	117.2
1940 (昭15)	37	768.0	2	167.3	35	442.5	(12)	159.0

資料：東京営林局「東京営林局統計書」、秋田営林局「秋田営林局統計書」より作成
注：件数欄の()は、1件で用途が2以上のもので、主となる一方を示している

haとなっている。一方、放牧地面積は1935年(昭和10)において167ha、放牧頭数は65頭であった。また、開墾適地は、地元産業及び米穀政策との調和を図るため国有林野内における耕地に適する区域を調査し、地元の希望に応じて貸し付けするもので、1935年においては49箇所、29haが設置されていた。

4. 山村農民の資源管理

地域における林野利用は、国有林や部落有林を基盤として発展したが、資源の管理は集落を単位とした共同体の共有財産という認識により伝統的に行われてきた。その資源管理は入会慣行としての共同体規制に基づき、地域固有の自然条件における資源の質及び量に立脚した資源維持と積極的利用を前提として厳しく制限された²⁷⁾。管理の対象となる資源は、これまで述べてきたように燃料としての薪炭材、農業用資材など山村地域の生産、生活において必要不可欠な基礎的な資源であった。この具体的な制限方法は採取の開始日時、採取量、採取人数などにみられた。採取の開始日は「口開け」と呼ばれ萱刈、採草、薪木採取、栗採り、クルミもぎ、ワラビの根掘りなどそれぞれの採取日が集落ごとに決められていた。また山菜採取においては、根こそぎ採取するようなことはせず10本のうち3本残すといった制限により資源を管理した。

例えば横川流域の東滝、西滝の2集落では、伝統的に共同で部落有林野の管理が行われ、戦前期の「東西滝部落有山林原野土地使用制限使用料金並樹木乱伐防止規約」(附属資料1)によれば、部落有林の資源を有効に活用するために土地利用の制限や資源量の管理が行われた。森林の伐採については、乱伐を防止するために1戸当りの年間の伐採本数が制限されていた。製材用のスギ、マツの伐採は1年間に1戸当り5本、製材用の雑木は同じく5本と定められ、それ以上の伐採は東西滝部落有山林原野保護組合の協議を必要とした。ただし自家用薪炭材の採取については、東西滝集落の部落有林面積が、他集落と比較してかなり広かったため厳しい制限はとられていなかった。また、薪炭材の伐採においては母樹を保残すると同時に雑木やササを炭窯の燃料や炭俵の材料に利用することにより地床処理を行い更新が維持されてきた。

この他、横川流域の多くの集落では、農業用水が十分でなかったため、1戸当りの水使用量が厳しく制限され、「番水」と呼ばれる地域住民による伝統的な水資源の管理制度により昼夜とわずの管理がなされていた。

以上述べてきたように、地域資源管理は個々の農家の枠内で自己完結していたのではなく集落を単位として行われてきたのである²⁸⁾。そして、地域住民による資源管理の基本的認識は、資源を枯渇させることなく森林の持つ多様性を活かしながらこれを持続的に利用して行こうとするものあり、地域における合理的な森林資源管理の原点とも言えるものであろう。また、こうした利用形態は環境を保全しつつ持続的な資源利用を行う環境保全型生産であったと言うこともできよう。

第4節 小 括

わが国における近代的林野所有と林野制度は、明治初期の地租改正と土地官民有区分によってその基礎を確立し、明治30年代初頭の森林原野下げ戻し、不用存置国有林野処分などの再編成を経て国家的林野所有と国有林経営が確立された。それは同時に、伝統的な農民の林野利用における入会権が収奪される過程でもあった。国有林における農民的林野利用は、森林原野下げ戻し、委託林等の諸制度において徐々に再編されたが、こうした恩恵的諸政策も山村農民の自由な林野利用を認めるものではなかった。そして明治維新を端緒とした国家的林野所有の確立と農民的林野利用の排除は、その後の地域における多様な森林資源利用による生産、生活の発展を大きく規制するものとなった。

この時期の国有林経営及びその森林施業は、交通網の未整備や搬出施設、搬出技術の未発達により戦時体制下までは用材生産はあまり行われず、収穫のほとんどは地域住民への薪炭材供給であった。このため地域住民の生産、生活に配慮した施業が行われ、地域経済の発展に寄与したことは一定程度評価することができる。

一方、明治から昭和初期にかけての山村農民は、自給的農業と地域の資源を活かした小商品生産を組み合わせる生計を維持し、それは集落周辺の林野に存在する天然資源の採取的利用を主体として多様な形態で展開した。特に小国町の山間部集落における農民的林野利用は養蚕、製炭以外に小商品生産としての多様な林産物利用が行われたことに大きな特徴があった。

これらの生産の基盤は、集落周辺に広範に存在する森林資源の活用であったが、その対象となる林野のほとんどは国有林であり、薪炭原木の伐採や採草地、放牧地の利用は土地所有権によって制限され、農民的林野利用の発展はおのずと国有林に規定されざるを得なかった。その広大な国有林野は封建時代から集落の入会山として存在し、元来地域住民が自由に利用することによって農家生活を維持してきたものであった。しかし、明治維新を端緒とする土地所有権の確立により地域住民は生産、生活を営む上で国有林の恩恵的諸政策に大きく依存せねばならなかったのである。

注

- 1) 森巖夫編：林業経済論，農山漁村文化協会，1983，p. 143
- 2) 小国町史編集委員会：小国町史，1966，p. 616
- 3) 秋田営林局：秋田営林局史 80年の回顧，1964，p. 92
- 4) 同上，p. 92
- 5) 小国町：第8次小国町町有林森林経営計画書，1991，p. 4
- 6) 林野庁：共用林野制度実態調査（II）山形県新庄市萩野地区，1958，p. 1
- 7) 同上，p. 13
- 8) 菊間満：国有林野の地元利用と育林労働組織の展開構造—委託林制度の史的分析—，北海道大学農学部演習林研究報告第37巻第2号，1980，p. 486～487
- 9) 東京営林局：第三次検訂小国事業区施業案説明書，p. 40
- 10) 同上，p. 41
- 11) 同上，p. 48
- 12) 教育研究会第4部會：小国郷地誌，1930，p. 63
- 13) 渡辺は17世紀末の城下町鶴岡の商品経済の発展にともなう山村部での鐵燭原料生産を事例として「林野利用が山村内部の自給的生産を基盤としつつも，一方では小商品生産として城下町を中心とした商品経済の一環に包摂されていた」ことを指摘している。（渡辺明「地域社会と森林資源—赤川水系における史的考察—」，日林東北支誌 No. 43，1991，p. 1）
- 14) 東海地方から西日本にかけての山村では，1980年代以降，焼き畑農業と結びついた三椏，山茶，栝の栽培が始まり，中央日本の奥地山村では養蚕業が発展した。また，木材需要の増大のなかでスギ，ヒノキの育成林業が発展した山村がある。（市川健夫，山本正三，斎藤功：日本のブナ帯文化，朝倉書店，1984，p. 194～195，池谷和信：東北地方の奥地山村におけるゼンマイ生産地域の形成—明治後期から大正期における奥地山村の商品経済化の一類型として—，人文地理 41(1)，1989，p. 71～72）
- 15) 小国町史編集委員会：前掲書，p. 496
- 16) 同上，p. 508
- 17) 小国町立白沼小中学校炭焼き体験学習実行委員会編：炭焼きの記録，1986，p. 103
- 18) 教育研究会第4部會：前掲書，p. 66
- 19) 池谷和信：東北地方の奥地山村におけるゼンマイ生産地域の形成—明治後期から大正期における奥地山村の商品経済化の一類型として—，人文地理 41(1)，1989，p. 82（池谷は「ゼンマイ生産が村落の経済的基盤を構成する集落を『ゼンマイ集落』と定義し，東北地方におけるゼンマイ集落は，森吉，和賀，栗駒，鳥海，越後山麓に位置するとしている。）
- 20) 同上，p. 76
- 21) 福盛吉之助：ある山村の歴史—滝部落集団離村の記，松坂世紀記念財団，1991，p. 61
- 22) 池谷：前掲論文，p. 82
- 23) 上田信三：山形県北小國村の経済地理学的考察—僻地研究の一例として—，地理学評論，14(4)，1938，p. 12
- 24) 小国町東部地区振興協議会：東部地区の村づくり，1985，p. 52
- 25) この時期の林野を対象とした自給的資源利用について，森氏は「農業の生産力が低く，それが自給的で，かつ農民の生活水準が貧窮なこの段階においては，林野の存在意義はきわめて大きく，それは，耕地・農業経営および農民生活と密接不可分に結びつき，その再生産構造を補完する一要素であった。要するに，耕地と林野の関係は，この段階においては，後者は前者に従属し，その機能を補完する関係にあった」（森巖夫「林野利用—東北地方における農業的・農民的開発の実態—」，日本の農業 No. 57，1968，p. 6）。また，甲斐原氏は「採草地は草肥農業の基礎の上に成立する零細農業にとっては，必要というよりはむしろ「一体化」したものである」（甲斐原一郎：林業政策論，林業共済会，1955，p. 129）と位置づけている。

- 26) 東京営林局：第3次検訂小国事業区施業案説明書，p.17
- 27) 「戦前の農民の生活には、意識するしないにかかわらず、先祖代々伝えられてきた自然環境との調和の精神が脈打っており、環境保全の機能を十分に果たしてきました」。(阿部淳：干拓，減反，そして……，世界 No.542, 1990)
- 28) 永田は地域資源管理について「土地の私的保有に立脚した個々の農業経営は、……共同体的土地利用秩序に包み込まれることによって、自らは所有していない経営外資源（里山・山など）の利用を内部化してだけでなく、労働力の地域内農林業への年間就業条件も作り出した」としている。(今村奈良臣監修：中山間地域問題，農林統計協会，1992，p.62)

第4章 戦後復興期の森林資源利用の展開（第2期，1945～1957年）

第1節 林野所有の形成と林野制度

1. 林野所有の形成過程

(1) 農地改革及び国有林の未墾地所属替

戦後における林野の農民的利用をめぐる一つの大きな転機が農地改革の実施であった。農地改革は戦後の農山村の農業発展の規定的要因となり、その意義は半封建的地主的土地所有を基本的に解体させたことにあった。

1946年の農地改革により、国は不在村地主の所有する小作地全てと在村地主の保有限度面積超過の小作地を強制的に買収し、それぞれ耕作小作人に売り渡した。この農地改革事業によって物納農地や国有地所属換えを含めて194万町歩が農民に解放された。この他に採草地や開墾適地などの認定買収により132万町歩の未墾地、45万町歩の牧野も同時に解放された。ただし農地改革において山林は原則として解放されず、林野に関わるものでは採草地、牧野、未墾地の一部が解放されたにすぎなかった。

農地改革により土地所有と生産が結合したが、その私的土地所有は零細的土地所有であったため、地域の森林資源を利用した副業の生産はその後必要とされた。また、この改革は土地所有構造の民主主義的変革であり農業の発展に決定的な意義をもつものであったが、基本的に地主-小作の土地所有関係を結ぶ農地のみを対象とし山林、原野、採草地の未解放による半封建的土地所有を温存するという問題を残した。このため農民の林野所有は実現せず、林野の農民的利用は制度的に発展しなかった。

一方、国有林では「自作農創設特別措置法」の趣旨に基づき自作農の創設及びその経営の安定を図るため、1946年以降、国有林所属の財産を自作農創設特別措置特別会計に所属替えを行った。秋田営林局管内において未墾地、農地、牧野などに所属替えした国有林野は、1947年から1962年に至るまでに未墾地18,949町歩、農地1,613町歩、牧野16,687町歩、計37,249町歩であった¹⁾。また、小国営林署管内における未墾地所属替は35箇所、586町歩であった。

足水川流域集落における「自作農創設特別措置法」による土地売り渡しの実績をみたのが表4-1である。売り渡し面積は田が70件、26.7ha、畑が41件、10.7ha、原野が36件、5.0

表4-1 足水川流域集落における自作農創設特別措置法による土地売り渡し

単位: ha

集 落 名	田		畑		原 野		山 林		宅 地		計
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
足 野 水	19	6.0044	10	1.1045	11	1.1559	—	—	4	2.8460	11.1108
市 野 沢	5	0.1338	4	0.4165	—	—	—	—	4	1.1253	1.6756
百 子 沢	23	10.8357	10	6.5157	5	0.0816	—	—	2	0.6065	18.0395
足 水 中 里	6	1.3218	7	1.7822	13	3.0252	1	1.7800	4	3.0918	11.0010
菅沼・滝倉	13	1.9203	7	0.6301	6	0.7774	—	—	—	—	3.3278
樽 口	4	1.5420	3	0.2709	1	0.0422	—	—	—	—	1.8551
合 計	70	26.5893	41	10.7199	36	5.0823	1	1.7800	14	7.6696	51.8411

資料：南小国村役場「自作農創設特別措置法に依る土地売渡保存登記書類」より作成

ha, 山林が1件, 1.8 ha, 宅地が14件, 7.7 ha となり売り渡し合計は51.8 haであった。1件当りの売り渡し面積は非常に僅かであり, 経営耕地面積が零細な足野水, 百子沢集落に売り払いが集中している。

また聞き取り調査によれば, 横川流域の新股, 河原角集落では「自作農創設特別措置法」により1戸平均0.3 haの原野が増反地として払い下げられ, 農地を所有しない專業製炭者などには1~2 haの原野が提供された。これらの土地は地主から開放された農地ではなく, 国有林の未墾地所属替によるものであった。このため農民に売り払われた土地は集落周辺に位置した林野であり, 一部用途を変更して採草地等に利用することが可能であったが, 基本的には立木を伐採して農地に開墾することが求められた。しかし, 実際に短期間で開墾することには限界があり, かなりの林野が開墾できずに国に買い戻されたようである。したがって「自作農創設特別措置法」により山村農民に土地が開放されたが, その提供された土地がたとえ山林や原野であったとしてもその土地を林野として所有し, 利用することは認められなかったのである。

(2) 国有林野整備

国有林野の分布は特定地域に偏在していることから, 農地改革などの影響により国有林野の開放を求める要望が強く出され, このため1951年に「国有林野整備臨時措置法」が公布された。この法律の内容は①国有林野経営の目的からみて, 国が経営する必要がないと認められる国有林野を処分し, 地元産業の健全な発展と地元民の福祉増進に寄与し, また民有林のうち国が経営することを妥当とするものを買い入れて国有林野経営の合理化を図ること, ②処分に当たっては林野として経営する能力があると認められる場合に限り, その国有林野の所在市町村, 都道府県, 次いでその他の者の優先順位で売り払いを行うというものであった。

同法が制定されると秋田営林局管内で出された買い受け陳情はかなりの件数となったが, 申請された箇所が国有林野管理経営上売り払い不可能な林野や法律に適合しない陳情も多く, 契約が成立しなかった事例も多かった。林野の売り払いは1952年から始まり, 本法に基づく秋田営林局管内の陳情件数は510件, 交換が6件であったが, 実際に契約が成立したのは売り払い305箇所, 交換4件で合計15,685町歩であった。また売り払いの相手は市町村239件, 13,

330町歩、部落41件、2,113町歩、個人25件、242町歩であった。この間、小国町では「国有林野整備臨時措置法」により9件、400町歩の払い下げが行われたが、これらはすべて町村への払い下げであり部落、個人への払い下げは行われなかった。

このように「国有林野整備臨時措置法」は、国有林側が地元の林野利用要求にある程度積極的に応えたものであるが、売り払いの多くが市町村を相手方とし、また林野として適正に経営することを前提としていたため、国有林野の農業的・農民的利用の進展はほとんどみられなかった²⁾。

(3) 町村合併促進法及び新市町村建設促進法

1953年の「町村合併促進法」は、町村の規模を拡大し適正化を図ることによって、行財政能力を強化し、その機能を合理的かつ能率的にならしめ、もって住民の福祉を増進することを目的とした法律であった。この法律は3年の時限法として施行されたが、わが国の地方制度上面期的な町村編成が展開され、当初計画の約85%の町村合併が完了し一応の成果を納めた。

この法律における国有林野行政と関連ある条文として第17条において、国は合併市町村の基本財産の造成上必要があると認められる場合は、市町村の合併後5箇年に限り合併市町村の区域にある国有林野を国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除き、当該市町村に対し売り払い、またその所有する林野と交換することができると規定している。しかし、この法律に基づいて秋田営林局管内で売り払われた林野は1954年の小国町の381町歩の1件のみであった。

「町村合併促進法」により合併が促進し3年の有効期限がきれるのに代えて、今後は新市町村建設の段階に入ったものとしてその建設を計画的かつ効果的に促進するために、国の援助をさらに適切に行うことを目的とした「新市町村建設促進法」が1956年に制定された。この法律では、国有林野の売り払い・交換等について第25条で規定され、売り払いは「町村合併促進法」とほぼ同様の内容であり、売り払いを受ける市町村の財政負担の軽減及び売り払い林野の適正な経営助長を考慮して売り払い条件の緩和措置を設け、有効期間を5年間として施行された。

秋田営林局管内の「新市町村建設促進法」に基づく買受の陳情件数は38件におよび、売り払い件数は25件、面積1,966町歩、交換1件であった。小国町では1961年に申請面積343町歩に対して76町歩の売り払いが行われた。よって小国町ではこの二つの法律により、合計457町歩の売り払いを受けた。

(4) 小国町有林の形成

小国町では「国有林野整備臨時措置法」、「町村合併促進法」、「新市町村建設促進法」に基づいて1953年、1954年、1961年に国有林より林野の払い下げを受け公有林が形成された。これらの払い下げは、前述のようにすべて町村に対して行われたものであり、部落もしくは個人に払い下げられたものはなかった。小国町では公有林野の整理統一により形成された公有林の

多くが、その後も基本的には部落有林野の旧慣利用に基づく利用が行われたため実質的な町有林はこの時初めて形成された。小国町は1956年に「町有林野条例」を制定し、1957年には「第一次町有林経営計画」を樹立し森林施業が開始された。しかし、町有林は集落周辺に存在するものの基本的に用材生産を目的とした施業が行われたため、いわゆる農民的林野利用の進展の契機とはなり得なかった。

2. 共用林野制度

1951年の国有林野法の改正により、委託林制度を吸収して共用林野制度が設定された。これは農政において、すでに1946年の農地調整法の改正により「営農のための必要な使用収益権を他人の林野に設定できる」ことが制度化されたことに関連するもので、国有林野についても従来の委託林的な考え方に捉われることなく土地利用の高度化を図る上で必要な場合には、地元住民の使用収益をより積極的に考慮すべきであるとして新たに設けられたものである。

共用林野制度が委託林と異なる点は①地元住民の使用収益を権利として認めていること、②原則として有償であること、③一定要件の取得により使用収益をする機能を生ずることであった。この詳細を「共用林野制度実態調査(II)」によってみると、①委託林の目的が国有林の「保護」にあったのに対して、共用林野制度の目的は、「土地利用の高度化」であり、国有林経営と地元住民の利用との調整を図ること、②委託林においては明治以来の旧慣のあるものに設定が限られていたが、共用林の設定範囲が拡大されたことにより、自家用薪炭原木の採取が初めて旧慣に捉われずに設定されたこと、③また耕作に付随して飼養する家畜の放牧のための「放牧共用林野」が初めて制度化されたこと、④委託林制度においては、産物の採取は国有林の保護及び労働力提供の義務に付随する恩恵的な代償として原則的に無償であったが、共用林野制度では、保護義務とは関係のない独立した権利の設定が契約の主目的となったことから、原則として有償とされたこと、⑤委託林制度において保護、委託されるものは、「市町村又ハ市町村ノ一部」であったのに対して、共用林野制度では権利主体は「当該市町村の住民又は当該市町村の一定の区域に住所を有する者」とされ、しかも「これらの者が当該の国有林野を……………共同して使用する権利」と規定しているように、権利主体である地元住民の権利は別々のものでなく、共用行使を建て前としており、共同に権利を行使する者たちの集団が対象とされていること、⑥委託林制度においては、旧慣のある者だけが既得権を独占し新居住者には国有林の利用権が認められない傾向があったのに対して、共用林野制度では、新居住者の権利も認められるようになったことなどをあげることができる³⁾。

共用林野制度はその採取物ないし利用方法の差異によって普通共用林野、薪炭共用林野、特別薪炭共用林野、簡易共用林野、放牧共用林野の5種類に分けられ、放牧共用林野を除く4つはいずれも委託林の系譜をひくものであり、委託林がそのまま共用林野に置き換えられたものが少なくなかった。

小国営林署管内では、共用林野制度が制定されたことにより1953年に簡易共用林野が設定

され、その面積は 20,844 ha、共用者数は 2,764 人であった。簡易委託林の設定面積は約 46,000 ha、受託戸数は約 1,700 戸であったことと比較すれば、面積的には半減したが利用者数は大きく増加した。共用林野制度は利用目的により前述のように 5 種類の共用林野が設定されたが、小国営林署において放牧共用林野が設定されたのは 1959 年であり設定面積は 132 ha であった。また薪炭共用林野は 1962 年に設定され、面積は 1,509 ha、共用者数は 504 人であった。簡易共用林野は 1965 年に廃止され、翌年 1966 年より普通共用林野が設定された。面積は簡易共用林野より約 7,000 ha 増加し 25,974 ha となり、共用者数は 3,589 人となった。

このように共用林野制度は、従来の簡易委託林と比較して設定面積は減少したものの旧慣使用に基づかぬために利用者数では増大となり、国有林野における薪炭原木、肥料、飼料の採取をより多くの山村農民が利用できるようになった。すなわち委託林制度から共用林野制度への制度的再編は、戦後の国有林野の地元制度における大きな転換であり⁴⁾、このことによって国有林野の地元利用がある程度拡大されたといえよう。

第 2 節 国有林経営の展開と森林施業

1. 国有林経営の展開過程

第二次世界大戦による森林の過伐、乱伐は森林資源を荒廃させ、戦後は国土保全機能と森林資源を充実させることが急務であった。同時に、戦後復興と国民生活安定のため復興用材、薪炭材の需要をいかに充足させるかが林政の課題であった。

国有林の施業は、戦時中の臨時植伐案及び決戦収穫案の実施にともなって荒廃した林野の整備を図るため全事業区にわたって現況調査を実施し、これに基づいて 1947 年以降 3 ヶ年間実施の予定で非常植伐案を作成して施業案に代えた。しかし、この非常植伐案は、搬出の便利なところに伐採が集中し著しい過伐状態となった。このため林政統一と同時に正常な運営を望み難い事業区について暫定施業案を編成し、戦中戦後の乱れた森林の整理に着手することとなった。

1947 年に林政の統一がおこなわれ、これは本州国有林、御料林、北海道国有林を農林省林野局に統合するものであった。また林政統一と同時に国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため一般会計と区分して経理する特別会計制度が制定された。こうして国有林野事業は、戦後の林政統一と独立採算性による特別会計制度の導入によって、新たな体制のもとで近代的な経営を推進することとなった。

特別会計制度と関連して 1948 年には「国有林野経営規程」が制定された。従来の施業は保続の原則による森林施業を主体としたものであったが、特別会計制度の制定により企業的に運営できるようにしたのがこの経営規程である。経営規程には国有林の経営目的が示され、「国有林野は、国土の保安その他公益を保持し、国民の福祉増進を図ることを旨とし、森林資源を培養し、森林生産力を向上するとともに、生産の保続および経営の合理化に努めて、これを経営しなければならない」とされた。また、国有林野事業に企業的な性格を規定づけ、経営の近代化・

合理化及び収益性を重視する方針が根本に据えられた。この規程は、木材利用消費資本復活のための需要の増加に、国有林が弾力的に対応し増伐と大規模化を指向して「合理化」を進めやすい経営の体制づくりをめざしたものであった。したがって経営の目的の一つの側面であった「国土の保全その他公益を保持し、国民の福祉増進を図ること」は、形式性の強い規定とならざるを得なかった⁵⁾。

2. 小国営林署における森林施業

(1) 経営案の編成と施業方針

戦後の非常植伐案以降の小国事業区の各経営案の実行期間は、1950～1953年が暫定経営案、1954～1957年が第6次経営案となっており、それらは以下のとおりである。

暫定経営案では小国事業区の管理面積50,311haのうち普通施業地が24,545haと約半分を占め、普通施業地の作業級は択伐用材林が13,770ha、皆伐用材林が8,696ha、薪炭林が2,079haであった。第1分期指定量の平均1ヵ年の主伐面積は581ha、材積が38,579m³であり、面積的には択伐用材林が331haと多くなっていた。作業級別の主伐材積は皆伐用材林が13,404m³、択伐用材林が17,354m³、薪炭林が4,596m³であった。また、針広別の材積は針葉樹が451m³、広葉樹が38,128m³でありほとんど広葉樹材であった。また、広葉樹のうち用材が7,190m³、薪材が30,938m³と薪材が主伐の80%を占めていた。また、第1分期指定量の平均1ヵ年の更新面積については新植が48ha、天然下種更新が411ha、萌芽更新が103haとなり、新植面積は更新面積の10%に満たず、更新は天然下種更新が主体であった。

第6次経営案では小国事業区の管理面積が49,650haと多少減少し、普通施業地も23,474haに減少した。普通施業地の作業種は皆伐用材林、択伐用材林、薪炭林であり前案と同様であった。第1分期指定量の平均1ヵ年の主伐面積は516ha、材積は37,473m³となり、暫定経営案より面積、材積ともに減少した。作業級別の主伐の面積と材積は皆伐用材林が154ha、15,399m³、択伐用材林が254ha、16,765m³、薪炭林が55ha、3,309m³となり、前案と比較すると皆伐用材林の伐採量が増加し、面積あたりの伐採量では皆伐用材林、択伐用材林ともに増大した。また、第1分期指定量の平均1ヵ年の更新面積については新植が148ha、天然下種更新が306ha、萌芽更新が53haであった。前案と比較すれば新植面積が3倍に増加し、その分天然下種更新が100haほど減少した。

(2) 森林施業と事業の実態

小国営林署における1950年から1957年までの収穫の推移をみたのが表4-2である。1953年までは用材、薪炭材需要の増大により伐採量は面積、材積ともに増加傾向にあった。また、針広別の材積は1950年の針葉樹309m³に対して広葉樹19,658m³に示されるようにそのほとんどは広葉樹材であった。1954年以降は収穫面積は減少傾向にあったが、材積においては大きな変化はなく伐採が集中して行われたことをうかがわせる。また用材・薪炭材別の材積は、1950年には薪炭材が77%を占めていたが、1955年以降は用材が薪炭材を上回り、1957年には薪炭材

表4-2 小国営林署における取種と更新事業の推移

年度	取 種 (主 伐)										
	面 積					材 積					
	作 業 扱	皆 伐 用材林 (ha)	択 伐 用材林 (ha)	薪炭林 (ha)	その他 (ha)	計 (ha)	皆 伐 用材林 (m³)	択 伐 用材林 (m³)	薪炭林 (m³)	その他 (m³)	計 (m³)
1950		113	157	25	62	357	8,713	7,028	1,820	2,420	19,981
1951		196	119	55	162	532	11,652	5,123	3,221	3,626	23,622
1952		180	164	22	251	617	13,913	5,565	1,948	6,678	28,104
1953		183	236	71	122	612	17,252	9,461	4,730	3,617	35,060
1954		149	219	24	52	444	13,598	13,388	2,229	1,824	31,039
1955		131	199	52	41	423	12,670	15,519	3,490	1,952	33,631
1956		106	246	35	3	390	11,993	12,987	1,782	2,487	29,249
1957		112	149	39	19	319	15,020	13,244	4,112	1,716	34,092

年度	用材・薪炭材別、針葉樹・広葉樹別主伐材積						更 新					
	用 材			薪 炭 材			計		新 植	天 然 下 種	萌 芽	計
	針葉樹 (m³)	広葉樹 (m³)	計 (m³)	針葉樹 (m³)	広葉樹 (m³)	計 (m³)	針葉樹 (m³)	広葉樹 (m³)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
1950	309	4,297	4,606	—	15,361	15,361	309	19,658	102	239	45	386
1951	68	7,912	7,980	—	15,642	15,642	68	23,554	69	286	48	403
1952	—	9,461	9,461	—	18,643	18,643	—	28,104	75	145	48	268
1953	557	10,852	11,409	—	24,209	24,209	557	35,060	117	311	53	481
1954	1,436	13,912	15,348	—	15,692	15,692	1,436	29,604	120	252	80	452
1955	1,630	15,917	17,547	20	16,028	16,048	1,650	31,945	157	251	51	466
1956	673	13,094	13,767	7	15,475	15,482	680	28,569	157	202	27	396
1957	876	19,040	19,916	15	14,161	14,176	891	33,201	164	222	39	431

資料：秋田営林局「秋田営林局事業統計書」より作成

注：統計上の誤値により作業種別の材積と用材・薪材別及び針広別材積の合計とが合わない年度もある

14,176 m³ に対して用材 19,916 m³ と全伐採量のなかに占める用材の割合は 58% となった。

更新については、1950 年の新植面積が 102 ha、天然下種更新が 239 ha であったのに対して、1957 年には新植 164 ha、天然下種更新 222 ha となり新植は増加傾向にあった。

この時期の国有林経営は、戦前期と同様に薪炭材生産が行われたが、交通網の発達や木材需要の増大を契機として徐々に広葉樹の用材生産が増大し、また新植面積も増加傾向にあることから拡大造林展開への初期段階にあたと位置づけられよう。

第 3 節 農民的林野利用の展開過程

1. 小国地方の概況

小国地方における 1950 年代前半の農業は、農地改革によって小作人に農地が開放されたものの厳しい自然条件にあることには変わりなく、農業の生産性は戦前と変わらず低い状態であった。1955 年における小国地方 (現小国町) の総農家戸数は 1,629 人、そのうち専業農家が 236 戸、第 1 種兼業農家が 1,017 戸、第 2 種兼業農家が 376 戸であった。専業農家の占める割合はわずか 15% に過ぎず、兼業農家の多くは製炭など林野を利用した小商品生産をおこなってい

た。耕地面積のうち田の面積は1,299 ha, 畑 279 ha で, 田が82%を占めていた。経営耕地規模別農家数は0.5 ha 未満層が317 戸, 0.5~1.0 ha 層が497 戸, 1.0~1.5 ha 層が482 戸, 1.5~2.0 ha 層が251 戸であった。全体的には0.5~1.5 ha 層が一番多く, そのうち1 ha 未満層が814 戸と半分を占めていた。農家1 戸当りの平均経営耕地面積は田が0.8 ha, 畑0.17 ha と西置賜郡の平均1.4 ha に比べれば同地域の経営規模は非常に小さかった⁶⁾。

表4-3はこの当時の同地域における主要な生産物をみたものである。1956年の販売額は農産物は米4,800万円, 繭500万円, 林産物では木炭4,400万円, ゼンマイ2,200万円, ナメコ1,100万円, ワラビ200万円となっている。この時期の主要生産物は木炭がであったが, それ以外の林産物の販売額もかなりの金額となっている。

表4-3 小国町の農家主要生産物の販売額の推移 単位:千円

年	農 産 物		林 産 物			
	米	繭	木炭	ゼンマイ	ナメコ	ワラビ
1954	47,940	—	—	—	—	—
1955	59,550	5,805	—	—	—	—
1956	48,220	5,271	44,190	22,181	10,771	2,400
1957	63,950	3,254	48,976	23,720	10,333	1,860
1958	83,280	2,812	36,698	25,238	13,413	2,400
1959	—	2,068	31,318	23,203	10,779	2,500
1960	—	—	26,595	33,777	11,344	2,500

資料:「小国町農林業振興計画基礎調査」, 1962年より作成

2. 小商品生産の展開

この時期の地域の資源利用に基づく主要な小商品生産については以下のとおりである。

①養蚕

養蚕は経営耕地規模の小さい農家や林産物に恵まれない下流部集落においては戦前期と同様に主要な現金収入源あるいは過剰労働力の吸収源として農家経営にとって重要な役割を担っていた。終戦直後は産繭量が著しく減少したが, 貿易の再開とともに徐々に回復し, 1955年の養蚕戸数は656戸と戦後のピークを迎えた。養蚕農家の概況をみたのが表4-4である。1955年の農家戸数に占める養蚕農家の割合は40%であるが, 養蚕農家1戸当りの平均桑園面積はわずか0.05 ha と零細養蚕農家が多く, 戦前期と同様に主として山桑が採取されていた。1955年の総取繭量は26,363 kg で1戸当りの取繭量は151 kg であった。養蚕は1930年代以降衰退傾向にあり1955年の656戸から1960年には142戸と5年間で514戸減少し, さらに1970年にはわずか2戸となり養蚕は完全に衰退した。表4-5より足水川流域における各農家の主要な生産をやめた年代をみると1940~1950年代に養蚕が衰退していることがわかる。

明治期以来, 養蚕は山村地域における重要な現金収入源であったが, 小国における養蚕は, 山間部の狭い耕地しかない地域で発展してきたため, その経営は林野を利用して山桑を栽培する特殊な形態であった。

表 4-4 小国町の養蚕農家の概況

年	農家戸数 (戸)	養蚕農家戸数 (戸)	養蚕割合 (%)	生産量 (kg)	生産額 (千円)	桑園面積 (ha)	山桑 (ha)	養蚕農家1戸 当り桑園面積 (ha)
1955	1,623	656	40.4	60,803	5,805	1.19	68.41	0.05
1956	1,625	465	28.6	60,540	5,271	0.50	119.30	0.03
1957	1,615	473	29.3	40,470	3,254	0.69	85.14	0.04
1958	1,614	207	12.8	28,902	2,812	0.69	46.55	0.10
1959	1,651	163	9.9	21,705	2,068	0.79	48.02	0.15

原資料：小国町建設計画基礎調査

資料：小国町「小国町農林業振興計画基礎調査」, 1962年より作成

表 4-5 足水川流域の農家における主要な生産をやめた年代

単位：年 (西暦)

集落名	番号	主要な生産をやめた年代				集落名	番号	主要な生産をやめた年代				
		養蚕	製炭	ナメコ	肉牛			養蚕	製炭	ナメコ	肉牛	
足野水	①	49	52	70	現	水 中 里	①	?	45	現	45	
	②	—	57	現	—		②	55	?	現	70年代	
	③	?	55	?	85		③	50年代	50年代	現	84	
	④	—	—	現	65		④	50	49	現	74	
	⑤	42	54	現	現		⑤	57	?	現	85	
	⑥	?	57	現	?		⑥	?	50年代	現	86	
	⑦	20年代	38	60年代	50		⑦	58	53	現	77	
	⑧	20年代	50年代	60年代	65		⑧	?	?	?	?	
	⑨	—	?	?	33		百 子 沢	①	?	55	87	現
	⑩	?	?	?	85			②	50年代	50年代	87	83
	⑪	—	—	現	82			③	50年代	40年代	87	73
	⑫	30年代	—	?	現			④	40年代	?	87	65
	⑬	?	?	?	?			⑤	?	?	87	?
市野沢	⑭	40年代	57	?	84	滝 倉	①	50	50	?	60	
	⑮	?	?	?	?		②	50	50	現	85	
	⑯	—	59	現	—		③	50年代	54	?	?	
	⑰	?	57	?	—	樽 口	①	63	65	現	82	
	⑱	?	?	?	83		②	46	60	現	現	
	①	54	60	?	現		③	55	64	85	86	
	②	?	48	?	現		④	61	60	77	現	
	③	?	60	75	60		⑤	60	55	65	68	
	④	55	55	60年代	現		⑥	60	?	65	83	
	⑤	30年代	—	70	現		⑦	40年代	—	83	78	
⑥	?	?	60年代	現	⑧	55	52	83	83			
⑦	?	?	?	?	⑨	40年代	50年代	72	72			
⑧	?	?	?	?	⑩	?	?	?	?			
⑨	?	?	?	?								
⑩	55	?	現	現								

資料：聞き取り調査 (1989年) より作成

注：1) やめた年代については、かなり以前のここのためおおよその年代のところもある

2) ナメコ栽培は、販売をやめた後も自家用程度の栽培は行われていたため、はっきりとしたやめた年代はわからない

②製炭

小国地方における製炭は、鉄道の開通する1933年頃から特に盛んとなり、木炭生産量は1940年代中頃より1,000 tを超えるようになった。戦中戦後の男性の労働力が減少した時期には生産量も減少したが1950年頃より再び生産量が伸びはじめ、1953年をピークとして1960年頃までが製炭の最盛期であった⁷⁾。同地域では、零細な農業経営に製炭と養蚕を組み合わせた兼業により生計を維持していたが、この時期副業としては製炭が最大の現金収入源であった。1957年における製炭者数は旧小国町で127戸、旧北小国村で92戸、旧南小国村で45戸、津川村で217戸であり、小国地方全体では481戸であった。1950年代後半の木炭販売量の推移をみたのが表4-6で最盛期の1957年の白炭の販売量は1,652 t、黒炭は413 t、合計2,065 tとなり販売量の80%が白炭であった。

表4-6 小国町の木炭生産量の推移 単位: kg・千円

年	白炭		黒炭		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1956	1,581,048	36,838	395,262	7,352	1,976,310	44,190
1957	1,651,836	40,800	412,959	8,176	2,064,795	48,976
1958	1,209,156	30,592	302,289	6,106	1,511,445	36,698
1959	977,160	26,090	244,290	5,228	1,221,450	31,318
1960	829,812	22,156	207,453	4,439	1,037,265	26,595

資料: 小国町「小国町農林業振興計画基礎調査」, 1962年より作成

製炭は主として農業の副業として行われたが、経営耕地の零細な階層や低廉な農業所得しか得られない地域の農民は専業で行った。副業として製炭を行う農家は農閑期の冬に製炭を行い、米の収量が少ない年は現金収入を補うために夏の農閑期にも製炭を行うこともあった。

薪炭原木は主として国有林から供給されたが、国有林からの薪炭原木の払い下げ量は限定されたため国有林における製炭は冬期が中心であった⁸⁾。夏期は前年の国有林の払い下げ量に余裕がある時は国有林で製炭を行ったが、その場合専業で製炭を行っている者が優先された。このため夏期は国有林に限らず民有林においても製炭が行われた。民有林における製炭は主として部落有林で行われ、私有林は面積が僅かであることから製炭を行うことはあまりなかった。

旧町村別の製炭世帯の原木依存先をみたのが表4-7である。私有林が他町村に比較して幾分多い津川村は、私有林からの原木購入があるものの、薪炭原木は主として国有林から供給された。国有林からの薪炭原木供給は、この時期にはまだ薪炭共用林野が設定されておらず(薪炭共用林野の設定は1962年)、戦前期と同様に慣行特売制度により集落を単位

表4-7 小国町の自営製炭者の原木依存先 (1959年)

自営製炭世帯数	主に保有山林からの原木による	主に購入原木による		
		総数	主に国有林材による	主に公有林材による
323	31	292	271	21

資料: 「1960年世界農林業センサス」より作成

注: 足水川流域は南小国村に属し、横川流域は津川村に属している

とした製炭組合に1年1箇所払い下げられた。

以上、この時期の薪炭生産、採草、放牧などの林野利用は戦前期と大きく変化することなく、また地域の資源を利用したゼンマイ、ナメコ生産などの多様な小商品生産も継続した。

第4節 小 括

戦後の農地改革により山村農民の土地所有は若干変動したが、林野の未解放による半封建的土地所有が温存されたため林野の農民的利用は制度的に発展せず、明治期以来の林野所有形態に規定されたまま地域の林野利用が継続した。この時期、国有林においては未墾地所属替や国有林野整備等による林野の売り払いが行われ、林野所有形態に若干の変更はあった。しかし、それ自体は国有林野の解放要求を緩和する程度にすぎず、そのほとんどは地方自治体への売り払いであり山村農民に解放されたものではなかった。また、戦前の簡易委託林制度が共用林野制度に改められたことにより従来より設定面積が減少しその利用用途も限定されたものとなったが旧慣使用に基づかぬため利用者数では増加した。こうした戦後の国有林野整備措置法や共用林野制度の制定は、さまざまな問題点を残しつつも国有林野の地元利用の拡大が図られた点で一定程度評価できよう。

この時期の国有林経営は戦前期と同様に薪炭材生産を基調として展開したが、交通網の発達や木材需要の増大を契機として徐々に広葉樹の用材生産が増大し新植面積も増加傾向にあった。従ってこの時期は、拡大造林展開への初期段階にあたると位置づけられ、1950年代後半以降は従来の農民的林野利用に配慮した資源利用から、用材生産を目的とした資源利用に転換していくのであった。

一方、農民による小商品生産は、養蚕が徐々に衰退傾向を示し、かわって製炭が重要な位置を占めるようになった。しかし、農民による地域の森林資源利用は、戦後の農地改革によっても直接的に変化することなく、基本的には薪炭生産、採草地利用など戦前期の林野利用形態が継続した。また、国有林経営と農民的林野利用との関係は、共用林野の設定により国有林の地元利用が一定程度拡大されたといえるが、国有林からの薪炭材供給が主要な関係であることに変化はなかった。

注

- 1) 秋田営林局：秋田営林局史 80年の回顧, p. 96
- 2) 森巖夫：林野利用—東北地方における農業的・農民的開発の実態—, 日本の農業 No. 57, 1968, p. 29~30
- 3) 林野庁：共用林野制度実態調査 (II) 山形県新庄市萩野地区, 1958, p. 15~17
- 4) 奥地正：戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造 (森巖夫編「林業経済論」, 農山漁村文化協会, 1983, p. 190) によれば、共用林野制度に関わり「国有林野の利用と出役条件の改善・民主化の要求が広範に高まり、国有林野法の改正 (51年) を契機として、「恩恵と義務」の関係を基軸とする各種地元施設制度と部落組合【土地利用の高度化】と【地元生活の福祉】を目的として「近代化」されていった」としている。
- 5) 森巖夫編：林業経済論, 農山漁村文化協会, 1983, p. 369
- 6) 小国町：町のあゆみ, 1953, p. 137

7) 同上

8) 小国町立白沼小中学校炭焼き体験学習実行委員会編：炭焼きの記録，1986，p. 54

第5章 用材生産の拡大と農民的林野利用の転機（第3期，1958～1974年）

第1節 林野の所有形態

1960年における小国町の保有形態別林野面積は、国有林が48,880 ha、公有林が1,591 ha、私有林が17,932 haであり、国有林率は71%であった。国有林野面積は、明治初期に所有が確立されて以来、徐々にその面積が減少しつつあるが、その絶対的な所有面積は大きく変化することなく、地域の林野利用の発展を規定するものとなっていた。

次に1960年における横川・足水川流域の集落別の林野所有形態をみたのが表5-1である。いずれの集落も国有林面積が多く、特に奥地集落の東滝、西滝、樽口は1,000 ha以上となっている。町有林については横川流域が多くなっているが、このうち「直営林」以外の「その他」はかつての部落有林を町有林に名義変更し、地上権が設定された林野であり部落有林と同じ機能を果たしている。一方、足水川流域では部落有林野が整理・統一されていないため、1960年時点ではいずれの集落にも部落有林野が存在した。こうした部落有林あるいは部落有林として機能している林野は、集落ごとにかかなりの差があった。このため地域の森林資源利用は、集落周辺の国有林面積や部落有林面積あるいは森林資源状況に応じて集落ごとに異なった林野利用が発展した。

表5-1 横川・足水川流域集落の所有形態別林野面積（1960年）

単位：ha・%

流域	集落名	国有林	町有林		部落有林	共有林	私有林	その他	計	国有林率
			直営林	その他						
横川流域	市野々	364		50		28	115		557	65
	叶水	342	34			52	218		646	53
	新股	136		34		26	93		289	47
	河原角	301	23	300		10	41		678	44
	東滝	2,041		502		48	216		2,807	73
	西滝	1,308	1	776		55	66		2,206	59
足水川流域	足野水	542			316		4	4	866	63
	市野沢	267	11		54	10	18		360	74
	足水中里	234	11		36	65	4		350	67
	百子沢	804			112	14	20	1	951	85
	菅沼	11			27				38	30
	滝倉	127			39				166	77
	樽口	1,171			491			6	1,668	70

資料：小国町「小国町農林業振興計画基礎調査」，1962年より作成

注：町有林の「その他」は地上権設定林であり、部落有林と同じ機能を果たしている

第2節 国有林経営の展開と森林施業

1. 国有林経営の展開過程

1950年代後半以降の日本資本主義は「高度経済成長」期へ移行し、建築材、紙パルプ材など原料資源としての木材需要が急速に増大した。こうした過程で国有林に対する木材供給増大の要請が一段と高まり、国有林は原木供給基盤として再編成することを迫られた。

紙パルプ・木材関連資本からの安定した大量の木材供給の要請に対応して、1957年に「国有林生産力増強計画」が策定された。この計画は①人工林を積極的に拡大し、特に低位過熟な天然林をできる限り成長の旺盛な人工林に改良し森林生産力の増大を図る、②林道網を拡充し未利用林の開発（皆伐）を促進するとされた。さらに「国有林生産力増強計画」を補強するかたちで、木材増産のための合理化を徹底的に追求しようとしたのが1961年の「木材増産計画」であった。この計画は、伐期齢の短縮と成長量増大の見通しに基づき収穫量の増大をめざすものであった。これらの計画の実施によって製品生産事業においては、伐木造材作業へのチェーンソーの導入や大型集材機による全幹集材方式の導入など生産過程の機械化・合理化が進み、また育林過程への刈払い機、林地への除草剤の導入、林道の開設などによって事業の合理化と事業量の拡大が進んだ。

こうした「高度経済成長」下の国有林経営における増伐と生産の合理化は、「紙・パルプ独占資本をはじめとする木材関連大資本の国有林経営への吸着、国有林経営からの収奪」¹⁾であり、これによる亜高山帯などの奥地天然林の乱伐、大面積一斉皆伐作業と拡大造林の展開は、森林生態系を破壊し国土の荒廃が進行した。こうした過程はさまざまな矛盾を生みだし、自然保護運動が高まるとともに国有林における伝統的な農民的林野利用を締め出し地域の資源利用を衰退させることとなった。

2. 小国営林署における森林施業

1950年代前半までの小国営林署の事業は、零細な地元業者と地元集落に対する薪炭材の供給を中心としていたが、1950年代後半以降の木材増産とその生産過程への機械導入を契機として森林施業は大きく転換した。ここでは「国有林生産力増強計画」以降の1958年から1974年までの森林施業の展開を分析した。

(1) 経営計画の編成と施業方針

小国事業区が含まれる置賜経営計画区は、この時期第1次から第3次までの経営計画が編成された。経営計画の実行期間は第1次経営計画が1958～1960年、第2次経営計画が1961～1965年、第3次経営計画が1966～1969年であった。また同事業区を含む山形南部地域施業計画区の第1次地域施業計画の実行期間は1970～1974年であった。

第1次経営計画における施業方針は経営目的に応じた林地の再配分、森林構造の充実があげられた。具体的には①老齢過熟の天然生林から投資効果の最大を期し同時に成林速度を早めるため積極的に皆伐作業を取り入れ人工林の拡大をはかる、②土地利用の高度化をはかるため

林道網の拡充強化に努める、③収穫については天然林の整理期間を30年とし、積極的に皆伐作業を推進し努めて集中伐採をするとされた。作業種は第2種林地においては原則的に皆伐用材林作業を採用し、現況により択伐を有利とする林分は択伐用材林作業を併用とした。皆伐林分においては伐採跡地には極力人工造林を実施し、皆伐後天然更新を行う林分で前生稚幼樹の生立が少ない箇所は必要に応じ10~20%の母樹を群状的に残存し更新の促進と地力の維持をはかるとされた。また、択伐林分は特に厳正な回帰作業は行わず30~40年を回帰期間とした。皆伐林分の更新はスギを主体とする新植を第一義とし、立地関係不良な地域は現存樹種の天然下種を行うとされた。また、地域住民の国有林に依存する度合いはきわめて高く、しかも薪炭共用林がほとんどないことから第3種林地は薪炭材の供給を主たる目的とし、作業種は皆伐薪炭林作業を採用し、有用稚樹を保残し萌芽による更新を行うとされた。加えて薪炭材は従来からの慣行上、第2種林地からも継続して供給するよう努めるとされた。

第2次経営計画以降の施業は基本的に第1次計画を踏襲したが、択伐林分の取扱いが変更され、第2次経営計画においては作業種に択伐を組み入れないという大きな変化がみられた。この内容は前計画で第2種林地のうち38%の林分を択伐林分としたが、現段階においては択伐による更新の安全確実性を図るためには更新に多大な労力と経費を必要とし、置賜経営区のようなブナの老齢過熟な一斉林は、積極的施業を行う対象から除外し更新困難地として第1種林地に組み入れることとされた。また第3種林地における択伐林分は、皆伐しても林地保全上大きな支障がないとして施業効率上有利な皆伐薪炭林作業に編入された。このように国有林の財政的且つ技術的現状において、飛躍的な生産力増強をはかる積極的手段としては、集約的経営により経費と労力の効率化をはかる以外方法はなく、これに適合する作業法は皆伐方式であるとして皆伐用材林施業団のみが設定された。

第3次経営計画における経営の基本方針は森林構造の早期充実、地元山村への経済的助成の強化等とされ、重点事項として生産力の増強及び伐採箇所の集中があげられた。この計画での変更点は、前計画で第1種林地に組み入れられた択伐林分は、公共的というより経済林としての性格が強いことから再び第2種林地に編入し施業団に準ずる択伐作業林が設定された。

さらに山形南部地域施業計画区第1次施業計画における変更点は、前計画の択伐作業林が皆伐施業団の中に介在したことから皆伐用材林施業団に編入された。また、薪炭生産の縮小により薪炭共用林野の契約が解約された林地は、皆伐用材林施業団に編入された。また、近年急増しているナメコ生産の原木の供給については、地区別に必要量を確保し山村経済の振興を図るとされた。

(2)森林施業と事業の実態

小国営林署における1958年以降の作業種別収穫面積及び収穫量の推移をみたのが図5-1、図5-2である。これによると1959年以降急激に増加した皆伐面積は1961年から1972年まで300ha以上の伐採が続いた。一方、択伐面積は皆伐面積の増加に反して急激に減少し、最低時

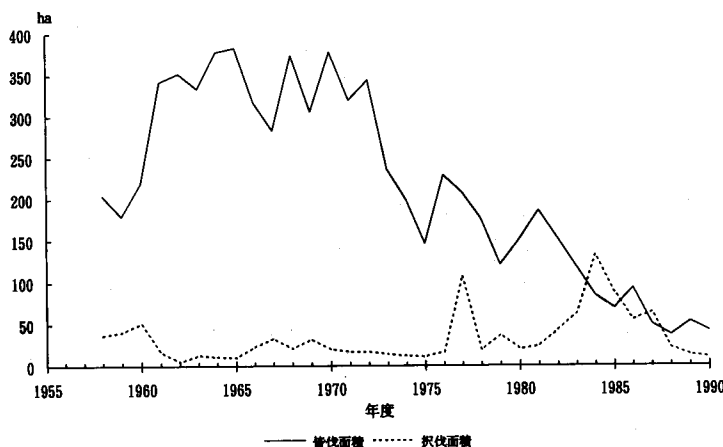


図5-1 小国営林署の皆伐・択伐別の伐採面積の推移
 資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」, 1958~1960年及び
 秋田営林局「秋田営林局事業統計書」, 1961~1991年より作成

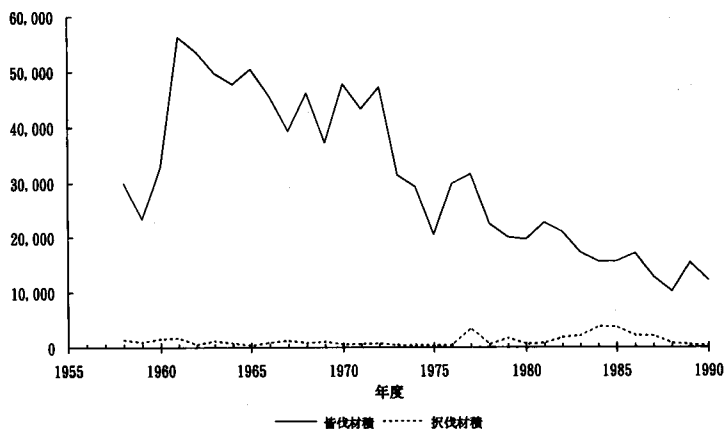


図5-2 小国営林署の皆伐・択伐別の収穫量の推移
 資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」, 1958~1960年及び
 秋田営林局「秋田営林局事業統計書」, 1961~1991年より作成

の1962年には1958年に比べて73%も減少し、わずか5 haにとどまった。皆伐による収穫量はその面積の増大に伴い急激に増加し1961年のピークには56,000 m³となり、その3年前の1958年に比べて25,000 m³も増加した。そして1962年以降は多少減少傾向がみられたが1972年まで40,000 m³前後で推移した。一方、択伐による収穫量は1958年以降ほとんどないに等しかった。また、皆伐材積に占める針葉樹・広葉樹別の割合を示したのが図5-3で、1970年代前半まで皆伐材積のほとんどが広葉樹であった。また、主伐材積に占める用材、薪炭材別の材積の推移をみたのが表5-2で、1958年には薪炭材が主伐材積の55%を占めていたが、1970年に

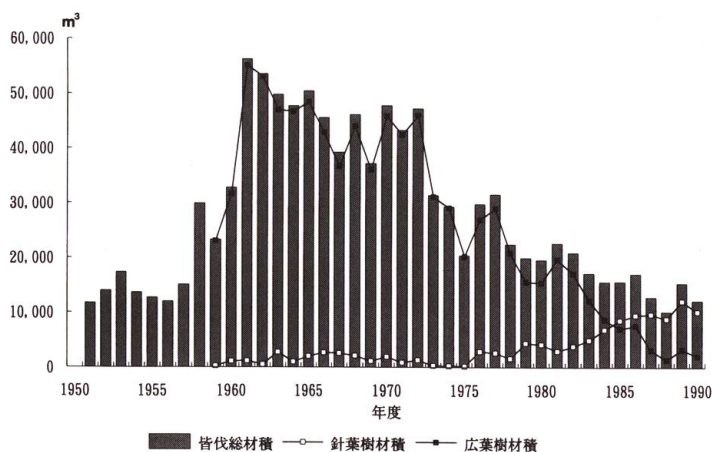


図5-3 小国営林署の皆伐における針・広別の材積の推移
資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」, 1958～1960年及び
秋田営林局「秋田営林局事業統計書」, 1961～1991年より作成

はわずか9%を占めるにすぎず、薪炭生産の縮小により用材の占める割合が年々高くなっている。

次に更新事業の推移をみたのが図5-4である。年々増加傾向にあった新植面積は、1961年以降年次の経過につれて増加し1971年のピークには270haとなっている。一方、天然下種更新はほとんど全て天然下種II類であり、その更新量は1961年まで減少傾向にあったが1962年から徐々に増加した。このことは伐採面積の増大によって事業の「効率化」を図るために更新補助作業を伴わない天然下種更新を増大させたことを示している。また、萌芽更新については、薪炭生産の縮小により1963年以降漸次減少傾向を示している。

以上、この時期の小国営林署の施業は、施業方針からもわかるように「高度経済成長」期

の拡大造林政策により広葉樹天然林の積極的な人工林化を促進し、伐採量と伐採作業の効率性を意図して択伐作業を縮小し、皆伐作業による伐採面積を増大させた。更新においては、新植面積が急激に増加し林種転換が積極的に進められたが、その一方で事業の「合理化」を図るた

表5-2 小国営林署における用材・薪炭材別主伐材積の推移

年度	主伐材積		計	構成比	
	用材	薪炭材		用材	薪材
	単位：m ³ ・%				
1958	13,433	16,355	29,788	45	55
1959	12,569	11,725	24,294	52	48
1960	21,793	12,643	34,436	62	38
1961	40,081	17,953	58,034	69	31
1962	37,829	16,298	54,127	70	30
1963	35,860	15,082	50,842	70	30
1964	35,627	12,921	48,548	73	27
1965	40,529	10,349	50,878	80	20
1966	36,598	9,923	46,521	79	21
1967	31,975	8,601	40,576	79	21
1968	41,369	5,680	47,049	88	12
1969	33,995	4,311	38,306	89	11
1970	43,955	4,445	48,400	91	9
1971	40,660	3,298	43,958	92	8
1972	45,343	2,680	48,023	94	6
1973	29,639	2,198	31,837	93	7
1974	27,703	1,975	29,678	93	7

資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」
秋田営林局「秋田営林局事業統計書」より作成

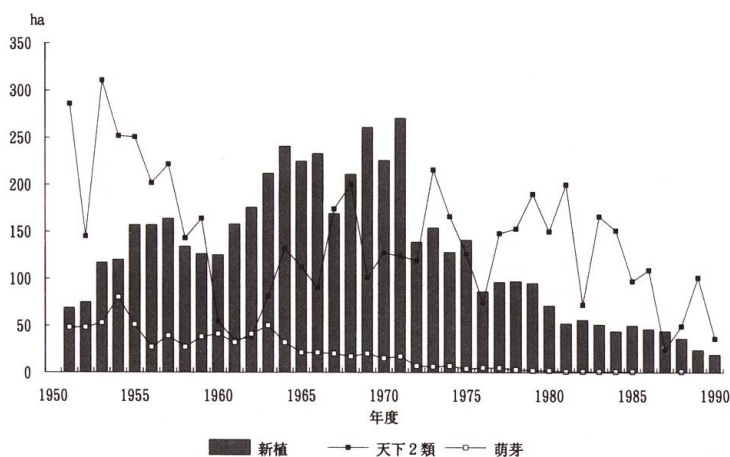


図5-4 小国営林署の更新の推移

資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」, 1952~1960年及び
秋田営林局「秋田営林局事業統計書」, 1961~1991年より作成

めに更新補助作業を伴わない更新も増大した。また、薪炭生産の解体により萌芽更新は1963年以降減少していった。

3. 横川・足水川流域における森林施業と農民的林野利用

横川及び足水川流域における国有林の皆伐と更新面積の推移をみたのが表5-3である。横川流域の10ヵ所の林班と足水川流域の13ヵ所の林班を、それぞれ集落周辺の下流域(63, 64, 69, 96, 97, 98, 99林班)、中流域(81, 82, 100, 101, 102林班)上流域(83, 84, 85, 86, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 131林班)とに区分して分析した。

この時期、横川流域では皆伐を主体とした施業が行われ、下流域における皆伐ヵ所数は23ヵ所、面積は58.6 ha、1ヵ所当りの伐採面積は2.5 haであった。また中流域では36ヵ所、

表5-3 横川・足水川流域の皆伐及び更新面積の推移

単位：ha・箇所

流域	3期(1958~1974年)									4期(1975~1989年)									
	皆伐新植			皆伐天然下種更新			計			皆伐新植			皆伐天然下種更新			計			
	面積	カ所	カ所当り	面積	カ所	カ所当り	面積	カ所	カ所当り	面積	カ所	カ所当り	面積	カ所	カ所当り	面積	カ所	カ所当り	
横川	下流	55.9	17	3.3	2.6	5	0.5	58.6	23	2.5	35.8	18	2.0	2.1	2	1.0	37.9	20	1.9
	中流	38.7	31	1.3	10.4	5	2.1	49.1	36	1.4	3.2	8	0.4	1.1	1	1.1	4.3	9	0.5
	上流	246.3	63	3.9	205.8	29	7.1	452.1	92	4.9	16.5	11	1.5	28.9	8	3.6	45.4	19	2.4
	計	340.9	111	3.1	218.8	39	5.6	559.8	151	3.7	55.5	37	1.5	32.1	11	2.9	87.6	48	1.8
足水川	下流	149.4	69	2.2	24.0	15	1.6	173.4	84	2.1	60.1	36	1.7	49.9	22	2.3	110.0	58	1.9
	中流	162.9	78	2.1	43.7	16	2.7	206.6	94	2.2	23.5	33	0.7	8.0	16	0.5	31.5	49	0.6
	上流	206.0	41	5.0	242.4	20	12.1	448.4	61	7.4	18.4	14	1.3	248.2	30	8.3	266.6	44	6.1
	計	518.3	188	2.8	310.1	51	6.1	828.4	239	3.5	102.0	83	1.2	306.1	68	4.5	408.1	151	2.7

資料：林班沿革簿，秋田営林局「山形南部地域施業計画区第5次地域施業計画森林調査簿」, 1990年より作成

注：1) 1箇所当たりの伐採及び更新面積は小班単位であるため、実際の施業とは多少違っている

2) 皆伐天然下種更新は、多くは天然下種2種による天然更新である

49.1 ha, 1ヵ所当り1.4 ha, 上流域では92ヵ所, 452.1 ha, 1ヵ所当り4.9 haとなっており, 上流域の伐採規模は中下流域と比較して大きい。また上流域の85林班においては林地面積の80%にあたる188 haが伐採されたことに示されるように, この時期上流域地域で皆伐が著しく集中して行われた。

一方, 足水川流域における下流域の皆伐ヵ所数は84ヵ所, 面積は173.4 ha, 1ヵ所当り2.1 ha, 中流域では94ヵ所, 206.6 ha, 1ヵ所当り2.2 ha, 上流域では61ヵ所, 448.4 ha, 1ヵ所当り7.4 haであった。この時期, 横川流域と同様に中・下流域と比較して上流域の伐採規模が大きくなっていった。

更新については, この時期, 横川流域の下流域ではほぼ新植による更新が行われた。中流域では80%が新植, 20%が天然下種更新であった。上流域では, 新植と天然下種更新の割合が半々であった。しかし, 最も奥地の86及び131林班では, 新植の割合がそれぞれ15%及び4%であり, 奥地の林班はほとんど天然下種更新であった。一方, 足水川流域における新植面積の割合は下流域で86%, 中流域で80%であった。これに対して上流域では, 新植の割合が46%と天然下種更新が若干多かった。このように両流域とも集落から離れた上流域においては, 事業の効率化を図るために新植は行われず天然下種II類による更新が行われた。また, 表5-4, 表5-5は林班ごとの人工林面積を示したものである。資料は1989年のものであるが, 上流域と比較して下流域の人工林率が高くなっているのがわかる。このことは, 農民の林野利用の対象となる集落周辺の林野に集中して人工林化が進められたことを示している。

次に両流域の規模別新植ヵ所数の推移をみたのが表5-6である。新植面積の大きさは, 横川流域の第2期(1945~1957年)の1ヵ所当りの平均新植面積が0.8 haであったのに対して, 第3期(1958~1974年)は下流域1.7 ha, 中流域0.6 haであり, 平均新植面積の規模は下流域で拡大し, 中流域では若干縮小した。下流域の規模の拡大は3 ha以上の新植が増加し, 1 ha未

表5-4 横川流域の人工林面積(1989年)

単位: ha・%

横川流域	上下流	下 流				中 流			上 流					
		林班	63	64	69	計	81	82	計	83	84	85	86	131
	林班面積	246	117	212	575	72	181	253	385	165	232	424	501	1,707
	人工林	82	19	52	153	35	55	90	82	48	120	24	4	278
	人工林率	33	16	24	27	49	30	36	21	29	52	6	0	16

資料: 秋田営林局「山形南部地域施業計画第5次地域施業計画森林調査簿」, 1990年より作成

注: 64, 69林班は薪炭共用林野が設定されているために人工林面積が少なくなっている

表5-5 足水川流域の人工林面積(1989年)

単位: ha・%

足水川流域	上下流	下 流					中 流				上 流						
		林班	96	97	98	99	計	100	101	102	計	103	104	105	106	107	108
	林班面積	167	274	159	272	872	199	271	169	639	460	271	282	96	226	221	1,556
	人工林	82	89	78	103	352	25	160	88	273	35	68	84	40	29	7	263
	人工林率	49	32	49	38	40	13	59	52	42	8	25	30	41	13	3	17

資料: 秋田営林局「山形南部地域施業計画第5次地域施業計画森林調査簿」, 1990年より作成

表 5-6 横川・足水川流域の規模別新植箇所数の推移

流域	時期	上中 下流	単位: ha・箇所												箇所数	総面積	1箇所 当り	年平均		
			0.5 未満	0.5 ~	1~	2~	3~	4~	5~	6~	7~	8~	9~	10~					15~	
横 川	2期	下流	17	14	14	3										48	38.8	0.8	3.0	
	1945	中流	18	9	12	2										41	30.6	0.7	2.4	
	~	上流	6	7	1	1	1									16	11.4	0.7	0.9	
	1957	合計	41	30	27	6	1									105	80.8	0.8	6.2	
	3期	下流	5	6	11	4	1		2			1				30	51.7	1.7	3.0	
流 域	1958	中流	35	10	5	2										52	29.4	0.6	1.7	
	~	上流	26	1	2	2	1	3	4	3	4	3	1	4	2	56	215.7	3.9	12.7	
	1974	合計	66	17	18	8	2	3	6	3	4	4	1	4	2	138	296.8	2.2	17.5	
	4期	下流	2	2	3	3	1	1				1				13	29.9	2.3	2.0	
	1975	中流	5	1												6	1.7	0.3	0.1	
足 水 川	~	上流	4	1	2	1		1	1						10	17.1	1.7	1.1		
	1989	合計	11	4	5	4	1	2	1		1				29	48.7	1.7	3.2		
	2期	下流	13	16	22	11	4	1	1	1	1					70	114.4	1.6	8.8	
	1945	中流	6	6	13	4	1	2						1		33	55.9	1.7	4.3	
	~	上流	3	2	9			1	1				1	1		18	42.7	2.4	3.3	
流 域	1957	合計	22	24	44	15	5	4	2	1	1		2	1	121	213.0	1.8	16.4		
	3期	下流	34	25	17	4	3	2	1		2		1	3		92	148.0	1.6	8.7	
	1958	中流	31	33	16	10	4	1	2	3			1	2		103	157.7	1.5	9.3	
	~	上流	7	11	11	3	5	8			3	1	2	1	2	3	57	206.3	3.6	12.1
	1974	合計	72	69	44	17	12	11	3	6	3	2	3	7	3	252	512.0	2.0	30.1	
城	4期	下流	16	6	4	3	1	5	3							38	64.5	1.7	4.3	
	1975	中流	30	3	5											40	22.5	0.6	1.5	
	~	上流	8	2		1	1							1		13	15.7	1.2	1.0	
	1989	合計	54	11	9	4	2	6	4		1					91	102.7	1.1	6.8	

資料: 林班沿革簿より作成

満の小規模の新植が減少したことによるものであった。中流域の縮小は 0.5 ha 未満の新植が著しく増大したことによるものであった。また、第 3 期の上流域では、第 2 期と比較して総新植面積が 200 ha も増大し、その規模も 1 ヶ所当たり平均 4 ha となった。また新植面積の規模が 5 ha 以上の所は、下流部で 3 ヶ所であるのに対して上流部では 24 ヶ所であった。

一方、足水川流域における中・下流域では、第 2 期と比較して第 3 期は新植箇所数、総新植面積ともに増大したが、規模の大きい新植と同時に 0.5 ha 未満の小面積の新植も著しく増加したため、両流域の 1 ヶ所当りの平均新植面積は約 1.6 ha とあまり変化していない。しかし、上流域では規模の大きい新植が著しく増大し 1 ヶ所当りの平均新植面積は第 2 期の 1.8 ha から 3.6 ha に倍増した。

このように横川・足水川流域では、上流域においては 3 ha 以上の規模の大きい造林が行われたのに対して、中・下流域では 1 ha 未満の小規模単位で数多くの箇所に分けられて造林が行われた。このうち小規模の人工造林は農民の林野利用に関係し薪炭原木、ナメコ用原木の伐採にともないその跡地に植林が行われたもので、大規模の人工造林は用材生産事業によるものであった。

以上、1950 年代後半以降の横川・足水川流域の森林施業は天然林の皆伐によるスギの人工造林を主体に展開した。しかし、その施業は上流域と下流域では異なった形態を呈している。

上流域の森林施業は、「高度経済成長」期以降の「拡大造林」政策による大面積一斉造林であったが、中・下流域における森林施業は用材生産が増大しつつも農民的林野利用にともなう小面積皆伐、小面積造林が中心であった。このような規模の違いはあるものの、流域における森林は、基本的に広葉樹天然林からスギを主体とした人工林への林種転換が進められ、こうした画一的な森林施業は国有林経営における用材生産への一面化であり、農民的林野利用を閉め出し衰退させる契機となった。

第3節 農民的林野利用の展開過程

1. 農民的林野利用の転機

(1) 伝統的資源利用の衰退

小国町における林野の採草・放牧地面積の推移をみたのが表5-7である。1960年における林野等のうち採草放牧に利用されている面積は1,500 haであったが、1970年には247 haと10年間で1,253 haもの急激な減少となった。特に森林の未立木地の採草地が激減したのは、国有林における未立木地への人工造林が急速に進展したことによって採草放牧地面積が減少したためであった。このことは第2節で述べたように国有林経営が建築用材、パルプ用材等の原木供給の基盤として再編成されていった過程と密接な関連をもつものであり、林野の人工林化は地域の資源利用を単一化させ、農民による林野利用が縮小する一つの要因ともなった。

一方、戦後の低廉な化学肥料の導入や1950年代後半以降の農業用機械の導入による役畜用牛馬の減少など農業経営の「近代化」の過程で林野を対象とした採草放牧地利用が衰退した。また、戦後は肉用牛生産を主とする畜産経営が展開されたが、人工草地の造成や畑地における飼料栽培が拡大し土地集約的な経営が展開されたため林野での粗放な飼料生産は減少していった。

こうした採草・放牧地利用の衰退は、この時期の地域における林野利用形態の大きな変化の一つであった。

山村における基幹産業であった製炭業は、1950年代後半以降衰退傾向にあり、製炭者数及

表5-7 小国町の林野の採草・放牧地面積の推移

単位：ha

年	総林野面積	林野等のうち採草放牧に利用されている面積						国有	民有
		総数	林 野			河川敷等で採草放牧に利用されている野草地			
			総数	森 林 立木地	森 林 未立木地・伐採跡地		森 林 以外の 草生地 (野原地)		
1960	74,741	1,500	1,500	—	1,498	2	—	—	
1970	73,858	247	247	46	9	192	—	231 16	
1980	73,858	330	330	—	—	330	—	151 179	
1990	66,293	95	95	—	—	95	—	—	

資料：「世界農林業センサス」より作成

び生産量は急激に減少していった。その基本的な要因はエネルギー革命による木炭需要の減少にあった。しかし、他の要因として「高度経済成長」期以降のパルプ用原木としての広葉樹材需要の増大によって、国有林の伐採量が急激に増加したことによる影響もあげられる。そのことは集落周辺の国有林に原木を依存していた製炭業にとっては、原木供給地の減少と奥地化による原木の入手難となり、国有林野から地元住民の利用を閉め出す²⁾こととなったのである。こうしたことより製炭者数は1957年に481人であったのに対して1960年には323人とわずか3年で158人の減少となり、さらに1970年にはわずか10人までに激減した（表5-8）。製炭業は山村農民の現金収入源として重要な位置を占めていたが、その崩壊の過程は極めて急激なものであった。

このように製炭業は、燃料革命による需要の減少と国有林の拡大造林の展開による集落周辺の薪炭林の人工林化により販路と原木供給基盤の両者からの衰退を余儀なくされ、これにより薪炭生産は解体するに至ったのである。

こうした農業経営の「近代化」による採草地の不要化あるいは燃料革命による薪炭材需要の減少など伝統的な資源利用の衰退は、同時に集落の共同体規制に基づく伝統的な資源管理の衰退過程でもあった。また、農業用水についても、1960年代以降、各集落に揚水機が設置され水不足が解消されることによって、水資源管理の伝統も解体していった。

(2) ナメコ栽培の拡大

ナメコの生産は戦前期から行われてきたが、その生産は天然ナメコの採取によるものであった。ブナ等の原木を利用したナメコの栽培が行われるようになったのは1940年代のことであるが、徐々に栽培による生産が増加し、ナメコ生産は1950年代後半以降の消費生活の向上や自然食品としての都市部での需要拡大により生産量を伸ばした。ナメコ生産は、製炭業の崩壊を契機に山村農民の現金収入源として急速に普及し、製炭生産に変わる主要な林野利用となった。その生産量を示したのが表5-9である。1965年のナメコの生産量は45,000 kgであったの

表5-8 製炭者数・養蚕農家数・ナメコ生産者数・肉用牛飼養農家数の推移

単位：戸・人				
年	製炭者数	養蚕農家数	ナメコ生産者数	肉用牛飼養農家数
1950	—	442	—	963
1957	481	—	—	—
1960	323	142	—	1,173
1965	—	46	—	1,086
1970	10	2	—	940
1975	—	0	—	610
1980	3	0	526	469
1985	—	0	—	332
1990	—	0	313	199

資料：「世界農林業センサス」、「農業センサス」より作成

表5-9 小国町の主要林産物生産量の推移

単位：kg				
年	ナメコ(生)	ゼンマイ(干)	ワラビ(生)	木炭
1956	37,264	57,184	240,000	1,976,310
1960	52,013	54,645	250,000	1,244,178
1965	45,000	54,200	252,000	320,000
1970	80,000	50,000	253,000	96,000
1975	70,000	40,000	260,000	10,000
1980	62,000	15,000	30,000	17,000
1985	27,700	7,000	185,000	12,000
1990	18,300	6,900	227,000	8,000

資料：小国町林務課資料、山形県林業統計より作成

に対して1970年には80,000 kgとなり、この時期ナメコの生産量は急激に増加した。また、製炭衰退後の東北地方の多くの地域では現金収入を得るため出稼ぎが急増したが、小国においてはナメコ生産により現金収入が補われ、出稼ぎ期間を短縮する役割を果たすこととなった。

ナメコの栽培は、その原木として老齢木が適していることもあり、薪炭材と同様に国有林からの原木の払い下げを受けて生産された。製炭業の崩壊以後は、国有林の地元利用としてナメコ栽培用の原木供給が最も重要となった³⁾。従来、製炭用の原木は主として国有林の慣行特売制度、薪炭共用林野より供給されてきた。しかしナメコ用原木については従来からの慣行がなく、新たな原木利用であったため慣行特売などの制度は適用されず一般用材として売り払われ、価格は薪炭材の払い下げと比較してかなり高いものとなった。このためナメコ用原木の調達も古くからの慣行的権利として持続してきた共用林野制度から閉め出され、また林産物の慣行特売制度における優遇措置からも見放されられた状態⁴⁾で行われることとなった。また、ナメコ生産は国有林の林野利用を基盤として成立していたが、拡大造林の進展による里山の人工林化は、ナメコ用原木の入手を困難とさせた。

東北地方における薪炭生産の解体は、山村農民の林野利用の後退の過程であった。しかし小国町におけるナメコ生産の拡大は、国有林との新たな制度的諸関係に再編されつつも、新たな林野利用が展開される過程であった。すなわち東北地方における薪炭生産の崩壊は農民層を分解させ山村農民の日雇い、出稼ぎ、都市への流出など労働力の流動化をもたらしたが、小国町におけるナメコ生産の拡大は、その過程をわずかながら遅らせる役目を果たすこととなった。

(3)山菜の採取生産

この時期の山菜資源の利用はゼンマイ、ワラビが主体であり、その生産は採取によるものであった。特にゼンマイは高い価格で取り引きされるため山村農民にとっては春先の貴重な現金収入源となった。山菜等の林産物の生産量の把握は、流通経路が複雑であるため正確な統計データは得られないが、おおよその推移をみれば前掲の表5-9に示すとおりである。これによれば1960~1970年の生産量はゼンマイが50,000~55,000 kg、ワラビが250,000 kg前後で推移し、この時期大きな変化はみられなかった。

山菜等の林産物の採取区域は大字界により決められ、国有林や部落有林を含めて集落単位でその地域の林野利用と管理が行われた。このため各集落ごとの利用できる林野面積はかなりの差があり、奥地集落ほど林野面積が広く条件が恵まれていた。また、ゼンマイの生育地は山奥の急斜面に限られ、こうした場所の多くは国有林に存在した。このため奥地集落ほどゼンマイの採取が盛んに行われた。これに対してワラビは、集落周辺の採草地や萱狩場などを春に野焼きした後に自生するため、どの地域でも採取することが可能であった。しかし、ワラビは金額的にゼンマイに比べかなり低い価格で取り引きされ、また、ゼンマイが乾物に加工して販売されるのに対し、ワラビは生や塩づけにして出荷されるため流通機構が整備される以前は販売量も限られていた。

この時期、センマイ・ワラビ以外の山菜は、自給用に採取されることが多く、商品として生産が拡大するのは1970年代後半以降のことであった。

2. 労働市場の拡大と就業形態の変化

薪炭生産の崩壊と「高度経済成長」期以降の都市部での労働力市場の拡大は、山村に過疎化の進行をもたらすこととなった。1960年から1975年にかけて横川・足水川流域では世帯数と人口の減少が著しく、世帯数で見ると横川流域が67戸、足水川流域が10戸の減少であった。横川流域では町の政策として最奥集落38戸が集団移転した影響が大きい、両流域とも離村者の多くは製炭を主業としていた零細農家であった。

一方、山村地域における最大の現金収入源であった薪炭生産が1950年代後半以降急激に解体したことにより、山村農民は新たな現金収入を得るため、ナメコ生産を拡大すると同時にその多くは賃労働者へ転化した。

小国町の専業別農家戸数の推移をみれば表5-10のとおりである。1950年の総農家戸数1,586戸のうち専業農家は591戸(37%)、第1種兼業農家が712戸(45%)、第2種兼業農家が283戸(18%)であったが、1960年には専業農家が208戸(12%)と65%の急激な減少となり、これに対して第1種兼業農家が964戸(58%)、第2種兼業農家が496戸(30%)と両者合わせた兼業農家が急激に増加し、その割合は88%を占めるに至った。さらに1965年には専業農家が51戸、兼業農家が1,514戸となり、専業農家はわずか3%にまで減少した。この15年間に総農家戸数はほとんど変化がなく、このことは農民の賃労働者化への過程がいかに急激なものであったかを示すものと言えよう。

また、1960年における兼業形態は恒常的勤務が467戸、出稼ぎが87戸、日雇い・臨時雇が399戸、自営が507戸で、一番多い自営の形態は薪炭業が153戸、育林・伐出業・林産物採取が116戸であった。これに対して1965年における兼業形態についてみると恒常的勤務476戸、出稼ぎ271戸、日雇い・臨時雇が505戸、自営が262戸となっている。この5年間における大き

表5-10 小国町の専業別農家戸数の推移

単位：戸・人・%

年	総農家 戸数	総農家 人口	専業		兼業			兼業種別農家戸数					
			戸数	%	第1種兼業		第2種兼業		計	恒常的 勤務	出稼ぎ	日雇い 臨時雇	自営 農家
					戸数	%	戸数	%					
1960	1,668	10,907	208	12	964	58	496	30	953	467	87	399	507
1965	1,565	9,108	51	3	984	63	530	34	1,252	476	271	505	262
1970	1,476	7,580	48	3	757	51	671	46	1,338	520	206	612	90
1975	1,301	6,107	39	3	382	29	880	68	1,210	607	180	423	52
1980	1,220	5,528	42	3	286	24	892	73	1,130	677	98	355	48
1985	1,087	4,943	46	4	194	18	847	78	1,001	739	56	206	40
1990	949	4,321	65	7	70	7	814	86	848	696	45	116	36

資料：「世界農林業センサス」(1960, 1970, 1980, 1990年), 「農業センサス」(1965, 1975, 1985年) より作成

な変化は、薪炭生産の衰退による自営業の急激な減少と出稼ぎ及び日雇い・臨時雇の増加であった。そして1970年には恒常的勤務520戸、出稼ぎ206戸、日雇い・臨時雇612戸、自営90戸となり、自営がさらに減少し、日雇い・臨時雇が増加している。

こうした山村農民の賃労働者化への受け皿となったのは山村における労働力市場の急速な拡大であった。小国町は総面積の70%を国有林が占めることから「高度経済成長」期以降の拡大造林における労働力として農民は伐採、造林、下刈り作業などの林業賃金労働者となったのである⁵⁾。1955年以降の小国営林署における作業員の雇用量の推移をみたのが図5-5である。雇用形態はほとんどが臨時、定期作業員であったが、山村地域における1960年代の営林署の雇用量はかなりの人数であった。1960年センサスによれば、年間30日以上林業賃労働に従事した農家戸数は349戸、498人を数え、臨時・日雇いによる兼業農家総数505戸のうち70%のちかくの農家は林業賃労働に従事していたものと思われる。

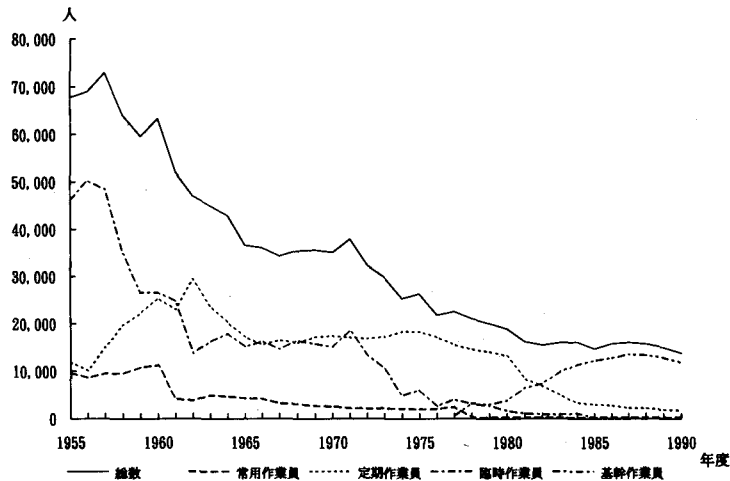


図5-5 小国営林署の雇用区分別雇用量の推移

資料：秋田営林局「秋田営林局統計書」、秋田営林局「秋田営林局事業統計書」より作成

3. 横川・足水川流域の資源利用の展開過程

横川流域では、戦前期より地域の資源を活かした多様な小商品生産が行われてきたが、1940年代以降の地域資源利用と就業形態の推移をみたのが図5-6である。1950年代後半以降の燃料革命によって製炭が衰退していく時期がこの流域における就業形態の一つの大きな転機となり、1960年代以降、農業の機械化、労働力市場の拡大など様々な要因により地域の資源利用は大きく転換していった。

同流域では、1960年代になると都市部における山菜需要の増大に伴い、地域の主要な生産物はナメコ、ゼンマイとなった。これらの生産はいずれの集落でも行われたが、河原角、滝な

1940年代	↑	市野々	稲作+製炭+養蚕+役肉畜牛
	下流	下叶水	稲作+賃金労働+役畜用牛
1940年代	上流	新股	稲作+製炭+養蚕+役畜用牛
		河原角	稲作+製炭+養蚕+ナメコ+ワラビ粉+役畜用牛
		滝	稲作+製炭+ゼンマイ+ナメコ+養蚕+ワラビ粉+役畜用牛 稲作+ゼンマイ+ナメコ+養蚕+役畜用牛
			↓ 養蚕・ワラビ粉生産の衰退 肉用牛生産（肥育）の拡大 ナメコの採取生産から栽培生産に転換
1950年代後半	↑	市野々	稲作+製炭+ナメコ+肉牛
	下流	下叶水	稲作+賃金労働+ナメコ+肉牛
1950年代後半	上流	新股	稲作+製炭+ナメコ+肉牛
		河原角	稲作+製炭+ナメコ+ゼンマイ+肉牛
		滝	稲作+ゼンマイ+ナメコ+肉牛
			↓ 製炭業の衰退 農業の近代化→採草地の不要化・役畜用牛飼養の衰退 （化学肥料の導入・機械化） ナメコ栽培の拡大 国有林の拡大造林→林野の人工林化 林業賃労働（伐採、造林、下刈り） 高度経済成長→労働力市場の拡大（出稼） 過疎化の進行 町村合併（1960年）→旧津川村中心部の市野々集落の戸数減少 羽越水害（1967年）→河川の護岸工事、道路改修（雇用機会の拡大） 肉用牛生産拡大（肥育から繁殖に転換）
1960年代後半	↑	市野々	稲作+林業賃労働+ナメコ+肉牛+出稼
	下流	下叶水	稲作+林業賃労働+ナメコ+肉牛+出稼
1960年代後半	上流	新股	稲作+林業賃労働+肉牛規模拡大+ナメコ+出稼
		河原角	稲作+ナメコ+ゼンマイ+林業賃労働+肉牛+出稼
		滝	稲作+ゼンマイ+ナメコ+林業賃労働+肉牛+出稼
			↓ ナメコ栽培・ゼンマイ採取の衰退 肉用牛飼養の衰退 ワラビの栽培化（観光ワラビ園） 新たな山菜の商品化（ゼンマイ、ワラビ以外） 国有林の事業量減少→林業賃労働減少 滝集落集団移転（1970年） 冬期除雪（町中心部への通勤可能） 企業立地（町中心部） ワラビ以外の山菜栽培化（ウド、シオデ、アケビ等）
現在	↑	市野々	恒常的勤務+稲作
	下流	下叶水	恒常的勤務
現在	上流	新股	恒常的勤務+稲作
		河原角	恒常的勤務+稲作+肉牛
		滝	日雇+稲作+肉牛+山菜 恒常的勤務+稲作+山菜

図5-6 横川本流における集落別の地域資源利用と就業形態の推移

資料：聞き取り調査（1991年）より作成

注：地域資源利用，就業形態は主要なものから順に並べてある

ど上流部集落ほど資源量が豊富で、自然条件がその生産に適していたのに対して、下流部の集落では林野面積が少なく、自然条件の違いによりこれらの資源に恵まれまなかった。したがって農地面積の広い新股集落は、畜産経営の規模拡大によって生計を維持し、農地の零細な下排水、市野々などの下流部集落は農業だけでは生活が成り立たず、賃金労働を主体とした就業形態に転換した。しかし、1960年代の横川流域の各集落は、春のゼンマイを主とした山菜採取に始まり、田植え、夏の林業賃労働、秋の稲刈り、ナメコ栽培、冬の出稼という生産サイクルを基本としていた。こうした生産に費やす労働時間や収入の割合は、農業の経営規模や山菜資源に恵まれる地理的条件などによって集落ごとに違いがあった。また、年ごとのゼンマイ、ナメコの生産量の違いにより、出稼期間や林業賃労働日数も増減した。

このように横川流域における山村農民は、以前と比較すれば林業賃労働という新たな労働形態が加わったものの、地形条件や立地条件、高度差、季節差を活用しつつ多様な資源利用と生産を組み合わせることによって生計を維持した。特に、東北地方における薪炭生産の解体と農業経営の「近代化」は、林野利用の後退と農民の賃労働者化をもたらしたが、小国町の間部集落では林業賃労働が主体となりつつも、ナメコ生産と山菜採取による林野利用が継続したことに大きな特徴を見いだすことができる。

第4節 小 括

この時期の国有林経営は、「高度経済成長」期の木材需要の増大にともない画一的な拡大造林が展開され、生産過程の近代化、林道開発により大面積皆伐と一斉人工造林によって林種転換が進められた。小国営林署の森林施業は広葉樹天然林の積極的なスギ人工林化を基調として展開し、伐採作業の効率性から択伐作業を縮小し皆伐作業が増大した。こうした拡大造林の推進にあたっては多くの労働力を必要とし、製炭業の崩壊により現金収入源を失った山村農民が造林作業の担い手となった。したがって国有林野事業が地元における雇用機会を創出し、地域振興に一定程度寄与した点については評価することができよう。他方、この時期の国有林経営は、環境保全や地域住民の里山利用を配慮せずに経済効率性を追求した森林資源利用を行い、これ以降の国有林経営は用材生産へと特化していくのであった。

また、地域の農民的林野利用は農業経営の「近代化」による採草地利用の後退、エネルギー革命による薪炭生産の崩壊、あるいは人工造林の進展による天然資源の減少などによって伝統的な資源利用は衰退傾向にあった。これに伴い、地域住民の国有林への依存度は低下しつつあり、共用林野などの地元施設は入会権の代償という本来の意味が薄れていった。その一方で原木ナメコ栽培の拡大により国有林との新たな制度的諸関係に再編されつつも国有林野を対象とした農民的林野利用は継続した。しかしこの時期は、木炭生産の解体や「高度経済成長」期以降の労働力市場の拡大を契機として過疎化と山村農民の急速な賃労働者化をもとらし、地域の就業形態が多様化していく過程でもあった。

注

- 1) 奥地正：戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造，森巖夫編「林業経済論」，農山漁村文化協会，1983，p. 192
- 2) 薪炭材の供給量の減少は，「たんにに地元民の買受け希望が少なくなったから減ったのではありません……数次の内部規則の改正で，薪炭材の基準をきびしく用材に格上げして地元民の手の届かないパルプ材として売り払ったり，売り払い単価を増したり」することで地域住民を締めだしたことによるものである。（全林野労働組合編：樹海からの告発—林業黒書一，1970，p. 70）
- 3) 森巖夫：林野利用—東北地方における農業的・農民的開発の実態—，日本の農業 No. 56，1968，p. 45
- 4) 前掲森論文，p. 47
- 5) この他，小国町では，1967年の「羽越水害」を契機として道路の改修工事や河川の護岸工事などが行われ，集落周辺における雇用機会が増大した。

第6章 新たな森林資源利用の動向（第4期，1975～1990年）

第1節 国有林経営の展開と森林施業

1. 国有林経営の展開過程

「高度経済成長」期の国有林における大面積皆伐一斉造林の展開は，国土を荒廃させ森林資源を劣化させた。こうしたなかで国有林の森林施業に対する批判として自然保護運動が高揚した。また，1960年代後半以降の外材輸入の拡大により木材価格が低迷し，国有林経営は事業収支を悪化させ1970年代前半にはさまざまな矛盾を顕在化させた。

こうした状況下において1972年，林政審議会は「国有林野事業の改善について」の答申を行った。この答申を受けて国有林では1972年に「国有林野における新たな森林施業」を定め，1973年には情勢の変化と時代の要請に即して「国有林野経営規程」の改正が行われた。「国有林野における新たな森林施業」の内容は①皆伐対象の森林面積を大幅に減少させるとともに伐区を分散，縮小する，②択伐及び禁伐の面積を増やす，③人工林の周囲に保護樹帯を設ける，④自然保護及び保健休養等のための保護林を造成するとした。

こうして国有林経営は減伐や直備事業の請負化による事業規模の縮小により大面積皆伐による増伐路線から減伐路線への転換と減量経営を展開し，この方向はさらに1978年の「国有林野事業改善特別措置法」と「国有林野事業の改善に関する計画」の制定により，天然林施業の推進による事業の合理化，事業の請負化の拡大など国有林経営の合理化路線が一層明確にされた。

2. 小国営林署における森林施業

(1) 地域施業計画の編成と施業方針

小国事業区が含まれる山形南部地域施業計画区ではこの時期第2次から第5次までの地域施業計画が編成された。地域施業計画の実行期間は第2次地域施業計画が1975～1979年，第3次地域施業計画が1980～1984年，第4次地域施業計画が1985～1989年，第5次地域施業計画

が1990年～となっている。

第2次地域施業計画の施業方針は1973年の「国有林野の新たな森林施業」の趣旨に即して国有林のもつ国土保全、水源涵養、保健休養など公益的機能をはじめ木材生産を主とする経済的機能など、多面的な機能を最高度に発揮できる森林施業を指向するとされた。具体的には「国土保全と水源涵養機能の維持増進」として地元住民の生活用水確保のため特に留意すべき林分については、水量及び水質に配慮したした施業を行うとされた。また更新について、人工更新は適地を厳選し的確な保育を行い、皆伐天然下種更新にあたっては母樹、小径木を保残するとされた。

第3次地域施業計画の施業方針は基本的に前案を踏襲していたが、天然林施業の推進が新たに加わったのが特徴である。その理由としては厳しい自然条件下で活力のある森林を造成するためには人工造林の造成のみならず、天然の更新力を活用した天然林施業を推進する必要があるとされた。

第4次地域施業計画の施業方針では、①公益的機能の維持増進、②木材の計画的持続的供給と生産基盤の整備を重点事項とした。また国土保全の確保として、皆伐を行う場合は1伐区面積の制限、伐区の分散、保護樹帯の適正配備を行うとされ、皆伐作業に一定の配慮が行われた。天然林施業においては広葉樹施業を特定する林分を選定し、天然力の活用による更新を適当とする林地は積極的に天然下種更新を行うとされた。

第5次地域施業計画の施業方針は1988年に策定された「経営基本計画」に基づき森林資源の整備に努めるとした。前案との大きな変更点としては、人工林施業において拡大造林はこれ以上実施せず複層林施業を推進するとされ、また天然林施業においては育成天然林施業と天然生林施業の二つに大別し、確実な更新を行うために保残伐施業及び択伐施業の実施を推進するとされた。

(2)森林施業と事業の実態

この時期の小国営林署の収穫事業の推移は、前掲の図5-1、図5-2に示したとおりである。「国有林野における新たな森林施業」が実行に移された1973年以降、伐採面積及び材積は急激に減少した。しかし、伐採作業は皆伐作業が主体であり、択伐作業が増大するのは「国有林野事業の改善に関する計画」により天然林施業が導入される1978年以降であった。択伐作業は1980年以降急激に増大し1984年に初めて伐採面積に占める択伐の割合が皆伐を上回った。1985年の皆伐面積は230 haであり大面積皆伐が行われていた20年前の1965年の399 haと比較すれば42%の減少となった。また皆伐作業による材積は1965年に50,959 m³であったのに対して1985年には21,301 m³と56%の著しい減少となった。また、皆伐材積に占める針葉樹・広葉樹別の割合（前掲図5-3参照）は1976年以降針葉樹が徐々に増加し、1985年に初めて針葉樹の占める割合が高くなった。これは広葉樹資源の減少や天然林保護運動の高揚、スギ人工林が伐期に達したことによるものである。そして1990年の主伐総材積12,516 m³のうち広葉樹

材は 2,374 m³ であり、その割合はわずか 19% を占めるに過ぎなくなった。

次に更新事業量の推移をみれば（前掲図 5-4 参照）、伐採面積の減少にともない年々更新面積も減少傾向にあり、1975 年の総更新面積は 271 ha であったのに対して 1990 年には 55 ha と急激に減少した。特に新植面積は減少が著しく 1975 年の 141 ha に対して 1990 年にはわずか 19 ha にまで減少した。

このように 1975 年以降の収穫事業は皆伐作業の縮小に対して択伐作業が増大し、更新作業においては新植の縮小に対して作業の効率化を図るために天然下種 II 類による更新が増大した。また「高度経済成長」期の天然林の過伐により広葉樹の資源量が減少し、ブナ林保護の世論の高まりもあって広葉樹の収穫量が極端に減少し針葉樹の収穫量が増加傾向を示した。

以上、この時期の小国営林署の施業は、国有林の事業合理化による減量経営の方向にそって事業量を大幅に減少させると同時に、大面積皆伐と一斉人工造林を主体とした施業から天然林施業へ転換した。国有林経営において、こうした戦後の拡大造林政策を見直し多様な森林施業を指向すること自体は大きな意味を持つものであるが、この転換は「収入減に見合う支出減、つまり『手抜き』、『安上り』施業の拡大」¹⁾ を意図するものでもあった。一方で収入の確保を図るために高価格な天然林の伐採が行われ、ブナ林の伐採問題も各地で顕在化している。こうした減量経営は、国有林と地元との関係にも影響を及ぼすこととなるが、そのことについては第 2 節で述べることにする。

第 2 節 農民的林野利用の展開過程

1. 伝統的資源利用の衰退と賃金労働の拡大

1970 年代以降の地域資源利用は、自給的資源利用は衰退したものの森林資源を活用した小商品生産は継続し、その資源利用形態も徐々に変化していった。

奥地集落において大きな現金収入源であったゼンマイ生産は、1970 年代以降①ゼンマイが集落から遠隔の急斜面の森林に生育するためその採取が危険かつ重労働であること、②家族構成や就業形態の変化により多くの家族労働力を必要とする干しゼンマイ加工が困難になったこと、③田植えの時期が早くなり農繁期と重なるようになったこと、④国有林の天然林伐採や共用林野での部外者による山菜の乱獲などによって資源が枯渇したことなどの要因によりゼンマイの生産量は減少している（前掲表 5-9 参照）。しかし近年は多くの山菜が商品化され、奥地の集落ではゼンマイの採集量は少なくなったもののそれ以外の山菜、キノコなどの採取が行われており、山菜収入が家計に占める割合が高い世帯も存在する。一方、ナメコ栽培も①ナメコの発生率が落ちたこと、②平場のおがくずナメコとの競合、③価格の低迷、④天然林伐採による原木入手難、⑤国有林の原木の払い下げ地の遠隔化、⑥原木価格の上昇などによって衰退傾向にある。このため現在は価格の高い国有林からの払い下げを中止した集落、あるいは部落有林を利用したり、森林組合から個人で原木を購入してナメコ栽培が行われている。

農業経営においては①水稻の減反・転作政策、②生産者米価の据え置きもしくは引き下げ、

③米の自由化問題などによって農民の生産意欲が減退し、耕作放棄地の増加など農業の衰退をもたらしている。また肉用牛飼養については①家族労働力の減少や高齢化、②牛舎を兼ねていた旧来の家屋の建て替えにより牛舎がなくなったこと、③賃労働が主体となり農作業時間が減少したこと、④子牛の価格変動が激しいことなどを理由に飼養をやめる農家が増加している。

こうした状況のもとで農林家の減少、兼業の一層の深化が進行しつつある。図6-1は横川流域集落における賃金労働形態の推移を示したものである。1960年代後半以降、山村農民の賃労働者化が急速に進み地域の就業形態が多様化していったが、その労働形態は日雇い、臨時による国有林の林業賃労働が主体であった。しかし、1970年代以降は国有林の減量経営と機構縮小によって地元での雇用量が減少していった（前掲図5-5参照）。一方、農業の機械化による農業労働時間の減少や1970年代後半以降の町道の冬期除雪は山間部集落からも町中心部への通勤を可能とし次第に林業以外の恒常的勤務に携わる人が増大した。1980年代以降についてみれば、就業形態は賃金労働が主体となり若齢層は町中心部に立地した縫製、電子工場や土木建築関連企業に恒常的に勤め、中高齢層は日雇いの土木建築関係の仕事に就いている。

こうして賃金労働を主体とした兼業化が進行するなかで、1960年代以降徐々に伝統的な小商品生産もしくは農民的林野利用は縮小し、同時に集落の共同体規制に基づく伝統的な資源管理も衰退していった。その一方で部落有林を中心とした集落周辺の林野では、1970年代後半以降山菜資源を活かした新たな森林資源利用が進展した。

2. 新たな森林資源利用の動向

薪炭生産の崩壊と「高度経済成長」期以降の都市部での労働力市場の拡大により、1960年代以降の山村は過疎化が著しく進行した。このため1970年代以降、横川流域では過疎化への危機感から稲作と畜産の複合経営とともに新たな地域の資源を活用した地場産業の確立によって地域の活性化を図ることを流域集落が一体となって試みた。一方、足水川流域では個人的に新たな地域資源を活用した生産が行われている。

①足水川流域

足水川流域の足水中里集落では、水田の減反政策や山菜、ナメコなど林産物収入の減少によって兼業化が進んでいくなかで、地域の資源を活かしながら地域の活性化を図るために集落全員でイワナ養殖事業に取り組む構想を立てた。しかし、資金面などの目処がたらず集落の共同事業は実現しなかったため、集落の将来に役立つことを期待して1970年に1戸の農家がイワナ養魚場を個人的に開設し、農業とイワナ養殖との複合経営を行っている。イワナの養殖事業は、奥地山村における自立的な産業振興として成功しつつあるが、これを可能としたのは集落周辺のブナ林から安定的に流出する低温で清流な沢水の存在である。したがって、この事業は山間部における特殊な自然的、地理的条件があって初めて可能となり、地域の資源を活用した新たな地場産業と言えよう。しかし同地域では、1987年に養殖のために取水している沢の水源地にあたるブナ林の伐採を小国営林署が計画しイワナ養殖への影響が問題となっている。この

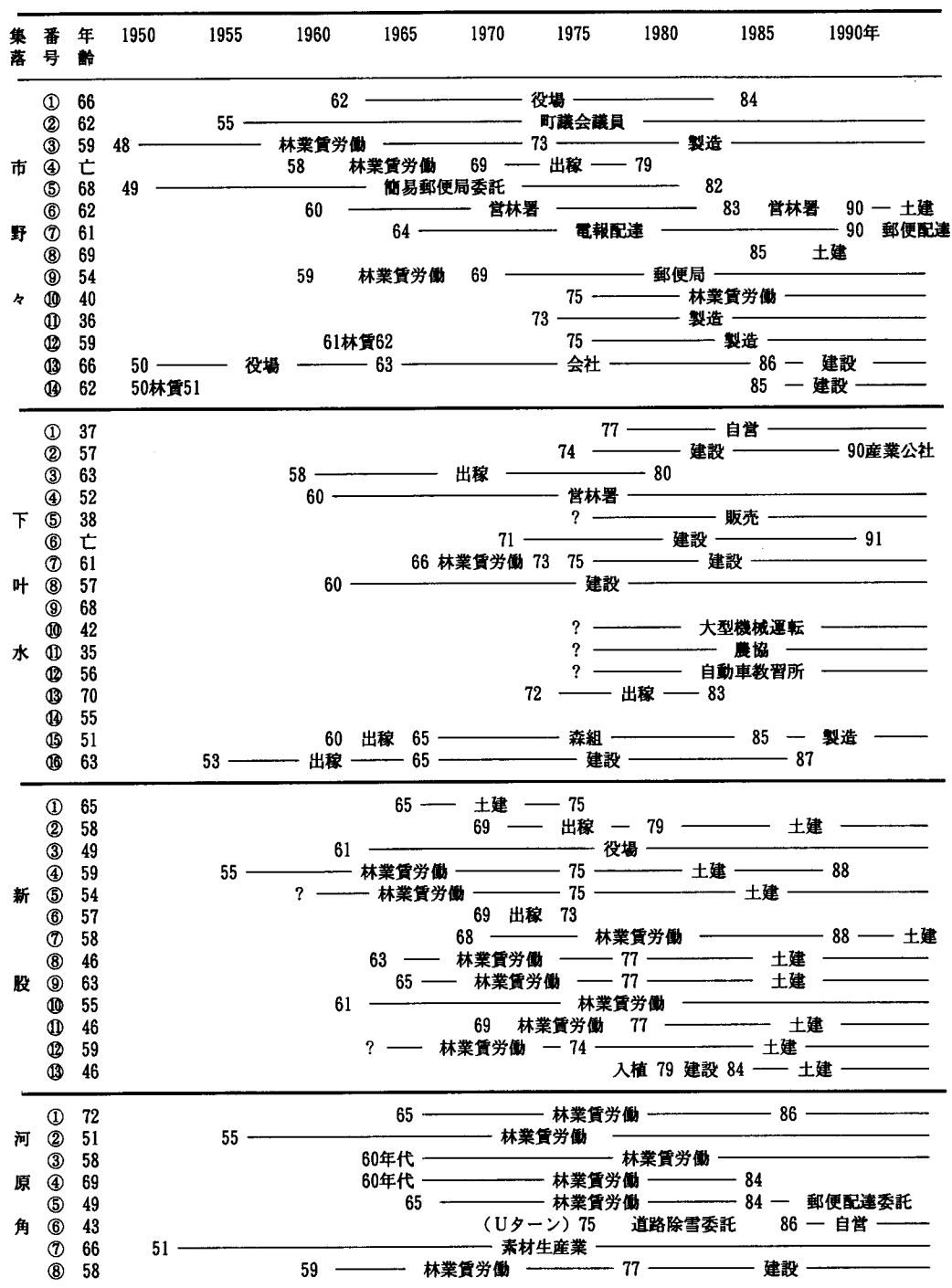


図6-1 横川流域集落の就業形態の推移
資料：聞き取り調査（1991年）より作成

問題については後に詳しく述べることとする。

この他、足水川流域の樽口、滝倉集落の農家2戸は、農業経営とともに年間を通して林産物収入を得るために春の山菜採取と秋のキノコ栽培を組み合わせた複合経営を行っている。特に足水川上流域の自然条件はキノコ栽培に適していることから、ナメコの容器栽培とトビタケ、マイタケの原木栽培を行い生産量を伸ばしている。原木は国有林に比べて価格の安い森林組合より購入されている。これらのキノコ栽培は地域が持つ自然条件を活かした生産であり、小国町内の地場消費を中心として需要が増加している。

②横川流域

1970年代後半以降、横川流域ではワラビを中心に様々な山菜の栽培が行われ、山間部集落における大きな現金収入源となっている。特に、集落を単位とした観光ワラビ園の経営は地域を活性化し地場産業として定着しつつある。

部落有林を活用した観光ワラビ園は、林野に自生しているワラビに施肥を行うことによって良質なワラビを大量に生産し、観光客が自らワラビを採取する形態となっている。ワラビ栽培を始めた当初は、集落の住民がワラビを採取し販売していたが、田植えなどの農繁期と重なり採取する時間が取れないことや兼業化が進むなかで全ての世帯が平等に採取することができなくなったため、利用形態を観光客が自ら採取する観光ワラビ園に変更した。この観光ワラビ園の開設は、集落共同で効率的に現金収入を得ることを意図するとともに²⁾、年々増加する部外者による地域の山菜資源の乱獲防止に役立たせようとするものであった。観光ワラビ園の概要をみたのが表6-1で、横川流域には新股集落に40ha、河原角集落に60ha、豊里(共有林)に10haが開設されている。また、観光ワラビ園の入園者数の推移をみたのが図6-2である。観光ワラビ園は、交通の不便な山間部に立地しているにもかかわらず、入園者数は年々増加し、都市住民の新たな森林利用の一形態ともなっている³⁾。

ワラビの栽培地はかつての採草地、萱狩場を改良したもので、その過程をみたのが図6-3である。採草地、萱狩場はその利用が衰退してからは、牧草地や人工林を造成するか放置されていた。このうち林野の牧草地利用は減反政策によって水田に牧草が転作されたため衰退し、

表6-1 観光ワラビ園の概要 (1990年)

流域	集落名	面積 (ha)	所有形態	導入事業	構成 戸数 (戸)	開園 年 (年)	入園料 (円)	配当 (万円)
横川	新股	40	部落有林	山村振興特別対策事業	14	1982	1,700	10
	河原角	60	部落有林	山村振興特別対策事業	8	1976	1,700	20
	豊里	10	共有林	山村振興特別対策事業	10	1976	1,800	10
足水川	樽口	20	部落有林	第二次林業構造改善事業	10	1978	1,700	20

資料：聞き取り調査より作成

- 注：1) 豊里は10人の共有地(新股5人)におけるワラビ園である
 2) 新股、河原角の配当は、収益から部落費を除いた後の配当である
 3) ワラビ園の造成は導入事業以外に自力造成したものもある

近年のワラビ栽培はこの不要となった牧草地と放置されていた林野を利用したものである。足水川流域の足野水集落など、集落によっては部落有林の採草地をその不要化にともない公社造林をしたところも多く、結果論ではあるが木材価格が低迷するなかでこうした人工造林地をワラビ園として造成しておけば早くから多くの収入を得ることが可能であったとの声も多く聞かれる。このことは、人工造林が必ずしも悪いわけではないが、用材生産を目的とした人工林化によって、自ら多様な林野利用の発展の可能性を喪失させたと言えよう。

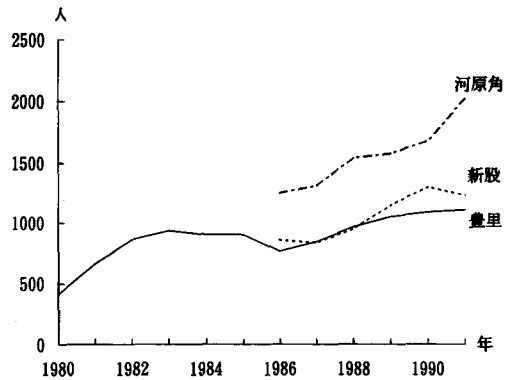


図6-2 観光ワラビ園の入園者数の推移
資料：各観光ワラビ園の管理責任者からの聞き取り調査より作成

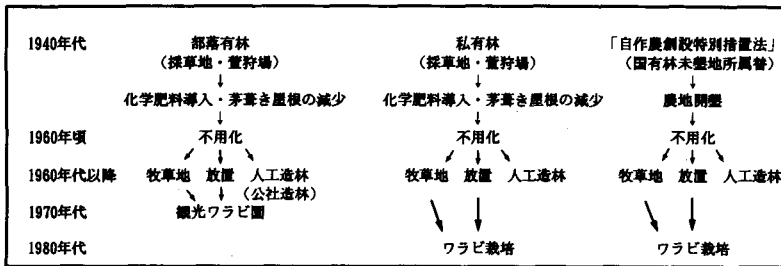


図6-3 ワラビ栽培へ至るまでの林野利用の変遷
資料：聞き取り調査より作成

次に、横川流域集落の山菜栽培の概要を示したのが表6-2で、近年、各農家が山菜を個人的に栽培し生産量を伸ばしている。栽培地の多くは、観光ワラビ園と同様にかつての個人の採草地や萱狩場、牧草地などを改良したものである。その栽培はスギ人工林内で複合経営が行われるなど森林空間や農地周辺の林野を利用し多様な形態で行われている。特に1980年代後半からはワラビ以外にウド、シオデ、ギョウジャニンニク、ゼンマイ、アケビなど新たな山菜の栽培が独自に試みられている。しかし、天然の山菜資源に恵まれる河原角、滝などの奥地集落ではワラビ以外の山菜の栽培は行われておらず、資源状況や集落ごとに利用できる林野面積の違いによって栽培と採取の二形態でそれぞれ効率的な生産が行われている。聞き取り調査によれば横川流域集落におけるワラビを中心とした山菜収入は、1人当たり1日平均7,000~8,000円で、1戸当たりの年平均収入は約160万円である。また販売先を示したのが図6-4で、古くからゼンマイの売買が行われてきた小国町外の山菜販売業者を中心として森林組合、農協、地域内の山菜販売業者、個人販売など既成の農林産物流通ルートに乗らない多様な形態で販売先が

表6-2 横川流域集落の山菜栽培の概要

集落名	番号	種類	面積 栽培		山菜栽培以前の利用	集落名	番号	種類	面積		山菜栽培以前の利用
			(a)	(年)					(a)		
市	①	ワラビ	50	85	山地の水田	新 股	①	ウド	1	減反地	
		ウド	3	86				ワラビ	30	採草地, 原野	
	②	ワラビ	140	81	スギ林		②	ワラビ	20	牧草地	
	⑤	ワラビ	25	76	山地の水田		③	ワラビ	15	萱地	
	⑥	ワラビ	10	82			④	ウド	25	減反地	
	⑦	ワラビ	10	84	山地の水田			ワラビ	50	採草地, 萱地	
		ウド	2		原野			シオデ	?		
	⑧	ワラビ	10	85	山地の水田		⑤	ウド	5	減反地	
		ウド	10	85	山地の水田			ワラビ	50	スギ伐採跡地	
	⑨	ワラビ	20	84	萱地			アケビ	10	減反地	
		ウド	2	84				シオデ			
	⑩	ワラビ	6				⑥	ウド	?		
	⑪	ワラビ	20	81	萱地			ワラビ	3	原野	
		ウド	1		畑の土手			ワラビ		スギ造林地	
々	⑫	ワラビ	35	86		⑦	ウド	2			
	⑬	ワラビ	15		山林, 原野, 畑		ワラビ	50	萱地		
		ウド	1			⑧	ウド	2			
	⑭	ワラビ	10	81	原野		ワラビ	3			
		ギョウジャニンニク	5	81	山地	⑨	ウド	4			
	①	ワラビ	30		萱地		ワラビ	20	牧草地		
	②	ワラビ	50	77	萱地		ワラビ	20	育林中のスギ伐採		
	③	ワラビ	63	85			アケビ	5	減反地		
		ウド	5			⑩	ウド	5			
	④	ワラビ	40	71	山地		ワラビ	30	採草地, 萱地		
下	⑤	ワラビ	30			⑪	ウド	20	減反地		
	⑥	ワラビ	20	71	共有地を借りる		ワラビ	70	牧草地		
	⑦	ワラビ	100		採草地		ワラビ	130	離農者から購入		
	⑧	ワラビ	50	71	牧草地	⑫	ウド	3			
		ウド	3		山地		ワラビ	50	萱地		
	⑩	ワラビ	30			⑬	シオデ	30	スギ造林地		
		ウド	20			河 原 角	③	ワラビ	50	2次林(製炭跡)	
	⑪						⑥	ウド	1		
⑫							ワラビ	200	採草地		
水	⑬	ワラビ	40	82	牧草地		ワラビ	50	減反地		
	⑭	ワラビ	80	84	萱地	①	ワラビ	25	原野		
	⑮	ワラビ	20	86	萱地	②	ワラビ	15	山地の水田		
	⑯	ワラビ	100		萱地		ウド	5	減反地		
						滝	③	ワラビ	80		
							④	ワラビ	40		
						ウド	2				

資料：聞き取り調査(1991年)より作成

確保されている。しかし、森林組合と農協は山菜の種類や出荷量、出荷時間の制限がある。このため多様な山菜を採取したいが販売先がないという問題を解消するため、横川流域の農家の後継者2人がそれぞれ山菜の売買を行っている。こうした地域固有の資源に着目した上で、地域の人々が資源を利用し販売することは、地域の活性化や略奪的な資源利用を規制し地域資源を有効に利用することに役だっている。

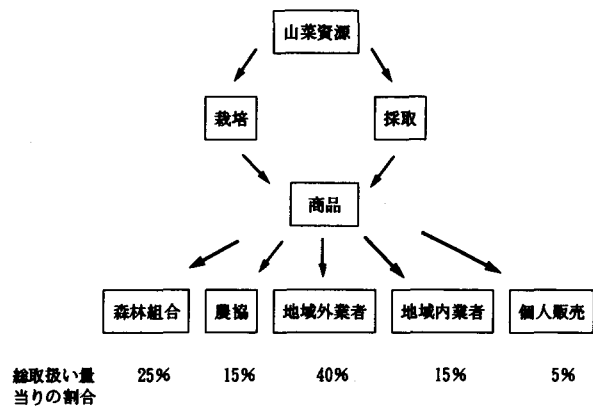


図6-4 横川流域における山菜の販売先
資料：地域内業者からの聞き取り調査(1991年)より作成

このように地域の林産物利用は、生産の効率化と収入の増大を図るために天然の採取生産から人工栽培へとその生産方式を転換し、立地条件や自然条件に応じて多様な形態で行われている。こうした栽培は、観光ワラビ園の成功を契機としたもので、近年は栽培する山菜の種類を増やし規模拡大や個人経営へと発展している。従って、観光ワラビ園が新たな山菜の資源化を図る一段階として果たした役割は大きい。

3. 地域資源の利用・管理問題

①ブナ林伐採問題

小国営林署は、足水中里集落を流れる足水川の支流上流部の国有林において、ブナなどの広葉樹9haを1987年度に木材業者に払い下げ伐採する計画であった。同地域は水源涵養保安林などの法的規制はないが、集落の水田の灌漑用水や飲料水などの水源林となっている。このため伐採が行われると灌漑用水や貴重な現金収入源となる山菜、キノコの採取地の減少につながり、また同地域で行われているイワナの養殖事業にも影響するため、足水中里集落は伐採中止を求める陳情書(附属資料2)を小国営林署に提出した⁴⁾。しかし陳情は聞き入れてもらえず、このため国有林を水源とする沢水を利用してイワナの養殖を営む地元住民は、上流にわずかに残っている水源林のブナ林が伐採されることによって①水量の減少、②水質の悪化、③水温の上昇等によって養殖が不可能になることを理由に、小国営林署(その後国に変更)を相手として1987年に伐採禁止を求める仮処分申請を行った⁵⁾。

同地域では、これまで足水中里集落の住民が利用する薪炭材及びナメコ用材として年間0.1~2.0ha程度の慣行的伐採が毎年行われてきたが、この計画では、初めて一般用材として伐採する予定であった。

この伐採計画について営林署は、これまで同地域内で毎年伐採してきたが、なんら河

川に影響がでていないことや、今回は保残伐（若木を育てるための種木となる木を残して伐採すること）及び択伐によって実施するので林地を裸地化せず、搬出方法については架線集材により沢筋を利用した搬出をしないため、伐採にともなう沢水への影響はないとしている⁶⁾。

しかし、こうした計画は立てられているものの「高度経済成長」期に行われた森林施業に対する地域住民の不信感が強いことや、また国有林経営の合理化により直営直備生産を縮小し、立木処分や請け負い生産が増大したため素材生産業者に伐採が任せられ、利潤追求＝能率第一主義を目的とする業者が営林署の施業計画どおりに伐採、搬出を行うとは限らないなどの問題がある。

また、イワナの養殖においては、渇水期における水量や水温が重要で、天然林施業や広葉樹伐採による水質、水温への影響が解明されていない現在、当地域における森林施業がどう河川に影響するのかを予測することはできないのが実情である。

同地域における過去に行われてきた薪炭材などの慣行的な伐採は、人力によるため伐採面積も小さく、主として冬山伐採により搬出は雪上で行われてきた。そして更新は天然更新により行われ、地元住民の生産もしくは生活サイクルに合った利用が行われてきたためこれまで伐採による地域への影響も起きていない。しかし一般用材の伐採は、機械化により伐採面積が広く、天然更新が可能であっても従来の地域住民の資源利用のサイクルに合わないことが問題となっている。

こうした問題が起こるなかで、地域施業計画を立案する際に直接の利害当事者である地元住民の合意を得ることが必要であり、地域住民の森林資源利用や河川への影響を考慮した森林施業もしくは総合的な資源管理が求められている。

②山菜資源の管理問題

奥地集落では近年においても山菜の採取生産が主として国有林の普通共用林野を利用して行われているが、国有林の天然林伐採による単一なスギ人工林化は山菜、キノコの採取場所の減少につながっている。一方、林道整備が進むにつれて山菜業者やレジャーによる略奪的な山菜採取が行われ、それにより資源の枯渇をまねき地域住民の生計に大きな影響を及ぼしている。このため持続的な資源利用を行うための規制や地域を主体とした管理が現在求められている。

また、ワラビ栽培はすでに10年以上続けられ、毎年肥料は散布されているが年々地力が減退しワラビが細く短くなりつつあるという問題を抱えている。1年間ワラビの採取を休止すれば太く成長するが、ワラビ園からの収入が家計に占める割合も高くなり休園する事ができないことも事実である。従来の天然の山菜採取は、伝統的な資源管理に基づき資源を枯渇させることなく持続的に利用されてきたが、ワラビの単一栽培による商品生産の拡大は、持続的な資源利用との矛盾を顕在化させている。

横川流域集落は山間部集落としては若者の定住が進み後継者は多い⁷⁾。しかし、若齢層は賃労働が主体であり、山菜の栽培など地域の資源を活かした生産の担い手は中高齢層の人々が中

心となっている。また、近年の就業形態は恒常的勤務を主体とした兼業となったことより、集落を単位としたワラビ園の共同体的管理が困難になりつつある。このため管理作業は日曜日にしか行えず、施肥をヘリコプターで行うなどして作業日数を減らしている⁸⁾。観光ワラビ園の管理作業は集落における共同作業が減少するなかで、地域の連帯を深めコミュニティーをはかる貴重な機会となっている。このため地域振興の推進役を果たしてきた観光ワラビ園は、単に収入を得るのみならず、今後の地域社会の維持、発展を考えるうえでも重要である。

近年、山菜・キノコの需要は増加傾向にあり、これらの生産は地域の地場産業として発展していく可能性も高くなっている。こうした地域の資源を活かした生産が成功しつつあるなかで、今後はいかに担い手を確保していくかが課題であるが、高齢者を資源管理の担い手として位置づけその支援体制を整えることも一つの方法であろう。現段階では、山菜生産は地域経済における副次的なものに過ぎないが、自主的な地域資源利用に基づく新たな生産への取り組みの意義は大きい。今後はこうした試みを地場産業の振興そして地域の発展に活かし、共同体的管理の弱体化で後退した地域住民による伝統的な資源管理を再検討しつつ地域資源の持続的利用と保全の方法を新たに確立することが課題である。

第3節 小 括

この時期の国有林経営は、林業の不況と経営基盤の悪化、さらには自然保護運動の高揚などによって事業量を減少するとともに、従来の皆伐と新植を基本とした施業から天然林施業へと転換した。しかし、その森林資源利用は用材生産を主体とすることに変化はなく、地域住民の森林資源利用や水資源などの環境保全上の問題を顕在化させた。また、国有林の減量経営は地元での安定的な雇用機会を減少させることとなった。こうしたなかで国有林の公共性は大きく後退し、地域における存在意義を失いつつある。

一方、「高度経済成長」期以降の山村は、労働市場の拡大による就業形態の変化や天然林伐採による資源の枯渇によって地域資源に立脚した生産は後退し、森林資源利用と結びついた伝統的な定住条件も崩壊していった。山村農民の賃労働者化と地域資源利用の衰退の過程は、森林資源に恵まれない下流域ほど早く上流域集落は遅く進展したが、豪雪地帯という厳しい条件も加わって1960年代以降の両流域における過疎化の進行は著しかった。こうしたなかで近年、イワナの養殖や観光ワラビ園、山菜・キノコ栽培など地域固有の資源を活用し山村の特性を活かした地場産業を発展させる試みが行われている。しかし、両流域におけるこうした地域資源利用をめぐる取り組みには差異がみられる。横川流域では、農業と山菜生産を組み合わせた地域資源利用により流域集落が一体となって地域振興を図り、1975年以降過疎化の進行を食い止めることができた。その一方で賃金労働が主体となっている足水川流域では、地域資源の活用が個人的に取り組みされているものの現在も過疎化、高齢化が著しくなっている。つまり、地域が一体となって地域資源の有機的活用と管理を行うことが山村における定住条件であると言えよう。近年の観光ワラビ園にみられる自主的な地域資源の共同利用に基づく新たな生産の試み

の意義は大きく、地域住民による新たな森林資源管理の一動向として注目されるものである。

注

- 1) 黒木三郎・山口孝・橋本玲子・笠原義人編：新国有林論，大月書店，1993，p. 98
- 2) 1980年における樽口観光ワラビ園の粗収入は約170万円。そのうち肥料代に20万円，その他若干の経費はかかるものの，組合員10人で配当は1人当たり約15万円となっている（現代林業 No. 172，1980，p. 40）。10年後の1990年には，規模も拡大され観光ワラビ園は20haとなっているが，1人当たりの配当は約20万円と余り増大していない。これは，ヘリコプターによる肥料散布など管理の経費の増大による影響が大きくなっている。
- 3) 有永明人：森林国有の現段階的意義—林政審答申批判一，林業経済 No. 512，1991，p. 3
- 4) 足水中里集落以外に樽口，新股，玉川などにおいても集落の水源地たる森林の伐採問題が起こっている。こうした問題が起こるのは，法的な規制のない森林が伐りつくされた結果，残っているのは山村住民の生活基盤である各集落の水源地のみとなっているためである。（東北の自然，No. 41，1988，p. 20）
- 5) 拙稿：自然保護とブナ林問題，日林東北支誌 No. 40，1988を参照
- 6) ブナ原生林伐採禁止仮処分事件準備書面，1988
- 7) 横川流域にある基督教独立学園高等学校（私立）は，労働，自然，農業を重視した教育を行い，同地域から通う生徒に対して地域に残って農業を行うことを勧め，そのことによって同流域では多くの後継者が育っている。
- 8) 朝日新聞山形版，1992年7月7日の「ムラの機能 草刈り，水管理に限界」との記事には，河川数の草刈りが「水田を牛の力で耕した時代は，飼料を求める農家がこぞって参加し」そのことが川の維持管理につながった。しかし，サラリーマン農家が増え「作業は日曜日，しかも昼間は遊びに出かける家庭が多いので早朝に限られる」とあり，地域の資源利用の衰退と兼業化が進行するなかで，伝統的な資源管理が困難になりつつある。

結 言

横川・足水川流域集落では，戦前期より森林資源を基盤とした多様な小商品生産が展開され，その利用によって集落の定住条件つまり生産と生活の再生産条件が確保されてきた。1960年代以降の薪炭生産の崩壊と労働力市場の拡大により伝統的な資源利用は衰退したが，山菜，キノコ生産などの林野利用は途切れることなく継続した。近年の観光ワラビ園にみられる新たな森林資源の活用は，地域の森林資源に立脚した伝統的な生産体系あるいは林野利用を見直し発展させたものである。そしてこの林野利用は主として国有林野を対象として行われ，地域における森林資源利用は国有林経営と農民的林野利用の二形態で展開した。その両者の森林資源利用はいくつかの相違点がある。

戦前の国有林経営は天然更新による薪炭材生産を基調としたが，戦後は天然林伐採と人工造林による画一的な森林施業が展開された。これに対して農民的林野利用は，伝統的な自給的資源利用と小商品生産という二つの形態で展開し，自然条件の違いあるいは上流部と下流部の違いにより地域独自の資源利用として発展した。つまり戦後の地域における森林資源利用は，国有林経営における用材生産を基調とした画一的・一面的な資源利用と地域住民の生産，生活に根ざした多様な資源利用という形で展開されたのである。

こうした過程において、農民的林野利用は常に国有林に依存するかたちで展開したが、近代的土地所有により自由な林野利用を制限され、農民は限られた林野を利用することによって生計を維持してきた。また戦後の国有林は資源収奪的な経営を行い、地域住民の森林資源利用と乗離して展開したため、ブナ林伐採問題にみられるように国有林経営と地場産業との矛盾が顕在化している。このため経済効率性を追求する一面的な生産は、資源を疲弊させるばかりでなく、正常な地域生産活動の持続的な発展を阻害する要因となっている。このように地域住民の林野利用は、土地所有とこれを基盤とした資本主義的生産様式による森林資源利用の一面化との両面から制限されてきたと言える。そのことは、農民的林野利用の衰退あるいは農民の賃労働者化への契機ともなった。しかし、その一方で同地域では今日まで国有林と地元山村とが互いに依存、共存し、国有林野事業を通じて地元雇用機会の安定化が図られたことや、国有林野が地元施設、林産物の供給などを通じて地域振興に寄与してきたことも地域定住条件として指摘しておきたい。

一方、国有林経営は針葉樹人工造成を基調としていたのに対して、農民的林野利用における小商品生産は天然林の広葉樹を対象とした資源利用であった。このこと自体は経営目的の違いでもあるが、用材生産が長期の固定的な資源利用であるのに対し、広葉樹利用は薪炭生産にみられるように萌芽更新による短期的資源利用であると同時に山菜採取などの多面的な活用である。横川・足水川流域集落では、森林資源の短期的、多面的な利用によって現金収入を得ることで生計を維持してきた。近年においても、新たな森林資源の活用によって横川流域では過疎化の進行を遅らせている。つまり多様な森林資源利用に立脚した複合経営が定住条件に結びついていたのである。このように農民的林野利用は、いわば原生的生産力に依拠し、短期のサイクルをもった多様な資源利用であり、そのことが持続的な生産を可能とした。その資源管理は、資源維持と積極的な利用を前提として集落を単位とした地域の主体性のもとで伝統的に行われてきた。こうした伝統的な資源管理は「高度経済成長」期以降後退したが、近年の観光ワラビ園は、地域住民の新たな森林資源管理の芽生えといえよう。

横川・足水川流域集落では1960年代以降、森林資源利用と結びついた定住条件が崩壊し過疎化が進行した。こうしたなかで地域資源を活用した地場産業を發展させ、地域振興を図る試みがイワナ養殖や観光ワラビ園、山菜、キノコ栽培である。これらは伝統的な採取生産から集約的な生産に發展したもので、森林資源の新たな活用として注目される。しかし、イワナ養殖における水源林伐採問題や山菜資源の減少、キノコ栽培における原木の持続的確保の問題などを抱え、これらの生産は国有林経営もしくは森林施業のあり方如何によって大きな影響を受ける。また、観光ワラビ園や山菜栽培は、現段階では部落有林や私有林を対象として行われているが、林野面積の少ない集落の存在や地力が劣化する問題も抱えており、集落周辺に広大に存在する国有林に地域住民の資源利用を拡大することも必要である。

山村では、これまで地域の森林資源利用に依拠した生産、生活を行うことによって地域社

会を維持してきたのであり、地域の発展にとって今後も森林は不可欠な資源である。従って、地域の森林資源の利用を通じて農林業の振興や地域活性化を図るためには、それぞれの地域における歴史的かつ伝統的資源利用のもつ長所を顧みながら、地域固有の資源の再認識と活用が必要である。そして地域資源を保全し地場産業を守りつつ森林を持続的に利用していくことが求められるが、そのためには第一に森林資源利用を一面的なものから多面的なものへと拡大し資源相互間の調和を保つこと、第二に森林資源を木材資源のみならず複合的資源として捉え直し、個別的な資源管理から総合的な資源管理へと転換していくことが必要とされる。同時に総合的な資源管理としての環境保全型生産体系に基づく新たな森林施業も求められている。第三に複合的な資源である森林の管理は、地域の主体性を基礎としてこそ合理的な管理がなされるものであり、林業生産を含めて多面的な機能を発揮するためには、地域住民の積極的な管理への参加が求められる。それに対応した新たな管理主体としては、それぞれの地域の条件に即して組織された集団の複合体が考えられる。また、複合的な森林資源の利用をめぐる利害の連帯を実感しうる範囲として小流域を単位とした多様な資源管理が必要とされる。第四に森林資源が一定の地域のなかで存在し、森林それ自体が土地を含めた資源であることから、土地所有及び土地利用の社会的規制が必要である。なぜならば地域の森林資源利用が土地所有者の利害に左右され、合理的な資源利用が排除されるからである。その例がわが国最大の土地所有体としての国有林といえよう。今後、国有林野の森林資源利用を維持、拡大し地域の活性化を図っていくためには、市町村及び地域住民の意志を反映した社会的管理が重要であり、国有林と新たな諸関係を結ぶ必要がある。その場合、地場産業の振興と森林資源管理をいかに結び付けていくかが課題となる。

以上の点を踏まえた上で、それぞれの地域の主体性のもとで伝統的に形成されてきた森林資源の多面的利用体系を発展させる条件を作り出すことが地域の森林資源管理、環境保全と相俟って現在求められている。1980年代以降は、自然環境を保全することと地域の産業を守ることにイコールという新たな認識が発展しつつあり、森林資源利用を前提とする地域の伝統的地場産業の再生が、地域資源保全のための極めて重要な条件の一つといえる。

附 属 資 料

1. 東西滝部落有山林原野土地使用制限使用料金並樹木乱伐防止規約

第一章 目的及名称

第一條 本規約ハ当部落有山林原野保護及樹木乱伐ヲ防止スルヲ目的トス

第二條 本組合ハ津川村大字東西滝部落有山林原野保護組合ト称ス

第三條 本組合ノ事務所ハ第二區長宅ニ置ク

第四條 第一條ノ目的ヲ達センカ為メニ左ノ條項ヲ厳守スルコト

一 植樹其他ニ付土地ヲ使用シタルモノハ左ノ使用料金ヲ納ム

1	桑畑	一反歩	金貳拾 銭
2	松杉一尺以上植樹地	々	金五拾 銭
3	畝切畑	々	金五拾 銭
4	松杉一尺未満植樹地	々	金 拾五銭
5	松杉以外ノ植樹地	々	金 拾五銭
6	松杉以外ノ成木植樹地	々	金參拾 銭
7	萱菅生地	々	金 拾 銭

二 左ノ樹木ヲ伐採スルモノハ左ノ木代ヲ納ムル事

- 1 松杉製材木一年一戸五本 無代

但シ六本以上伐採スル時ハ本組合ノ協議ヲ経ル事四寸角以下ノモノハ伐採セザル事

- 2 雑木製材木一年一戸五本 無代

但シ六本以上伐採スル時ハ本組合ノ協議ヲ経ル事

- 3 自家用薪木見積一ヶ年分 無代

三 土地使用及樹木伐採ハ左ノ制限ニ依ル事

- 1 一戸ノ土地使用ハ合計二町歩ヲ超ヘザル事

但シ一戸使用高ハ一ヶ年一反歩ヲ超ヘザル事

- 2 萱生地造成ノ場合ハ現在ノ萱生地以外ノ場所ニ造成スル事

四 製炭ニ関スル制限

- 1 製炭者ハ製炭竈一個ニ付一ヶ年金五円成ヲ納ムル事

但シ製炭數量ヲ不問竈一個ト見做ス

- 2 三個以上築竈スルトキハ両大字ノ協議ヲ経テナス可

但シ字外ノ人民ヲ経営者トシテスル事ヲ得ズ

第五條 第四條ノ各項ヨリ取得スル使用料金ハ本組合ノ諸経費ニ充ツ残余金は総テ貯金トナス事

但シ其他使用ヲナス時ハ本組合ノ協議ヲ経ル事

資料：横山家所蔵

2. 足水中里集落が小国営林署に提出した陳情書

貴署におかれましては、開署以来、飲用・田用・養魚用水の使用並びに水路の開設、薪木・木炭材の払い下げ、林道の開設、なめこ槽木の払い下げ、営林署直営事業並び民間払い下げ等により、地域住民の雇用の場を確保ください、地域住民の生活の維持と安定、農山村地域の活性化に多大な貢献と御尽力をいただき、また 100 林班巻の沢地帯を部落の大切な水源涵養林であることを認識され、今日まで部落の願いをおききとりいただき、おかげ様で部落住民も安

心して生活出来ましたことにたいし、厚く御礼申し上げます。

100林班は足水中里部落にとって単なる原生美林であるだけでなく、私たちの祖先と私たちが育ててくれた命の守り神とも言える存在であり、部落住民の誇りでもあります。

つきましてはこの度、貴署の方針により、巻の沢の原生林の一部が皆伐及び択伐の方法により伐採予定であることをお聞きし、部落住民一同、自分達の生命線を断ち切られるような衝撃を受けております。

貴署でも御存じの通り、100林班巻の沢流域は、沢の距離・面積共に少なく、自然災害の早魃、洪水の激しい所で、原生林の豊かな現在でも日照の長く続く年は、水田はかなりの早害を受けるのでございます。

水量は少ないけれども、地質・地形に恵まれた巻の沢の水質は、山形県内水面試験場の分析結果、養魚用水には最良の成績でしたし、飲料水としては長年保健所で10月上旬の澄みきった時期で一回で合格し、なめこ罐詰の製造も行っています。

このようなことも貴署のご理解のおかげで、豊かな原生林が大規模伐採されることなく現在まで保存していただいた為でございます。

しかしながら、貴署から業者に払い下げとなり、原生林が伐採されるならば、植物の生態系がこわされ、山菜の生育にも悪影響が現れます。また、原生林の回復には何百年も要すると言われており、その上、東北地方は勿論、日本においても原生林は希少価値的存在となりつつあることは、貴署におかれましても当然のこととしてご承知のことと思います。更に、原生林の伐採は子に孫にの代までも大きな悪影響を及ぼすことは必至であります。同時に、私たち部落現住民の産業に悪影響を及ぼし、原生林のない山間部などは定住する意欲すらうばわれてしまう思いすら致します。

小国町をとりまく現況は厳しく、東芝セラミックス・重化学の二大工場も不況のあおりを受け、失業者も多く、新規雇用は望めず、小国町は、大自然を活かした町づくりがこれからの大きな課題だと存じます。

以上のような原生林のもつ、多大な影響力をかんがみ、祖先から引き継がれたこの豊かな巻の沢の原生林を伐採しないで、未長く保存して下さるよう、貴署の十分な検討をお願い申し上げます。

重ねて貴署の特段のご配慮をいただきたく、部落住民全員の署名を添えて、巻の沢の原生林の存続のため、格別なるご詮議を賜りたく陳情申し上げます。

昭和62年8月28日

資料：「ブナと原生林・現代文明を考える全国集会資料集」より引用

Summary

The purpose of this study is to clarify the conditions for the development of mountain villages by regarding forest resources not only as a timber resource but also as a general regional resource (including of land, water and edible wild plants), and studying favorable ways to utilize and manage such resources, given that environmental protection and the revitalization of mountain villages are important current problems. Areas were selected along the Asimizu River, which had suffered under severe depopulation, and along the Yokokawa River where settlement of the local residents had been promoted. Both investigation areas are situated in Ogunimachi Yamagata Prefecture, a typical national forest zone. The author analyzed, in 4 stages, the progress of national forest management and the utilization of forest by farmers.

The introduction describes the background, purpose and method of this study.

Chapter 1, its title is "Problems in Forest Resources and National Forest Management", points out the uniform planting (which seeks only the economic efficiency of national forests) and the development of management that overemphasizes the production of timber increasingly contradicted a local industry based on local resources. Today resided problems in forest resources were clarified in this contradiction.

Chapter 2 describes the "General Situation of the Investigation Areas".

Chapter 3, "Initiation of Forest Ownership and the Development of Forest Utilization by Farmers (1873-1944)", examines the utilization of regional resources in the prewar period. The forests which the local residents had used as the basis for their living were taken away and as a result vast nationally owned forests emerged due to the revision of land taxes and the public and private land ownership classification of the early Meiji era. This led to the regulation of conditions for the development of production and of lives based on the various ways of forest utilization. However, the national forest management of the prewar period involved only a small timber production, because of undeveloped transportation network and its primary role to provide firewood for local communities. Thus, although the use of the forest was regulated, the local residents secured a steady supply of firewood. Also farmers among them engaged in self-supporting forest utilization (national forests in particular) and developed the production of small-scale merchandise, including silkworm breeding using wild mulberries, the production of charcoal, bracken ferns and nameko mushrooms. This forest utilization was based on environmental sound production which prevented the exhaustion of the resources and utilized the diversity of forests by regulations within the community of a settlement as a unit.

Chapter 4 describes the "Development of Forest Resource Utilization in the Postwar Rehabilitation Period (1945-1957)". While the national forest management of this period also focused primarily on firewood production, the broad-leaved timber production was increasing gradually with the development of a transportation network and an increase in the demand for timber mark the turning point. Thus, this period can be regarded as the early stage of extended afforestation. On the other hand, forest utilization by farmers changed a little even after the postwar farmland reform and the mode of utilization continued from the prewar period.

Chapter 5 describes "An Increase in Timber Production and the Turning point of Forest Utilization by Farmers (1958-1974)". National forest management in this period promoted the transformation of natural broad-leaved forests into artificial Japanese cedar forests and focused on only one aspect: the utilization of resources for the production of timber, dictated by the policy of increasing uniform afforestation during the "high economic growth period". This policy did

not only limited even more the utilization of the forest by local residents, but it also incurred problems from the standpoint of environmental protection, such as the preservation of water resources. The "modernization" of farm management, the collapse of firewood production and a decrease in natural resources led to a decline in forest utilization by farmers and in resource management based on community regulations.

Chapter 6 describes "A new Movement in Forest Resource Utilization (1975-1990)". National forest management of this period was characterized by a decrease in forestry, by the deterioration of administrative ability and an upsurge in environmental protection movements. Forest management shifted from total felling and planting new saplings to natural woods management. While conditions became poor for the people, who settle in mountain villages, these areas became increasingly depopulated after the "high economic growth period". The utilization of regional resources including bracken fern plantations for tourists, wild edible plants, mushroom cultivation and the breeding of char has been done and proven successful in the promotion of local industry. In the area along the Yokokawa River, they have successfully managed to stop depopulation, because of such resource utilization since 1975. Their success is more pronounced, when we compare that area with the area along the Asimizu River, an area that has been seriously depopulated. The proportion of senior citizens increases even today. Thus, it is important to utilize and manage local resources organically with the local community coordinating as a whole.

The conclusion makes a general examination of the developmental process of forest resource utilization in these areas. It is figured out that in order to vitalize mountain village areas, forest resource utilization must be based on the active participation of local residents and it must be shifted from one-sided to multiple-sided utilization and from individual to unified resource management. This shift will be the most important condition in attempts to protect and manage local resources.